

約款番号

E-4

旧エジソン生命 5年ごと利差配当契約用約款

ジブラルタ生命 コールセンター

0120-981-088 **通話料無料**

受付時間 平日 9:00~18:00 土曜 9:00~17:00
(日・祝・12/31~1/3を除く)

2024年3月版[®]



Gibraltar
ジブラルタ生命

目 次

■普通保険約款

5年ごと利差配当付定期保険普通保険約款	1
5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障保険普通保険約款	17
5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険普通保険約款	39

■特約条項・特則

保険金等の支払時期変更特則	58
保険契約の失効取消に関する特則（IV）	60
未経過保険料の取扱に関する特則	62
5年ごと利差配当付定期保険特約条項	63
5年ごと利差配当付年金払定期保険特約条項	72
5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障保険特約条項	83
5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約条項	98
5年ごと利差配当付家族定期保険特約（妻型）条項	112
5年ごと利差配当付家族定期保険特約（子型）条項	121
リビング・ニーズ特約条項	131
5年ごと利差配当付終身保険移行特約条項	138
保険料口座振替特約条項	139
クレジットカード払特約条項	141
団体特別取扱特約条項	143
集団特別取扱特約条項	145
5年ごと利差配当付定期保険集団取扱特約条項	147
5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険集団取扱特約条項	148
給付金の受取人に関する特約条項	149
家族特約の保険金等の受取人に関する特約条項	150
指定代理請求特約条項	151
自動更新特約条項	154
特別条件付取扱特約条項	156

5年ごと利差配当付定期保険普通保険約款 目次

この保険の趣旨

1. 会社の責任開始期
第1条
2. 保険料の払込、払込の猶予および保険契約の失効
第2条 保険料の払込
第3条 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効
第4条 保険料の払込方法<経路>
3. 保険契約者の住所の変更
第5条
4. 保険料の前納
第6条
5. 保険契約の復活
第7条
6. 保険金の支払および請求手続
第8条 保険金の支払
第9条 保険金の請求手続
第10条 被保険者の生死不明の場合
第11条 保険金支払の時期および場所
7. 高度障害給付金の支払および請求手続
第12条 高度障害給付金の支払
第13条 高度障害給付金の請求手続
第14条 高度障害給付金支払の時期および場所
第15条 保険契約の消滅
8. 保険料の払込免除および請求手続
第16条 保険料の払込免除
第17条 保険料の払込免除の請求手続
9. 保険金を支払わない場合
第18条
10. 高度障害給付金を支払わない場合
第19条
11. 保険料の払込を免除しない場合
第20条
12. 保険契約の取消、無効および解除
第21条 保険契約の取消および無効
第22条 告知義務違反による解除
第23条 重大事由による解除
13. 保険金額の中途増額
第24条
14. 中途解約および保険金額の減額
第25条
15. 払戻金
第26条
16. 保険契約の承継ならびに保険金受取人の変更および死亡
第27条 保険契約の承継
第28条 受取人の変更
第29条 遺言による受取人の変更
第30条 受取人の死亡
17. 保険契約者または保険金受取人の代表者
第31条
18. 受取人による保険契約の存続
第32条
19. 年齢の計算および誤りの処理
第33条 年齢の計算
第34条 年齢の誤りの処理
20. 保険契約の更新
第35条
21. 他の保険種類への加入
第36条
22. 契約者配当
第37条
23. 時効
第38条
24. 他の保険契約への転換
第39条
25. 管轄裁判所
第40条
26. 保険期間の短縮
第41条 保険期間の短縮
第42条 保険期間を短縮した場合の特約の取扱
27. 払済保険への変更
第43条
28. 保険金等の支払方法の選択についての特則
第44条

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

別表1 対象となる不慮の事故

別表2 身体障害表

5年ごと利差配当付定期保険普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、被保険者が死亡したときに保険金を、また、高度障害となったときに高度障害給付金を支払うことを主な内容とし、家族の生活安定をはかる保険であります。

1. 会社の責任開始期

第1条 会社は、次の時から保険契約上の責任を負います。

1. 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時
2. 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときはその告知の時)
- ② 前項による会社の責任開始の日を、保険契約の契約日とします。
- ③ 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を発行します。保険証券には、次の各号に定める事項を記載します。なお、保険事故・給付事由および保険給付の方法については保険証券に記載しません。
 1. 会社名
 2. 保険契約の名称
 3. 契約日
 4. 保険料およびその払込方法
 5. 保険契約の終期(保険期間)および保険料払込期間
 6. 保険金額
 7. 保険契約者の氏名または商号等
 8. 被保険者の氏名および契約時の年齢
 9. 保険金等の受取人を定めたときは、その氏名または商号等
 10. 特約が付加されたときは、その特約の名称、終期(保険期間)および保険金額等
 11. 保険証券の作成地および作成年月日

2. 保険料の払込、払込の猶予および保険契約の失効

(保険料の払込)

第2条 保険契約者は、第2回以後の保険料を、保険料払込期間中、毎回第4条第1項に定める払込方法にしたがい、次の期間(以下「払込期月」といいます。)内に払い込んで下さい。

1. 月払の保険契約(以下「月払契約」といいます。)の場合
月単位の契約応当日(契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。)の属する月の初日から末日まで
2. 半年払の保険契約(以下「半年払契約」といいます。)の場合
半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
3. 年払の保険契約(以下「年払契約」といいます。)の場合
年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
- ② 前項の規定にしたがい、保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者(保険金を支払うときは保険金受取人)に払い戻します。
- ③ 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険金または高度障害給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。
- ④ 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに第16条に規定する保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑤ 前項の未払込保険料の払込については、第3条第5項の規定を準用します。

(保険料払込の猶予期間および保険契約の失効)

第3条 第2回以後の保険料の払込については、次のとおり猶予期間があります。

1. 月払契約の場合
払込期月の翌月初日から末日まで
2. 半年払契約または年払契約の場合
払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで(払込期月内の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで)
- ② 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。
- ③ 保険契約が効力を失った場合には、保険契約者は、解約払戻金を請求することができます。
- ④ 猶予期間中に保険金または高度障害給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ⑤ 猶予期間中に第 16 条に規定する保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者はその猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、保険料の払込を免除しません。

(保険料の払込方法<経路>)

第4条 保険契約者は、会社の定める範囲内で、次の各号のいずれかの保険料の払込方法を選択することができます。

1. 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
 2. 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 3. 会社の派遣した集金人に払い込む方法(保険契約者の指定した集金先が会社の定めた地域内にある場合に限りです。)
 4. 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 5. 所属団体または集団を通じ払い込む方法(所属団体または集団と会社との間に団体取扱契約または集団取扱契約が締結されている場合に限りです。)
- ② 前項第3号の規定による場合において、払込期月内に、保険料の払込がないときは、第3条第1項に規定する猶予期間内に会社の本社または会社の指定した場所に払い込んで下さい。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込の用意の申出があったときは、猶予期間内でも集金人を派遣します。
- ③ 月払契約について、第1項第3号の規定による場合において第3条第1項に規定する猶予期間中の未払込保険料があるときは、その保険料の払込があったのち、払込期月の保険料を集金します。
- ④ 保険契約者は、会社の定める範囲内で、第1項各号の保険料払込方法を変更することができます。
- ⑤ 保険料払込方法が第1項第3号ないし第5号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱範囲を超えたときまたは会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料払込方法を他の払込方法に変更して下さい。この場合、保険契約者が保険料払込方法の変更を行なうまでの間の保険料については、会社の本社または会社の指定した場所に払い込んで下さい。

3. 保険契約者の住所の変更

第5条 保険契約者が住所または居所(通信先を含みます。以下本条において同様とします。)を変更したときには、直ちに会社の本社または会社の指定した場所に通知して下さい。

- ② 保険契約者が前項の通知をせず、保険契約者の住所または居所を会社が確認できなかった場合は、会社が知った最終の住所または居所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

4. 保険料の前納

第6条 保険契約者は、次のとおり将来の保険料を前納することができます。

1. 月払契約の場合

当月分以後の3カ月分、6カ月分、9カ月分または12カ月分の保険料を前納することができます。この場合には、次表の例のとおり割引きます。

前納保険料	割引額	前納保険料	割引額
3カ月分	1カ月分の保険料の6%	9カ月分	1カ月分の保険料の35%
6カ月分	1カ月分の保険料の18%	12カ月分	1カ月分の保険料の60%

2. 半年払契約または年払契約の場合

(イ) 将来の保険料(半年払契約については、1年分または1年分の整数倍の保険料)を前納することができます。この場合には、会社の定めた率で割引きます。

(ロ) (イ)の規定により割引かれた前納保険料については、会社の定める率の利息をつけて積み立てておき、年単位(半年払契約については半年単位)の契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。

- ② 会社は、次のいずれかの場合に前納保険料の残額があるときは、これを保険契約者に払い戻します。ただし、保険金または給付金を支払う場合には、その受取人に払い戻します。

1. 保険契約が消滅したとき。
2. 保険料の払込を要しなくなったとき。

5. 保険契約の復活

第7条 第3条第2項の規定によって保険契約が効力を失った日から起算して3年以内であれば、保険契約者は、保険契約の復活を請求することができます。ただし、解約払戻金を請求した後は、保険契約を復活することはできません。

- ② 会社が保険契約の復活を承諾したときには、会社の指定した日までに、延滞保険料を払い込んで下さい。

- ③ 会社が保険契約の復活を承諾した場合には、次の時から保険契約上の責任を負います。

1. 保険契約の復活を承諾した後前項に規定する金額を受け取ったとき。

前項に規定する金額を受け取った時

2. 前項に規定する金額を受け取った後に保険契約の復活を承諾したとき。

前項に規定する金額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)

- ④ 復活後の保険契約の保険証券は、旧保険証券と復活の通知書をもって新保険証券に代えます。

6. 保険金の支払および請求手続

(保険金の支払)

第8条 保険金は、被保険者が保険期間中に死亡したときに、保険金受取人に支払います。

(保険金の請求手続)

第9条 保険契約者または保険金受取人は、被保険者が死亡したことを知ったときは、直ちに会社に通知して下さい。

② 保険金受取人は、次の書類を提出して保険金を請求して下さい。

1. 保険金請求書
2. 死亡診断書または検案書
3. 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本)
4. 保険金受取人の戸籍抄本
5. 保険金受取人の印鑑証明書
6. 保険証券および最終の保険料払込を証する書類

③ 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を請求することがあります。また、前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

④ 官公署、会社、工場、組合等の団体(団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。)を保険契約者および保険金受取人とし、その団体から給与の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等(以下「死亡退職金等」といいます。)として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、保険金請求の際、第1号または第2号いずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

1. 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
2. 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
3. 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

(被保険者の生死不明の場合)

第10条 被保険者の生死がわからない場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、第8条(保険金の支払)の規定を適用して保険金を支払います。

(保険金支払の時期および場所)

第11条 保険金は、第9条の書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

② 保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金の請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

1. 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
2. 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
4. この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

前2号に定める事項、第23条(重大事由による解除)第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。

1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
2. 前項第2号から第4号までに定める事項について弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別な調査、分析または鑑定 180日
4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日

- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、保険金を請求した者に、その旨を通知します。
- ⑥ 前5項の規定は、保険料の払込免除について準用します。

7. 高度障害給付金の支払および請求手続

(高度障害給付金の支払)

第12条 被保険者が保険契約の責任開始時(復活が行なわれた場合の保険契約または復帰もしくは保険金額の増額が行なわれた場合の保険金額の増額部分については、最後の復活、復帰または保険金額の増額の際の責任開始時とします。以下同様とします。)以後の傷害または疾病を原因として、保険期間中に、別表2に定める1. から7. までのいずれかの身体障害の状態(以下「高度障害」といいます。)に該当したときには、会社は、保険金と同額の高度障害給付金を保険契約者に支払います。この場合、責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後の傷害または疾病(責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限り)を原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害に該当したときも支払います。

② 被保険者が、別表2および備考に規定する状態に該当しているにもかかわらず、この保険契約の保険期間満了時に、その回復の見込がないことが明らかでないことにより、その時点では、高度障害給付金が支払われない場合においても、この保険契約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときに高度障害給付金を支払います。

③ 死亡保険金を支払う前に高度障害給付金の支払請求を受け、高度障害給付金が支払われるときは、会社は死亡保険金を支払いません。

④ 死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に高度障害給付金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。

⑤ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者が責任開始時前に発病した疾病を直接の原因として責任開始時以後に高度障害給付金の支払事由に該当したときでも、責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。

1. その疾病について、保険契約の締結、復活、復帰または保険金額の増額の際に、告知等により会社を知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
2. その疾病について、責任開始時前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(高度障害給付金の請求手続)

第13条 被保険者が、前条の高度障害となったときは、保険契約者または被保険者は、直ちに会社に通知し、かつ、保険契約者は、次の書類を提出して高度障害給付金を請求して下さい。

1. 高度障害給付金請求書
 2. 会社所定の様式による医師の診断書
 3. 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本)
 4. 保険契約者の戸籍抄本
 5. 保険契約者の印鑑証明書
 6. 保険証券および最終の保険料払込を証する書類
- ② 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を請求することがあります。また、前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。
- ③ 官公署、会社、工場、組合等の団体(団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。)を保険契約者および高度障害給付金受取人とし、その団体から給与の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の高度障害給付金の全部またはその相当部分を遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等(以下「死亡退職金等」といいます。)として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、高度障害給付金請求の際、第1号または第2号いずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
1. 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 2. 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 3. 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

(高度障害給付金支払の時期および場所)

第14条 第11条(保険金支払の時期および場所)の規定は高度障害給付金支払の場合に準用します。

(保険契約の消滅)

第15条 会社が高度障害給付金を支払ったときは、高度障害となった時から保険契約は消滅します。

8. 保険料の払込免除および請求手続

(保険料の払込免除)

第 16 条 被保険者が、保険料払込期間中において、保険契約の責任開始時以後に発生した別表1に定める不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に別表2に定める8. から 17. までのいずれかの身体障害の状態に該当したときには、会社は、その身体障害の状態に該当した日の直後に到来する払込期月(払込期月内の初日から契約当日の前日までの間にその身体障害の状態に該当したときは当該払込期月)以後の保険料の払込を免除します。この場合、責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を原因とする身体障害の状態が新たに加わって別表2に定める8. から 17. までのいずれかの身体障害の状態に該当したときも保険料の払込を免除します。

② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(保険料の払込免除の請求手続)

第 17 条 被保険者が、前条第1項の規定に該当した場合には、保険契約者または被保険者は、直ちに会社に通知し、かつ、保険契約者は、次の書類を提出して、保険料の払込の免除を請求して下さい。

1. 保険料払込免除請求書
2. 会社所定の様式による医師の診断書
3. 不慮の事故であることを証する書類
4. 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本)
5. 保険証券および最終の保険料払込を証する書類

② 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

9. 保険金を支払わない場合

第 18 条 次の場合には保険金を支払いません。

1. 責任開始時の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき。
2. 保険金受取人が、故意に被保険者を死亡させたとき。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、会社は、その残額を他の受取人に支払います。
3. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき。
4. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡したとき。ただし、戦争その他の変乱による死亡の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

10. 高度障害給付金を支払わない場合

第 19 条 被保険者が、次の各号によって第 12 条(高度障害給付金の支払)の規定に該当した場合には、会社は、高度障害給付金を支払いません。

1. 被保険者の犯罪行為または自殺行為によるとき。
2. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき。
3. 被保険者が戦争その他の変乱によって高度障害となったとき。ただし、戦争その他の変乱による高度障害の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、高度障害給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

11. 保険料の払込を免除しない場合

第 20 条 会社は、被保険者が次の各号によって第 16 条(保険料の払込免除)の規定に該当した場合には、保険料の払込を免除しません。

1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき。
 2. 被保険者の犯罪行為によるとき。
 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき。
 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき。
 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき。
 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。
 7. 地震、噴火または津波によるとき。
 8. 戦争その他の変乱によるとき。
- ② 前項第7号または第8号の事由による身体障害の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときには、会社は、保険料の払込免除を行なうことがあります。

12. 保険契約の取消、無効および解除

(保険契約の取消および無効)

第 21 条 保険契約者または被保険者の詐欺によって保険契約の締結、復活、復帰または保険金額の増額が行なわれた場合は、会社は保険契約(復帰または保険金額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合は、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

② 保険契約者が保険金または給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に保険金または給付金を不法に取得させる目的をもって、保険契約を締結、復活、復帰または保険金額を増額した場合は、その保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

(告知義務違反による解除)

第 22 条 会社が、保険契約の締結、復活、復帰または保険金額の増額の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

② 保険契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約(復帰または保険金額の増額の場合には、その際の増額部分。以下本条において同じ)を解除することができます。

③ 保険金もしくは高度障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した後においても、会社は、前項の規定によって保険契約を解除することができます。この場合には、保険金もしくは高度障害給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求し、または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、被保険者の死亡または身体障害が解除の原因となった事実によらないことを保険契約者、被保険者または保険金受取人が証明したときは、保険金もしくは高度障害給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。

④ 本条の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。

1. 会社が保険契約の締結、復活、復帰または保険金額の増額の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき。

2. 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたととき。

3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき。

4. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき。

5. 保険契約が責任開始時の属する日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始時の属する日から起算して2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により、別表2に定める1. から 17. までのいずれかの身体障害の状態になったときを除きます。

⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたこと認められる場合には、適用しません。

⑥ 本条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金受取人に解除の通知をいたします。

(重大事由による解除)

第 23 条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

1. 保険契約者、被保険者(保険金の場合には被保険者を除きます。)または保険金の受取人がこの保険契約の保険金(死亡保険金、高度障害給付金および払込を免除される保険料をいいます。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合

2. この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合

3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

4. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が次のいずれかに該当する場合

(1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること

(2) 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること

(3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

(4) 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

(5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

5. この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合

- ② 保険金もしくは高度障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、保険金もしくは高度障害給付金(前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号の(1)から(5)までに該当したのが保険金受取人のみであり、その保険金受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下本項において同じとします。)の支払または保険料の払込の免除をしません。すでに保険金もしくは高度障害給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 本条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金受取人に解除の通知をします。

13. 保険金額の中途増額

- 第 24 条** 保険契約者は、被保険者の同意を得て、会社の定める方法により、会社の承諾を得て、将来に向かって保険金額の増額を請求することができます。ただし、保険契約に特別条件付取扱特約が付加されているときは、この取扱をしません。
- ② 保険契約者は、保険金額を増額する場合には、会社所定の保険金増額申込書を提出して下さい。
- ③ 会社が保険金額の増額の請求を承諾した場合は、保険契約者は、会社の指定した日までに、その増額分に対する会社の定める方法により計算した金額を払い込むことを要します。
- ④ 会社が保険金額の増額の請求を承諾した場合には、次の時から増額分の責任を負います。
1. 会社が保険金額の増額の請求を承諾した後に前項に規定する金額を受け取ったとき
前項に規定する金額を受け取った時
 2. 前項に規定する金額を受け取った後に会社が保険金額の増額の請求を承諾したとき
前項に規定する金額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)

14. 中途解約および保険金額の減額

- 第 25 条** 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約し、または保険金額を減額することができます。ただし、減額後の保険金額が会社所定の金額に満たないときは、この取扱をしません。
- ② 保険金額を減額した場合には、減額分だけ保険契約を解約したものとして取り扱います。

15. 払戻金

- 第 26 条** 保険契約が解除もしくは解約された場合または効力を失った場合には、会社は、保険料を払い込んだ年月数により計算した解約払戻金を、保険契約者に支払います。
- ② 前項の規定にかかわらず、第 23 条(重大事由による解除)第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第 23 条第2項の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約払戻金を保険契約者に支払います。
- ③ 第 18 条(保険金を支払わない場合)の規定により保険金を支払わない場合には、会社は、保険料を払い込んだ年月数により計算した責任準備金(会社の定める方法によって計算される保険契約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)を保険契約者に払い戻します。(第 18 条第2号に該当したことにより保険金の一部が支払われない場合には、支払われない保険金部分の責任準備金を払い戻します。)ただし、第 18 条第3号の保険契約者の故意による場合には払い戻しません。
- ④ 前3項の払戻金を請求する場合には、保険証券を提出して下さい。
- ⑤ 前条の規定により支払われる解約払戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

16. 保険契約の承継ならびに保険金受取人の変更および死亡

(保険契約の承継)

- 第 27 条** 保険契約者は、会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- ② 前項の場合には、被保険者の同意を表した書面を添えて、これを会社に通知し、保険証券に会社の承認の表示を受けてからでなければ、会社に対して効力を生じません。

(受取人の変更)

- 第 28 条** 保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、保険金受取人を変更することができます。高度障害給付金の受取人については、保険契約者(給付金の受取人に関する特約が付加されている保険契約の場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。
- ② 第1項の通知が会社に到達した場合には、保険金受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、当該通知が会社に到達する前に変更前の保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

(遺言による受取人の変更)

第 29 条 前条に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。高度障害給付金の受取人については、保険契約者(給付金の受取人に関する特約が付加されている保険契約の場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

- ② 前項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- ③ 前2項による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

(受取人の死亡)

第 30 条 保険金(保険金および高度障害給付金をいいます。本条において同じ)の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金の受取人とします。

- ② 前項の規定により保険金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により保険金の受取人となった者のうち生存している他の保険金の受取人を保険金の受取人とします。
- ③ 前2項により保険金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

17. 保険契約者または保険金受取人の代表者

第 31 条 保険契約者または保険金受取人が2人以上あるときには、各代表者1人を定めて下さい。この場合、その代表者は、それぞれ他の保険契約者または保険金受取人を代理するものとします。

- ② 前項の代表者が定まらない場合またはその所在が不明である場合に、会社が保険契約者または保険金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
- ③ 保険契約者が2人以上ある場合には、その責任は連帯とします。

18. 受取人による保険契約の存続

第 32 条 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に於いて次の各号のすべてを満たす保険金または高度障害給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 1. 保険契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
 2. 保険契約者でないこと
- ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じたまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金または高度障害給付金の支払事由が生じ、会社が保険金等を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金または高度障害給付金の受取人に支払います。
- ④ 第1項に定める債権者等による保険契約の解約の場合には、第 26 条(払戻金)第5項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

19. 年齢の計算および誤りの処理

(年齢の計算)

第 33 条 被保険者の年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6カ月以下のものは切り捨て、6カ月をこえるものは1年とします。

- ② 保険契約締結後の被保険者の年齢は、契約日の年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

(年齢の誤りの処理)

第 34 条 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りのあった場合には次の方法で処理します。

1. 実際の年齢が、保険契約締結の当時、この保険の保険料表の範囲外であった場合には、保険契約は無効とし、すでに払い込んだ保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、実際の年齢が、保険契約締結の当時はこの保険料表の最低契約年齢に足りなかったが、その事実の発見されたときは、契約年齢に達していた場合には、最低契約年齢になった日に保険契約を締結したものとみなします。また実際の年齢が、この保険の保険料表の最高契約年齢をこえていた場合でも保険種類を変更して契約することのできる場合には、その保険種類で保険契約を締結したものとみなし第2号の規定を準用します。
2. 実際の年齢が、保険契約締結の当時、この保険の保険料表の範囲内であった場合には、実際の年齢に基づいて将来の保険料を更正し、すでに払い込んだ保険料に超過分があればこれを保険契約者に払い戻し、不足分があればこれを領収します。ただし、保険金または高度障害給付金支払の事由発生後は、支払うべき金額を更正します。

20. 保険契約の更新

第 35 条 保険契約者から保険期間満了の日の2週間前までに反対の申出がない限り、保険期間満了の日の翌日（以下「更新日」といいます。）に、この保険契約は更新されるものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この取扱をしません。

1. 更新後の保険契約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の契約年齢が会社の定める範囲を超えるとき。
 2. 保険期間満了の日までの保険料が払い込まれていないとき。
 3. 保険契約に特別条件付取扱特約が付加されているとき。
 4. 保険契約が払済保険に変更されているとき。
- ② 前項第1号に該当する場合に、会社所定の範囲内で保険期間を短縮すれば前項の条件を満たすこととなるときは、保険期間を短縮して保険契約を更新させるものとします。
- ③ 更新後の保険契約の保険金額は更新前の保険契約の保険金額と同額とします。
- ④ 更新後の保険契約の保険料は、更新日における被保険者の年齢によって計算します。
- ⑤ 更新後の保険契約の第1回保険料の払込については、更新前の保険契約の第2回以後の保険料の払込に関する規定を準用します。
- ⑥ 前項の規定にかかわらず、更新後の保険契約の第1回保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、更新後の保険契約は更新日にさかのぼって消滅します。
- ⑦ 保険契約が更新された場合に、第 12 条（高度障害給付金の支払）の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間は継続したものと取り扱います。
- ⑧ 更新後の保険契約の保険証券は、旧保険証券と更新の通知書をもって新保険証券に代えます。この場合、更新の通知書には、次の各号に定める事項を記載します。
1. 被保険者の氏名および更新時の年齢
 2. 更新後の主契約の名称、終期（保険期間）および保険金額
 3. 更新する特約があるときは、その特約の名称、終期（保険期間）および保険金額等
 4. 更新後の保険料およびその払込方法
- ⑨ 会社は、主務官庁の認可を得て、普通保険約款を変更することがあります。この場合には、当該変更日以後に更新する保険契約については、更新後は、変更後の普通保険約款を適用します。

21. 他の保険種類への加入

第 36 条 被保険者であった者は、保険期間満了の日または解約の日の翌日から起算して1カ月以内であれば、会社の承諾を得て、会社の定める範囲内で、他の保険種類に加入できます。

22. 契約者配当

第 37 条 会社の定める方法により積み立てた契約者配当準備金のうちから、毎事業年度末に次の保険契約に対して主務官庁の認可を得た方法で計算した利差配当を契約者配当金として割り当てます。この場合、第4号(2)に該当する保険契約については、第4号(1)に該当する保険契約に対して割り当を行なった金額を下回る金額とし、第5号に該当する保険契約についてはこれに準じた金額とします。

1. 次の事業年度中に契約日の5年ごとの応当日（以下本条において「5年ごと応当日」といいます。）が到来する保険契約。ただし、第2号に該当する場合には本号の割当は行ないません。
 2. 次の事業年度中に保険期間の満了によって消滅する保険契約
 3. 次の事業年度中に保険契約の転換によって消滅する保険契約
 4. 次の事業年度中に前2号以外の事由により消滅する次の保険契約
 - (1) 保険金もしくは給付金が支払われて消滅する場合には、契約日および直前の5年ごと応当日からその日を含めて1年を経過して消滅する保険契約
 - (2) 保険金もしくは給付金の支払以外の事由によって消滅する場合には、契約日からその日を含めて2年および直前の5年ごと応当日からその日を含めて1年を経過して消滅する保険契約
 5. 次の事業年度中に、契約日からその日を含めて2年および直前の5年ごと応当日からその日を含めて1年を経過して保険金額の減額が行なわれる保険契約
- ② 前項の割当のほか、会社は、契約日から所定年数を経過した後に更新および消滅する保険契約に対して契約者配当金の割当を行なうことがあります。
- ③ 第1項の規定によって割り当てた契約者配当金は、次の方法で分配します。ただし、保険料払込期間中の保険契約については、次の事業年度の年単位の契約応当日（以下本条において「契約応当日」といいます。）の前日までの保険料（第3号の場合は転換直前までの保険料とし、第4号または第5号の場合は消滅または減額する直前の契約応当日の前日までの保険料とします。）が払い込まれていた場合に限り、
1. 第1項第1号の規定によって割り当てた契約者配当金は、次の方法で分配します。
 - (1) 次の事業年度の年単位の契約応当日から会社の定める率の複利で蓄積します。
 - (2) 蓄積された契約者配当金は、保険契約者の請求があるときは保険契約者に支払い、保険契約が消滅したときは次のとおり支払います。
 - イ 保険金または給付金を支払うべきときは、その受取人に支払います。
 - ロ 前イ以外のときは、保険契約者に支払います。

2. 第1項第2号の規定によって割り当てた契約者配当金は、保険契約者に支払います。
 3. 第1項第3号の規定によって割り当てた契約者配当金は、転換価格に充当します。
 4. 第1項第4号の規定によって割り当てた契約者配当金は、次のとおり支払います。
 - (1) 保険金または給付金を支払うときは、その受取人に支払います。
 - (2) 前(1)以外のときは保険契約者に支払います。
 5. 第1項第5号の規定によって割り当てた契約者配当金は、第1号の規定を準用して支払います。
- ④ 第2項の規定によって割り当てられた契約者配当金は、次のとおり取り扱います。
1. 保険契約が更新される場合には、その更新時に第3項の規定を準用して支払います。
 2. 保険契約が消滅した場合には、保険金または給付金を支払うべきときはその受取人に、その他のときは保険契約者に支払います。

23. 時効

第 38 条 保険金、高度障害給付金、払戻金、契約者配当金および保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

24. 他の保険契約への転換

第 39 条 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の定める方法により、この保険契約を他の保険契約へ転換することができます。

25. 管轄裁判所

第 40 条 この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社または保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とする。）の住所地と同一の都道府県内にある支社（同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

② この保険契約における高度障害給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

26. 保険期間の短縮

（保険期間の短縮）

第 41 条 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の定める範囲内で、保険期間を短縮することができます。この場合には、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。

（保険期間を短縮した場合の特約の取扱）

第 42 条 この保険契約の保険期間が短縮された場合、この保険契約に付加されている特約も同時に同じ保険期間に短縮されるものとします。

27. 払済保険への変更

第 43 条 保険契約者は、保険契約について将来の保険料の払込を中止し、保険料払込済の定期保険（以下「払済保険」といいます。）に変更することができます。

② 払済保険の保険期間は原保険契約と同一とし、払済保険金額は第 26 条第1項の払戻金により計算した額とします。ただし、この払済保険金額が会社所定の金額に満たないときは、この取扱をしません。

③ 保険契約者は、払済保険に変更した後3年間は、会社の承諾を得て責任準備金の差額を払い込んで原保険契約に復帰することができます。

④ 会社が原保険契約への復帰の請求を承諾した場合には、次の時から保険金額の増額分の責任を負います。

1. 会社が原保険契約への復帰の請求を承諾した後に前項に規定する金額を受け取ったとき。

前項に規定する金額を受け取った時

2. 前項に規定する金額を受け取った後に会社が原保険契約への復帰の請求を承諾したとき。

前項に規定する金額を受け取った時（被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時）

28. 保険金等の支払方法の選択についての特則

第 44 条 保険契約者（保険金等の支払事由発生後は、その受取人とする。）は、会社の定める範囲および方法により、保険金等について、一時支払にかえて、据置支払の方法を選択することができます。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、普通保険約款に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00～X59)	
・転倒・転落(W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露(W42) ・振動への曝露(W43)
・生物による機械的な力への曝露(W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水(W65～W74)	
・その他の不慮の窒息(W75～W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引>(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94)(高山病など)
・煙、火および火炎への曝露(X00～X09)	
・熱および高温物質との接触(X10～X19)	
・有毒動植物との接触(X20～X29)	
・自然の力への曝露(X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57)	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52) ・食糧の不足(X53) ・水の不足(X54)

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露(X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡(X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為(Y35～Y36)	※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑(Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症(Y40～Y84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60～Y69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具(Y70～Y82)によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの(Y83～Y84)	

備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

別表2 身体障害表

身体障害
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの
9. 10 手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
10. 1肢に 13. から 15. までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に 13. から 15. までまたは 21. から 25. までのいずれかの身体障害を生じたもの
11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの
13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの
16. 10 足指を失ったもの
17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの
18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの
19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの
20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの
21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの
22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの
23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの
24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの
25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの

備考

- 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。
- 眼の障害(視力障害)
 - 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が 0.02 以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合

② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合

③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 耳の障害(聴力障害)

(1) 聴力の測定は、日本工業規格(昭和 57 年8月 14 日改定)に準拠したオーージオメータで行ないます。

(2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500・1,000・2,000 ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が 90 デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。

5. 鼻の障害

(1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。

(2) 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

(1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

(2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 脊柱の障害

(1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

(2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈、および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

8. 手指の障害

(1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

(2) 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

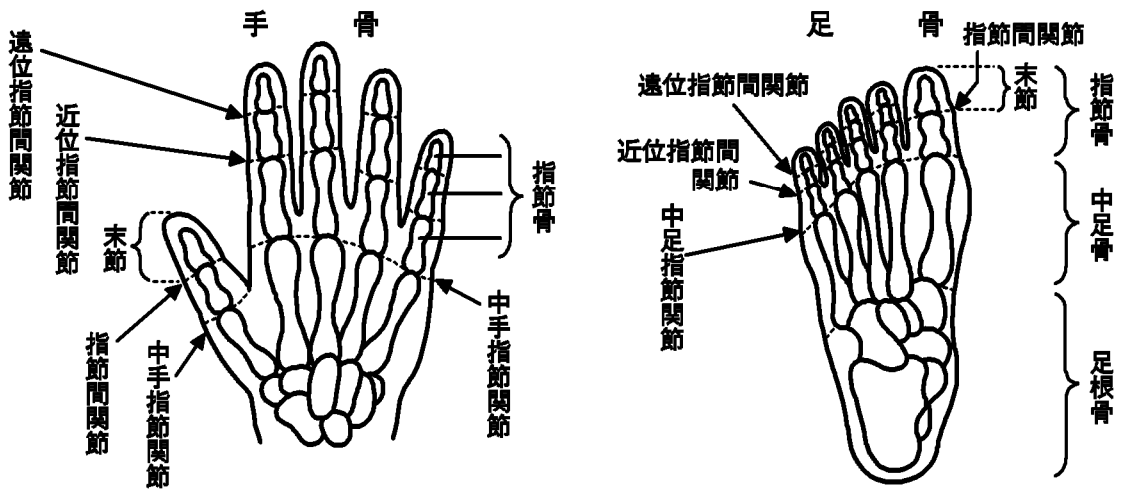
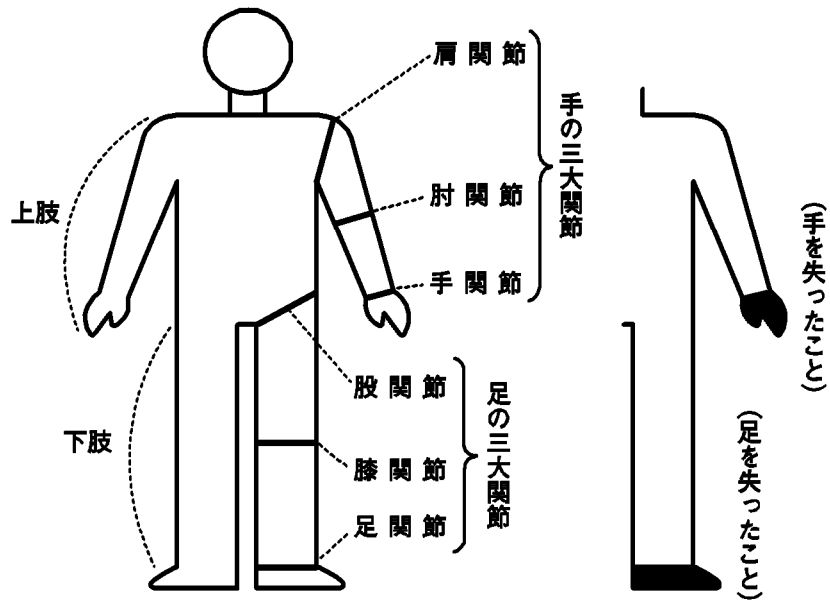
(3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

9. 足指の障害

(1) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

(2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指(母指)は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)にあつては指節間関節)が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

障害の図解



5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障保険普通保険約款 目次

この保険の趣旨

1. 会社の責任開始期

第1条

2. 保険金および給付金の支払

第2条 保険金および給付金の支払

第3条 高度障害給付金、重度慢性疾患給付金の支払による保険契約の消滅

3. 保険料の払込免除

第4条

4. 保険契約の取消および無効

第5条

5. 告知義務

第6条 告知義務

第7条 告知義務違反による解除

第8条 保険契約を解除できない場合

6. 重大事由による解除

第9条

7. 保険料の払込、払込の猶予および保険契約の失効

第10条 保険料の払込

第11条 保険料の払込方法<経路>

第12条 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

第13条 保険料払込の猶予期間中の保険事故

8. 保険料の前納

第14条

9. 保険契約の復活

第15条

10. 契約者配当金

第16条

11. 保険契約の解約

第17条

12. 解約払戻金

第18条

13. 保険金支払の時期および場所

第19条

14. 契約内容・保険金受取人等の変更

第20条 保険金額の増額

第21条 保険金額の減額

第22条 保険料払込方法(回数)の変更

第23条 保険契約者の変更

第24条 受取人の変更

第25条 遺言による受取人の変更

第26条 受取人の死亡

第27条 保険契約者または保険金受取人の代表者

第28条 保険契約者の住所の変更

15. 受取人による保険契約の存続

第29条

16. 契約年齢の計算・契約年齢および性別の誤りの処理

第30条 契約年齢の計算

第31条 契約年齢および性別の誤りの処理

17. 保険契約の更新

第32条

18. 請求手続

第33条

19. 時効

第34条

20. 医療技術等の変更に伴う契約内容の変更

第35条

21. 他の保険契約への転換

第36条

22. 他の保険種類への加入

第37条

23. 管轄裁判所

第38条

24. 保険金等の支払方法の選択についての特則

第39条

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

別表1 対象となる高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎

別表2 シェイエ分類

別表3 心電図等の異常所見

別表4 肝硬変・慢性膵炎の診断基準(方法)

別表5 身体障害表

別表6 対象となる不慮の事故

5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障保険普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、被保険者が死亡されたときまたは所定の高度障害になられたときに保険金または給付金を支払うほか、慢性的な疾患を原因として、回復が困難でありかつ継続的な治療が必要となる身体の重度の状態に至った場合に対して給付金を支払うことを主な内容とする保険です。

1. 会社の責任開始期

第1条 会社は、次の時から保険契約上の責任を負います。

1. 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時
2. 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)
- ② 前項の規定による会社の責任開始の日を契約日とします。
- ③ 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を発行します。保険証券には、次の各号に定める事項を記載します。なお、保険事故・給付事由および保険給付の方法については保険証券に記載しません。
 1. 会社名
 2. 保険契約の名称
 3. 契約日
 4. 保険料およびその払込方法
 5. 保険契約の終期(保険期間)および保険料払込期間
 6. 保険金額
 7. 保険契約者の氏名または商号等
 8. 被保険者の氏名および契約時の年齢
 9. 保険金等の受取人を定めたときは、その氏名または商号等
 10. 特約が付加されたときは、その特約の名称、終期(保険期間)および保険金額等
 11. 保険証券の作成地および作成年月日

2. 保険金および給付金の支払

(保険金および給付金の支払)

第2条 この保険契約の保険金および給付金の支払は次のとおりです。

保険金または給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	保険金・給付金		受取人	支払事由に該当しても保険金または給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
1. 被保険者が保険期間中に死亡したとき。	死亡保険金	保険金額	保険金受取人	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. 責任開始時(復活が行なわれた場合の保険契約または保険金額の増額が行なわれた場合の保険契約の増額分については、最後の復活または保険金額の増額の際の責任開始時とします。以下同じ。)の属する日から起算して3年以内の被保険者の自殺 2. 保険金受取人の故意。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人に支払います。 3. 保険契約者の故意

保険金または給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	保険金・給付金		受取人	支払事由に該当しても保険金または給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
<p>2. 被保険者が次のいずれかに該当したとき。ただし、被保険者が医師による治療を受けていることを要します。</p> <p>(1) 初めて医師の診療を受けた日(以下「初診日」といいます。)が責任開始時以後である疾病を原因として別表1の高血圧症(以下「高血圧症」といいます。)に該当したと医師によって診断され、かつそれを原因として、保険期間中に、高血圧症が一定の病状に至ったと認められる次のいずれかの状態に該当したとき。</p> <p>イ. 所定の眼の状態 眼底所見における別表2に定めるシェイエ分類の硬化性変化または高血圧性変化において3度または4度に該当したと医師によって診断されたとき</p> <p>ロ. 所定の心臓の状態 次のいずれかに該当したとき</p> <p>a. 心臓の障害の治療を目的として、体内用ペースメーカー埋込術を受けたとき</p> <p>b. 別表3に定める心電図等の異常所見のうち2つ以上(同号(2)に定める糖尿病を原因とするものを含めます。)に該当したと医師によって診断されたとき</p> <p>(2) 初診日が責任開始時以後である疾病を原因として別表1の糖尿病(以下「糖尿病」といいます。)に該当したと医師によって診断され、かつそれを原因として、保険期間中に、糖尿病が一定の病状に至ったと認められる次のいずれかの状態に該当したとき。</p> <p>イ. 所定の眼の状態 増殖性糖尿病網膜症(新生血管の発生または硝子体出血を伴う網膜症をいいます。)に該当したと医師によって診断されたとき</p> <p>ロ. 所定の心臓の状態 次のいずれかに該当したとき</p> <p>a. 心臓の障害の治療を目的として、体内用ペースメーカー埋込術を受けたとき</p> <p>b. 別表3に定める心電図等の異常所見のうち2つ以上(同号(1)に定める高血圧症を原因とするものを含めます。)に該当したと医師によって診断されたとき</p> <p>ハ. 壊疽による所定の状態 下肢に壊疽が生じ、その治療を目的として1足の1足指以上(第1指(母指)は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上をいいます。)の切断術を受けたとき</p> <p>ニ. 継続的なインスリン治療を要する状態 血糖値上昇を抑制するため、医師の指示によりインスリン治療(妊娠・分娩にかかわるインスリン治療は除きます。)を開始し、その治療が初めてインスリン治療を受けた日から起算して6カ月以上継続したと医師によって診断されたとき。ただし、経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限り、</p> <p>(3) 初診日が責任開始時以後である疾病を原因として、保険期間中に、保険期間の開始前を含めて初めて別表1の慢性腎不全に罹患したと医師によって診断され、その治療を目的として、保険期間中に医師の指示により永続的に行なう人工透析療法を開始したとき。</p> <p>(4) 初診日が責任開始時以後である疾病を原因として、保険期間中に、保険期間の開始前を含めて初めて別表1の肝硬変に罹患したと医師によって診断されたとき。ただし、別表4に定める診断基準(方法)に基づき医師が認めた場合に限り、</p> <p>(5) 初診日が責任開始時以後である疾病を原因として、保険期間中に、保険期間の開始前を含めて初めて別表1の慢性膵炎に罹患したと医師によって診断されたとき。ただし、別表4に定める診断基準(方法)に基づき医師が認めた場合に限り、</p>	重度慢性疾患給付金	保険金額	保険契約者	—

保険金または給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	保険金・給付金		受取人	支払事由に該当しても保険金または給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
3. 被保険者が責任開始時以後に発生または発病した傷害または疾病によって保険期間中に別表5に定める1. から7. までのいずれかの身体障害の状態(以下「高度障害」といいます。)に該当したとき。この場合、責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発生または発病した傷害または疾病(責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。)を原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害に該当したときも含まれます。	高度障害給付金	保険金額	保険契約者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. 被保険者の犯罪行為または自殺行為 2. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失

- ② 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めるときは、第1項の規定を適用して死亡保険金を支払います。
- ③ 被保険者が、別表5および備考に規定する状態に該当しているにもかかわらず、この保険契約の保険期間満了時に、その回復の見込がないことが明らかでないことにより、その時点では、高度障害給付金が支払われない場合においても、この保険契約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときに高度障害給付金を支払います。
- ④ 第1項の規定にかかわらず、初診日が責任開始時前である疾病を直接の原因として第1項に定める重度慢性疾患給付金の支払事由に該当した場合であっても、保険契約の締結時に、会社が告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾したときは、その承諾した範囲内で重度慢性疾患給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
- ⑤ 死亡保険金を支払う前に高度障害給付金の請求を受け、高度障害給付金が支払われるときは、会社は、死亡保険金を支払いません。また、死亡保険金または高度障害給付金を支払う前に重度慢性疾患給付金の請求を受け、重度慢性疾患給付金が支払われるときは、会社は、死亡保険金または高度障害給付金を支払いません。
- ⑥ 死亡保険金を支払った後は、高度障害給付金の請求があっても、会社は、これを支払いません。また、死亡保険金または高度障害給付金を支払った後は、重度慢性疾患給付金の請求があっても、会社は、これを支払いません。
- ⑦ 第1項の規定によって死亡保険金を支払わない場合は、会社は、責任準備金(会社の定める方法によって計算される保険契約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)を保険契約者に払い戻します。(第1項第1号免責事由2. に該当したことにより死亡保険金の一部が支払われない場合には、支払われない死亡保険金部分の責任準備金を払い戻します。)ただし保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は、これを払い戻しません。
- ⑧ 戦争その他の変乱によって死亡または高度障害になった被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、保険金または給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- ⑨ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者が責任開始時前に発病した疾病を直接の原因として責任開始時以後に高度障害給付金の支払事由に該当したときでも、責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
- その疾病について、保険契約の締結、復活または保険金額の増額の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - その疾病について、責任開始時前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(高度障害給付金、重度慢性疾患給付金の支払による保険契約の消滅)

第3条 会社が高度障害給付金を支払った場合は、被保険者が高度障害になった時に保険契約は消滅します。

- ② 会社が重度慢性疾患給付金を支払った場合は、被保険者が重度慢性疾患給付金の支払事由に該当した時に保険契約は消滅します。

3. 保険料の払込免除

第4条 この保険契約の保険料の払込免除は次のとおりです。

保険料の払込を免除する場合(以下「払込免除事由」といいます。)	払込を免除する保険料	払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合
被保険者が、保険料払込期間中に、責任開始時以後に発生した別表6に定める不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に、別表5に定める8. から 17. までのいずれかの身体障害の状態に該当したとき。この場合、責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を原因とする身体障害の状態が新たに加わって別表5に定める8. から 17. までのいずれかの身体障害の状態に該当したときを含みます。	払込免除事由に該当した日の直後に到来する第10条第1項に定める払込期月(以下本条において「払込期月」といいます。)以後の保険料。ただし、払込期月内の初日から契約応当日の前日までの間に払込免除事由に該当した場合は、当該払込期月の保険料も含みます。	次のいずれかによって払込免除事由に該当したとき。 1. 被保険者の犯罪行為 2. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

② 被保険者が次のいずれかにより身体障害の状態に該当した場合で、その原因により身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、保険料の一部または全部についてその払込を免除しないことがあります。

1. 地震、噴火または津波
2. 戦争その他の変乱

③ 第1項の規定により保険料の払込が免除された場合は、以後、払込期月内の契約応当日ごとに保険料の払込があったものとして取り扱います。

④ 保険料の払込を免除した後は、次の取扱を行いません。

1. 保険金額の減額および増額
2. 保険期間の変更
3. 保険料払込方法(回数)の変更

4. 保険契約の取消および無効

第5条 保険契約者または被保険者の詐欺によって保険契約の締結、復活または保険金額の増額が行なわれた場合は、会社は保険契約(保険金額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

② 保険契約者が保険金または給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に保険金または給付金を不法に取得させる目的をもって、保険契約を締結、復活または保険金額を増額した場合には、その保険契約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

5. 告知義務

(告知義務)

第6条 保険契約の締結、復活または保険金額の増額の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面によって告知して下さい。ただし、会社指定の医師に告知するときはその医師に口頭で告知して下さい。

(告知義務違反による解除)

第7条 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約(保険金額の増額の場合には、その際の増額部分。以下本条および次条において同じ)を解除することができます。

② 保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した後においても、会社は、前項の規定によって保険契約を解除することができます。この場合には、保険金および給付金を支払わず、保険料の払込を免除しません。すでに保険金もしくは給付金を支払いまたは保険料の払込を免除していたときは、保険金および給付金の返還を請求し、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。

③ 前項の規定にかかわらず、保険金および給付金の支払事由ならびに保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人が証明したときは、保険金もしくは給付金を支払いまは保険料の払込を免除します。

④ 本条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に解除の通知をします。

- ⑤ 本条の規定によって保険契約を解除した場合には、会社は、解約払戻金を保険契約者に支払います。

(保険契約を解除できない場合)

第8条 会社は、次のいずれかの場合には、前条の規定による保険契約の解除を行なうことができません。

1. 会社が、保険契約の締結、復活または保険金額の増額の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき。
 2. 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第6条の告知をすることを妨げたととき
 3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第6条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき。
 5. 保険契約が責任開始時の属する日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始時の属する日から起算して2年以内に被保険者が解除の原因となる事実によって別表5に定める1. から 17. までのいずれかの身体障害の状態に該当したときまたは重度慢性疾患給付金の支払事由に規定する状態に該当したときは、保険契約を解除することができます。
- ② 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第6条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

6. 重大事由による解除

第9条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

1. 保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金の受取人がこの保険契約の保険金(死亡保険金、高度障害給付金、重度慢性疾患給付金および払込を免除される保険料をいいます。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 4. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 5. この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、保険金もしくは給付金(前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号の(1)から(5)までに該当したのが保険金受取人のみであり、その保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき死亡保険金をいいます。以下本項において同じとします。)の支払または保険料の払込の免除をしません。すでに保険金もしくは給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 本条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に解除の通知をします。
- ④ 本条の規定によって保険契約を解除した場合には、会社は、解約払戻金を保険契約者に支払います。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、死亡保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない死亡保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約払戻金を保険契約者に支払います。

7. 保険料の払込、払込の猶予および保険契約の失効

(保険料の払込)

第10条 保険契約者は、第2回以後の保険料を、保険料払込期間中、毎回第11条第1項に定める払込方法にしたがい、次の期間(以下「払込期月」といいます。)内に払い込んで下さい。

1. 保険料の払込方法(回数)が月払の保険契約(以下「月払契約」といいます。)の場合
月単位の契約応当日(契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。)の属する月の初日から末日まで
 2. 保険料の払込方法(回数)が半年払の保険契約(以下「半年払契約」といいます。)の場合
半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
 3. 保険料の払込方法(回数)が年払の保険契約(以下「年払契約」といいます。)の場合
年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
- ② 前項の規定にしたがい、保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者(保険金を支払うときは保険金受取人)に払い戻します。
- ③ 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険金または給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。
- ④ 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険料の払込免除事由が発生した場合には、保険契約者は、未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑤ 前項の未払込保険料の払込については、第13条第2項の規定を準用します。

(保険料の払込方法<経路>)

第11条 保険契約者は、会社の定める範囲内で、次の各号のいずれかの保険料の払込方法を選択することができます。

1. 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
 2. 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 3. 会社の派遣した集金人に払い込む方法(保険契約者の指定した集金先が会社の定めた地域内にある場合に限りま
す。)
 4. 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 5. 所属団体または集団を通じ払い込む方法(所属団体または集団と会社との間に団体取扱契約または集団取扱契約が締結されている場合に限りま
す。)
- ② 前項第3号の規定による場合において、払込期月内に、保険料の払込がないときは、第12条第1項に規定する猶予期間内に会社の本社または会社の指定した場所に払い込んで下さい。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込の用意の申出があったときは、猶予期間内でも集金人を派遣します。
- ③ 月払契約について、第1項第3号の規定による場合において第12条第1項に規定する猶予期間中の未払込保険料があるときは、その保険料の払込があったのち、払込期月の保険料を集金します。
- ④ 保険契約者は、会社の定める範囲内で、第1項各号の保険料払込方法を変更することができます。
- ⑤ 保険料払込方法が第1項第3号ないし第5号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱範囲をこえたときまたは会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料払込方法を他の払込方法に変更して下さい。この場合、保険契約者が保険料払込方法の変更を行なうまでの間の保険料については、会社の本社または会社の指定した場所に払い込んで下さい。

(保険料払込の猶予期間および保険契約の失効)

第12条 第2回以後の保険料の払込については、次のとおり猶予期間があります。

1. 月払契約の場合
払込期月の翌月初日から末日まで
 2. 半年払契約または年払契約の場合
払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで(払込期月内の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の末日まで)
- ② 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。
- ③ 保険契約が効力を失った場合には、保険契約者は、解約払戻金を請求することができます。

(保険料払込の猶予期間中の保険事故)

第13条 保険料払込の猶予期間中に保険金または給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 保険料払込の猶予期間中に保険料の払込免除事由が発生した場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、保険料の払込を免除しません。

8. 保険料の前納

第14条 保険契約者は、次のとおり将来の保険料を前納することができます。

1. 月払契約の場合

当月分以後の保険料を会社の定める方法により、前納することができます。この場合には、次表の例のとおり割引きます。

前納保険料	割引額	前納保険料	割引額
3カ月分	1カ月分の保険料の6%	9カ月分	1カ月分の保険料の35%
6カ月分	1カ月分の保険料の18%	12カ月分	1カ月分の保険料の60%

2. 半年払契約または年払契約の場合

- (1) 将来の保険料(半年払契約については、1年分または1年分の整数倍の保険料)を前納することができます。この場合には、会社の定めた率で割引きます。
 - (2) 前(1)の規定によって割引かれた前納保険料については、会社の定める率の利息をつけて積み立てておき、年単位(半年払契約の場合は半年単位)の契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。
- ② 会社は、保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合に前納保険料の残額があるときは、これを保険契約者に払い戻します。ただし、保険金または給付金を支払うときは、その受取人に支払います。

9. 保険契約の復活

- 第15条** 保険契約者は、第12条第2項の規定によって保険契約が効力を失った日から起算して3年以内に限り、保険契約の復活を請求することができます。ただし、解約払戻金を請求した後は、保険契約を復活させることはできません。
- ② 会社が保険契約の復活を承諾した場合には、保険契約者は、会社の指定した日までに延滞保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを要します。
 - ③ 会社が保険契約の復活を承諾した場合には、次の時から保険契約上の責任を負います。
 1. 保険契約の復活を承諾した後に前項に規定する金額を受け取ったとき
前項に規定する金額を受け取った時
 2. 前項に規定する金額を受け取った後に保険契約の復活を承諾したとき
前項に規定する金額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)
 - ④ 復活後の保険契約の保険証券は、旧保険証券と復活の通知書をもって新保険証券に代えます。

10. 契約者配当金

- 第16条** 会社の定める方法により積み立てた契約者配当準備金のうちから、毎事業年度末に次の保険契約に対して主務官庁の認可を得た方法で計算した利差配当を契約者配当金として割り当てます。この場合、第4号(2)に該当する保険契約については、第4号(1)に該当する保険契約に対して割当を行なった金額を下回る金額とし、第5号に該当する保険契約についてはこれに準じた金額とします。
1. 次の事業年度中に契約日の5年ごとの応当日(以下本条において「5年ごと応当日」といいます。)が到来する保険契約。
ただし、第2号に該当する場合には本号の割当は行ないません。
 2. 次の事業年度中に保険期間の満了によって消滅する保険契約
 3. 次の事業年度中に保険契約の転換によって消滅する保険契約
 4. 次の事業年度中に前2号以外の事由により消滅する次の保険契約
 - (1) 保険金もしくは給付金が支払われて消滅する場合には、契約日および直前の5年ごと応当日からその日を含めて1年を経過して消滅する保険契約
 - (2) 保険金もしくは給付金の支払以外の事由によって消滅する場合には、契約日からその日を含めて2年および直前の5年ごと応当日からその日を含めて1年を経過して消滅する保険契約
 5. 次の事業年度中に、契約日からその日を含めて2年および直前の5年ごと応当日からその日を含めて1年を経過して保険金額の減額が行なわれる保険契約
- ② 前項の割当のほか、会社は、契約日から所定年数を経過した後に更新および消滅する保険契約に対して契約者配当金の割当を行なうことがあります。
- ③ 第1項の規定によって割り当てた契約者配当金は、次の方法で分配します。ただし、保険料払込期間中の保険契約については、次の事業年度の年単位の契約応当日(以下本条において「契約応当日」といいます。)の前日までの保険料(第3号の場合は転換直前までの保険料とし、第4号または第5号の場合は消滅または減額する直前の契約応当日の前日までの保険料とします。)が払い込まれていた場合に限り、
1. 第1項第1号の規定によって割り当てた契約者配当金は、次の方法で分配します。
 - (1) 次の事業年度の年単位の契約応当日から会社の定める率の複利で蓄積します。
 - (2) 蓄積された契約者配当金は、保険契約者の請求があるときは保険契約者に支払い、保険契約が消滅したときは次のとおり支払います。
 - イ 保険金または給付金を支払うべきときは、その受取人に支払います。
 - ロ 前イ以外のときは、保険契約者に支払います。
 2. 第1項第2号の規定によって割り当てた契約者配当金は、保険契約者に支払います。
 3. 第1項第3号の規定によって割り当てた契約者配当金は、転換価格に充当します。
 4. 第1項第4号の規定によって割り当てた契約者配当金は、次のとおり支払います。
 - (1) 保険金または給付金を支払うときは、その受取人に支払います。
 - (2) 前(1)以外のときは保険契約者に支払います。
 5. 第1項第5号の規定によって割り当てた契約者配当金は、第1号の規定を準用して支払います。
- ④ 第2項の規定によって割り当てられた契約者配当金は、次のとおり取り扱います。

1. 保険契約が更新される場合には、その更新時に第3項の規定を準用して支払います。
2. 保険契約が消滅した場合には、保険金または給付金を支払うべきときはその受取人に、その他のときは保険契約者に支払います。

11. 保険契約の解約

第17条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、解約払戻金を保険契約者に支払います。

12. 解約払戻金

第18条 解約払戻金は、保険料払込中の保険契約についてはその保険料を払い込んだ年月数により計算し、その他の保険契約についてはその経過した年月数により計算します。

- ② 前条の規定により支払われる解約払戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

13. 保険金支払の時期および場所

第19条 保険金(死亡保険金、重度慢性疾患給付金および高度障害給付金をいいます。本条において同じ)の支払金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② 保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時まで(会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

1. 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合

支払事由に該当する事実の有無

2. 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合

保険金の支払事由が発生した原因

3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

4. この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

前2号に定める事項、第9条(重大事由による解除)第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。

1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日

2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日

3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別な調査、分析または鑑定 180日

4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日

5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日

- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、保険金を請求した者に、その旨を通知します。

- ⑥ 前5項の規定は、保険料の払込免除について準用します。

14. 契約内容・保険金受取人等の変更

(保険金額の増額)

第20条 保険契約者は、会社の定める方法により、被保険者の同意を得て、保険金額の増額を請求することができます。

- ② 会社が保険金額の増額の請求を承諾した場合は、保険契約者は、会社の指定した日までに、その増額分に対する会社の定める方法により計算した金額を払い込むことを要します。

- ③ 会社が保険金額の増額の請求を承諾した場合には、次の時から増額分の責任を負います。

1. 会社が保険金額の増額の請求を承諾した後に前項に規定する金額を受け取ったとき。
前項に規定する金額を受け取った時
2. 前項に規定する金額を受け取った後に会社が保険金額の増額の請求を承諾したとき。
前項に規定する金額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)

(保険金額の減額)

第 21 条 保険契約者は、会社の定める範囲内で、保険金額を減額することができます。

- ② 保険金額が減額された場合には、その減額分だけ保険契約が解約されたものとし、その減額分に対する解約払戻金を保険契約者に支払います。

(保険料払込方法(回数)の変更)

第 22 条 保険契約者は、会社の承諾を得て、保険料払込方法(回数)を変更することができます。

(保険契約者の変更)

第 23 条 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

- ② 前項の場合、保険証券に表示を受けてからでなければ会社に対して効力を生じません。

(受取人の変更)

第 24 条 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、保険金受取人を変更することができます。重度慢性疾患給付金および高度障害給付金の受取人については、保険契約者(給付金の受取人に関する特約が付加されている保険契約の場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

- ② 前項の通知が会社に到達した場合には、保険金受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、当該通知が会社に到達する前に変更前の保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

(遺言による受取人の変更)

第 25 条 前条に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。重度慢性疾患給付金および高度障害給付金の受取人については、保険契約者(給付金の受取人に関する特約が付加されている保険契約の場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

- ② 前項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- ③ 前2項による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

(受取人の死亡)

第 26 条 保険金(死亡保険金、重度慢性疾患給付金および高度障害給付金をいいます。本条において同じ)の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金の受取人とします。

- ② 前項の規定により保険金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により保険金の受取人となった者のうち生存している他の保険金の受取人を保険金の受取人とします。
- ③ 前2項により保険金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(保険契約者または保険金受取人の代表者)

第 27 条 保険契約者または保険金受取人が2人以上のときは、各代表者1人を定めて下さい。この場合、その代表者は、それぞれ、他の保険契約者または保険金受取人を代理するものとします。

- ② 前項の代表者が定まらない場合またはその所在が不明である場合に、会社が保険契約者または保険金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
- ③ 保険契約者が2人以上のときは、その責任を連帯とします。

(保険契約者の住所の変更)

第 28 条 保険契約者が住所または居所(通信先を含みます。以下本条において同様とします。)を変更したときは、直ちに会社の本社または会社の指定した場所に通知して下さい。

- ② 保険契約者が前項の通知をせず、保険契約者の住所または居所を会社が確認できなかった場合は、会社が知った最終の住所または居所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

15. 受取人による保険契約の存続

第 29 条 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の各号のすべてを満たす死亡保険金、重度慢性疾患給付金または高度障害給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が

会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社はその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

1. 保険契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
 2. 保険契約者でないこと
- ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡保険金、重度慢性疾患給付金または高度障害給付金の支払事由が生じ、会社が保険金等を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡保険金、重度慢性疾患給付金または高度障害給付金の受取人に支払います。
- ④ 第1項に定める債権者等による保険契約の解約の場合には、第18条(解約払戻金)第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

16. 契約年齢の計算・契約年齢および性別の誤りの処理

(契約年齢の計算)

第30条 被保険者の契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数については、6カ月以下のものは切り捨て、6カ月をこえるものは1年とします。

- ② 保険契約締結後の被保険者の契約年齢は、契約日の契約年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

(契約年齢および性別の誤りの処理)

第31条 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、次のとおり取り扱います。

1. 実際の年齢による契約年齢が、会社の定める契約年齢の範囲外のとときは、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
 2. 前号以外のとときは、会社の定める方法で処理します。
- ② 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合は、会社の定める方法で処理します。

17. 保険契約の更新

第32条 保険契約者から保険期間満了の日の2週間前までに反対の申出がない限り、保険期間満了の日の翌日(以下「更新日」といいます。)に、この保険契約は更新されるものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この取扱をしません。

1. 更新後の保険契約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の契約年齢が会社の定める範囲をこえるとき
 2. 保険期間満了の日までの保険料が払い込まれていないとき
 3. 保険契約に特別条件付取扱特約が付加されているとき
 4. この保険契約の更新時に、会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき
- ② 前項第1号に該当する場合に、会社所定の範囲内で保険期間を短縮すれば前項の条件をみたくこととなるときは、保険期間を短縮して保険契約を更新させるものとします。
- ③ 更新後の保険契約の保険金額は更新前の保険契約の保険金額と同額とします。
- ④ 更新後の保険契約の保険料は、更新日における被保険者の年齢によって計算します。
- ⑤ 更新後の保険契約の第1回保険料の払込については、更新前の保険契約の第2回以後の保険料の払込に関する規定を準用します。
- ⑥ 前項の規定にかかわらず、更新後の保険契約の第1回保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、更新後の保険契約は更新日にさかのぼって消滅します。
- ⑦ 保険契約が更新された場合に、第2条(保険金および給付金の支払)、第4条(保険料の払込免除)および第8条(保険契約を解除できない場合)の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間は継続したものと取り扱います。
- ⑧ 更新後の保険契約の保険証券は、旧保険証券と更新の通知書をもって新保険証券に代えます。この場合、更新の通知書には、次の各号に定める事項を記載します。
1. 被保険者の氏名および更新時の年齢
 2. 更新後の主契約の名称、終期(保険期間)および保険金額
 3. 更新する特約があるときは、その特約の名称、終期(保険期間)および保険金額等
 4. 更新後の保険料およびその払込方法
- ⑨ 会社は、主務官庁の認可を得て、普通保険約款を変更することがあります。この場合には、当該変更日以後に更新する保険契約については、更新後は、変更後の普通保険約款を適用します。
- ⑩ 更新前の保険契約の保険料払込方法(回数)が一時払の場合、保険契約者は、会社の承諾を得て、更新後の保険契約の保険料払込方法(回数)を一時払以外の会社の定める方法に変更することができます。この場合、第7項にかかわらず、第4条の適用に際しては、「責任開始時以後」を「更新日以後」と、「責任開始時前」を「更新日前」と読み替えます。
- ⑪ 第1項第4号により保険契約が更新されないときは、更新の取扱いに準じて、会社が定める他の保険契約を更新時に締結することがあります。

18. 請求手続

第 33 条 この約款にもとづく支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類	会社 所定 の請 求書	保 險 証 券	最 終 の 保 險 料 領 収 証	印鑑 証明書		戸籍 抄本		住民票		会社 所定 の診 断書 ・証 明書	その他の書類
					保 險 契 約 者	受 取 人	被 保 險 者	受 取 人	被 保 險 者	受 取 人		
1	死亡保険金の支払	○	○	○		○		○	○		○	会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
2	高度障害給付金の支払	○	○	○		○		○	○		○	会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
3	重度慢性疾患給付金の支払	○	○	○		○		○	○		○	(1) 心電図(所定の心臓の状態の場合) (2) 眼底写真(所定の眼の状態の場合) (3) 会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
4	保険料の払込免除	○	○	○					○		○	不慮の事故であることを証明する書類 会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
5	責任準備金の支払	○	○	○	○							
6	解約払戻金の支払	○	○	○	○							
7	蓄積配当金の支払	○	○		○							
8	保険契約の復活	○										会社所定の告知書
9	保険金額の減額	○	○	○	○							
10	保険金額の増額	○	○	○	○							会社所定の告知書
11	保険契約者の変更	○	○		○	旧 保 險 契 約 者						旧保険契約者死亡の場合 (1) 旧保険契約者の戸籍謄本 (2) 相続人代表者の念書 (3) 相続人代表者の印鑑証明書

- ② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
- ③ 第1項の5・8・10の請求について、会社が必要と認めた場合には、事実の確認を行ないまたは会社の指定する医師の診断を求めることがあります。
- ④ 官公署、会社、工場、組合等の団体(団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。)を保険契約者および保険金(高度障害給付金を含みます。以下本項において同様とします。)受取人とし、その団体から給与の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規定等に基づく死亡退職金または甲慰金等(以下「死亡退職金等」といいます。)として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、保険金請求の際、第1号または第2号いずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
1. 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 2. 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 3. 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

19. 時効

第 34 条 保険金、給付金、責任準備金、解約払戻金もしくは契約者配当金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

20. 医療技術等の変更に伴う契約内容の変更

第 35 条 この保険の給付にかかわる医療技術等が将来変更されたときは、会社は、主務官庁の認可を得て、この保険契約の内容を変更することがあります。

21. 他の保険契約への転換

第 36 条 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の定める方法により、この保険契約を他の保険契約へ転換することができます。

22. 他の保険種類への加入

第 37 条 被保険者であった者は、保険期間満了の日または解約の日の翌日から起算して1カ月以内であれば、会社の承諾を得て、会社の定める範囲内で、他の保険種類に加入できます。

23. 管轄裁判所

第 38 条 この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社または保険金の受取人(保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。)の住所地と同一の都道府県内にある支社(同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社)の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

② この保険契約における給付金および保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

24. 保険金等の支払方法の選択についての特則

第 39 条 保険契約者(保険金等の支払事由発生後は、その受取人とします。)は、会社の定める範囲および方法により、保険金等について、一時支払にかえて、据置支払の方法を選択することができます。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、普通保険約款に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 医師による治療

医師による診断のための検査のみでは「医師による治療」には該当しません。

2. 初めて医師の診療を受けた日

何らの自覚的症状がなく、健康診断を目的とする検査を受けたのみでは「医師の診療を受けた」ことには該当しません。

別表1 対象となる高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎

対象となる高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎とは、表1によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10 準拠」に記載された分類項目中、表2の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

表1 対象となる高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎の定義

疾病名	疾病の定義
1. 高血圧症	複数回にわたる定期的な検査により、拡張期血圧の上昇が認められた症状であり、かつ、血圧が高いことから血管が常に緊張を強いられることにより、血管の弾力性喪失、肥厚等の動脈硬化を起こし、それにより臓器障害の所見(少なくとも眼底所見における別表2に定めるシェイエ分類の高血圧性変化1度の所見)が認められるもの
2. 糖尿病	インスリンの欠乏、あるいはインスリンの作用を阻害する諸因子の過剰、またはインスリン作用の発現機構の異常によるインスリン効果の不足が認められる疾患であり、これにより、糖、蛋白、脂肪の代謝等に広範かつ特徴的な異常が認められるもの
3. 慢性腎不全	機能するネフロン数が徐々に減少し、体液の恒常維持に必要な腎臓の機能が十分に果たせなくなることにより、かつ、概ね下記のような状態に該当するもの (1) 糸球体濾過値(GFR)が低下し、蛋白・窒素代謝老廃物を有効に排泄できなくなり徐々に高窒素血症および水・電解質や酸・塩基平衡の異常が出現する。 (2) エリスロポエチン産生が低下し、腎性貧血が見られる。また、活性化ビタミンDが低下し、腎性骨異常栄養症が生じる。 (3) 管理困難な高血圧症を呈する例も少なくない。 (4) 腎機能の廃絶は全身機能に影響を及ぼし、尿毒症に至る。 (5) 症状や検査成績の推移から、疾患が慢性かつ不可逆性である。 (6) 腎の萎縮や皮質の菲薄化等、画像診断からも慢性腎不全に合致した像が見られる。
4. 肝硬変	形態学的には (1) 少なくともある時期、肝細胞の壊死が存在しなくてはならない。 (2) 確実な所見として、肝実質の結節性再生と小葉構造の改築が存在する。 (3) 肝臓の全領域が冒されることが必要であるが、全ての小葉が冒される必要はない。 を概ね満たすもの。 または、臨床像としては、以下の基本的な病変のいずれかまたはその全ての組み合わせが認められるもの。 (1) 肝細胞障害による肝機能の低下 (2) 門脈圧亢進 (3) 門脈―肝静脈間および門脈―大静脈間の短絡形成
5. 慢性膵炎	組織学的には、膵におけるび慢性、または限局性の炎症の持続あるいは炎症の後遺的变化であり、臨床的には膵炎としての臨床像が6カ月以上持続または継続していると思われる病態

表2 対象となる高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
1. 高血圧症	高血圧性疾患	I10～I15
2. 糖尿病	糖尿病	E10～E14
3. 慢性腎不全	(1) 高血圧性腎疾患(I12)中の ・腎不全を伴う高血圧性腎疾患	I12.0
	(2) 慢性腎不全	N18
4. 肝硬変	(1) アルコール性肝疾患(K70)中の ・アルコール性肝硬変	K70.3
	(2) 肝線維症および肝硬変(K74)中の ・原発性胆汁性肝硬変 ・続発性胆汁性肝硬変 ・胆汁性肝硬変、詳細不明 ・その他および詳細不明の肝硬変	K74.3
		K74.4
		K74.5
5. 慢性膵炎	その他の膵疾患(K86)中の ・アルコール性慢性膵炎 ・その他の慢性膵炎	K86.0 K86.1

別表2 シェイエ分類

程度	硬化性変化	高血圧性変化
1度	動脈血柱反射が増強している。軽度の動脈交差現象がみられる。	網膜動脈系に軽度のびまん性狭細化をみるのが口径不同は明らかでない。動脈の第2分岐以下では時に高度の狭細化もありうる。

程度	硬化性変化	高血圧性変化
2度	動脈血柱反射の高度増強があり、動静脈交叉現象は中等度となる。	網膜動脈のびまん性狭窄は軽度または高度。これに加えて明白な限局性狭窄も加わって、口径不同を示す。
3度	銅線動脈、すなわち血柱反射増強に加え、色調と輝きも変化して銅線状となる。動静脈交叉現象は高度となる。	動脈の狭細と口径不同はさらに著明(高度)となって、糸のようにみえる。網膜面に出血と白斑のいずれか一方あるいは両方が現れる。
4度	血柱の外観は銀線状(銀線動脈)。時には白線状になる。	第3度の所見に加えて、種々な程度の乳頭浮腫がみられる。

別表3 心電図等の異常所見

表1に定める心電図等の異常所見のうち2つ以上に該当することを要します。この場合、表1に定める心電図等の異常所見のうち、「心電図で、陈旧性心筋梗塞所見のあるもの」については、表2に定める心電図の異常所見のうちのいずれかに該当するものであることを要します。

表1

<ul style="list-style-type: none"> ・胸部X線所見で心胸郭係数 60%以上のもの ・心電図で、陈旧性心筋梗塞所見のあるもの ・心電図で、I、II、aVL、aVF、V1～V6誘導のいずれかで、ST—J下降が 0.1mV 以上あり、ST部が水平または下り坂のもの ・心電図で、I、II、V2～V6誘導のいずれか、あるいはR波が 0.5mV 以上あれば aVL 誘導、QRS波が主に上向きであれば aVF 誘導で、T波が陰性で、$-0.5mV$ 以上あるもの、またはT波が陰性もしくは二相性(正—負もしくは負—正)で、陰性相が少なくとも$-0.1mV$ あり、$-0.5mV$ に達しないもの ・心電図で、完全(3度)房室ブロック所見のあるもの ・心電図で、部分(2度)房室ブロック所見のあるもの ・心電図で、完全左脚ブロック所見のあるもの ・心電図で、記録した拍動数の 10%以上の、頻発する心房性、結節性、または心室性期外収縮の所見のあるもの ・心電図で、100 回/分以上の心室性の頻拍所見のあるもの ・心電図で、心房細動または粗動所見のあるもの ・心電図で、100 回/分以上の上室性の頻拍所見のあるもの ・心電図で、心室性(心室固有)調律(100 回/分まで)の所見のあるもの
--

表2

<ul style="list-style-type: none"> ・心電図で、I、II、aVL、V2～V6誘導のいずれかで、振幅の比Q/Rが1/3以上で、かつQ波の幅が 0.03 秒以上あるもの ・心電図で、I、II、V1～V6誘導のいずれかで、Q波の幅が 0.04 秒以上あるもの ・心電図で、aVL 誘導で、Q波の幅が 0.04 秒以上で、かつR波の高さが 0.3mV 以上あるもの ・心電図で、III誘導で、Q波の幅が 0.05 秒以上で、かつ aVF 誘導で、少なくとも 0.1mV のQ波があるもの ・心電図で、aVF 誘導で、Q波の幅が 0.05 秒以上あるもの ・心電図で、V2～V6誘導のいずれかで、胸壁上右寄りの誘導にR波が認められるときのQS型のもの ・心電図で、V1～V4、V1～V5またはV1～V6のすべての誘導で、QS型のもの

別表4 肝硬変・慢性膵炎の診断基準(方法)

肝硬変および慢性膵炎の診断基準(方法)は、表1に定めるところによるものとします。この場合、慢性膵炎の具体的な診断基準は、表2に定める日本消化器病学会慢性膵炎検討委員会案「慢性膵炎の臨床診断基準(1983年)」の細則によるものとします。

表1 肝硬変・慢性膵炎の診断基準(方法)

肝硬変	次のいずれかの診断基準を満たすことを要します。 (1) 病理組織学的所見(肝生検)による診断 (2) 「腹部超音波等による画像所見」および「血液検査」による診断
慢性膵炎	次のいずれかの診断基準を満たすことを要します。ただし、次のいずれかの診断基準を満たす場合であっても、膵領域腫瘍およびそれに随伴する病変は除くものとします。 (1) 膵組織像に確診所見があること。 (2) 膵に確実な石灰化像があること。 (3) 膵外分泌に確実な機能障害があること。 (4) 膵管像または膵画像に確診所見があること。 (5) 膵酵素逸脱を伴う上腹部痛・圧痛が6カ月以上持続または継続し、かつ、膵機能・膵管像・膵画像あるいは膵組織像に異常所見があること。

表2 日本消化器病学会慢性膵炎検討委員会案「慢性膵炎の臨床診断基準(1983年)」細則

1. 慢性膵炎の病理組織学的診断基準
 - A. 慢性膵炎の病理組織学的特徴

膵小葉内、小葉間あるいは膵管周囲における炎症の持続あるいは反復による不規則な実質の脱落と線維化を特徴とし、炎症性細胞浸潤、膵管系の不規則拡張、小膵管の増生・集簇、膵管上皮の化生、仮性嚢胞、膵石・石灰化、実質壊死、脂肪壊死、膵島の孤立、あるいは脂肪置換を伴う。
 - B. 生検材料における慢性膵炎の病理組織学的診断基準
 - 1) 確診所見
 - (1) 小葉内、小葉間の不規則な線維化にa)～c)のいずれかを伴うもの
 - a) 実質の壊死、脱落
 - b) 実質の壊死、脱落の後遺・続発性変化
 - ① 小葉内膵管の集簇
 - ② 小葉間膵管の不規則拡張・増生・多分岐
 - ③ 仮性嚢胞
 - ④ 膵島の孤立
 - ⑤ 脂肪置換
 - c) 結石を伴う膵管拡張
 - (2) 小葉内、小葉間の線維化に炎症性細胞浸潤を伴うもの
 - (3) 膵管周囲の線維化に実質の壊死、脱落を伴うもの
 - 2) 異常所見
 - (1) 実質の壊死、脱落および炎症性細胞浸潤を伴わない小葉内、小葉間、膵管周囲の線維化
 - (2) 炎症性細胞浸潤
 - (3) 腺房間の浮腫、腺房構造の乱れを伴う実質脱落
 - (4) 実質壊死、脂肪壊死
 2. 膵の確実な石灰化像

膵の石灰化像であることを確実に診断するためには、腹部単純X線撮影に加えてCT、US、ERCPを施行することが望ましい。診断にあたっては、血管やリンパ節の石灰化などを除外する必要がある。
 3. 膵機能検査による慢性膵炎の診断基準
 - A. 確診所見

CCK-PZ、secretin 刺激を用いた十二指腸液検査(PST)において重炭酸塩濃度の低下に加えて膵酵素量あるいは液量の減少がある。
 - B. 異常所見
 - 1) PSTにおいて、重炭酸塩濃度のみの低下、あるいは液量と膵酵素量の減少がある。
 - 2) PFD試験において、尿中PABA排泄率の70%以下の低下がある。

注1. PSTにおける正常下限値は、重炭酸塩濃度でM-2SD、膵酵素量および液量でM-SDの値とする。また、液量、膵酵素量および重炭酸塩量の正常上限値はいずれもM+2SDの値とする。

注2. 機能障害を認めた場合、その再現性を確認することが望ましい。

注3. PFD試験の判定にあたっては、腸管吸収障害、肝機能障害、腎機能障害、残尿および採尿不良による修飾を除外する。
4. ERCPによる慢性膵炎の診断基準
 - A. 確診所見
 - 1) 主膵管・分枝・微細膵管の不整拡張
 - 2) 膵石
 - 3) 異常所見に(1)(2)のいずれかを伴うもの
 - (1) 主膵管レベルの膵嚢胞
 - (2) 主膵管の閉塞
 - B. 異常所見
 - 1) 分枝・微細膵管のみの不整拡張
 - 2) 分枝レベルの膵嚢胞
 - 3) 主膵管の限局性狭窄
 - 4) 分枝・微細膵管の閉塞または狭窄
 - 5) プラッグまたは非陽性膵石
5. CTによる慢性膵炎の診断基準
 - A. 確診所見
 - 1) 膵石灰化
 - 2) 主膵管の拡張と膵嚢胞
 - 3) 主膵管の拡張と膵の萎縮または限局性腫大
 - B. 異常所見
 - 1) 主膵管の拡張
 - 2) 膵嚢胞

注1. 主膵管の拡張とは、CT上主膵管が確認されるだけでなく、主膵管の明らかな拡張または不整拡張をいう。

注2. 膵の前後径が椎体の横径1/3以下を萎縮、椎体の横径3/4以上を腫大とする。

<p>6. USによる慢性膵炎の診断基準</p> <p>A. 確診所見</p> <p>1) 膵石</p> <p>2) 膵管拡張(3mm以上)に(1)～(3)のいずれかを伴うもの</p> <p>(1) 膵管壁の不整または断続的高エコーレベル像</p> <p>(2) 膵嚢胞に連続する像</p> <p>(3) 膵の萎縮または限局性腫大</p> <p>注 膵石とは膵内の音響陰影を伴う点状または孤状の高エコー像をいう。</p> <p>B. 異常所見</p> <p>1) 膵管拡張(3mm以上)</p> <p>2) 膵嚢胞</p> <p>注 膵の萎縮または限局性腫大は膵の長軸および短軸の2方向の断層像で判定し、膵の前後径が10mm以下を萎縮、膵の前後径が30mm以上を腫大とする。</p>

別表5 身体障害表

身体障害
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの
9. 10 手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
10. 1肢に13. から15. までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に13. から15. までまたは21. から25. までのいずれかの身体障害を生じたもの
11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの
13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの
16. 10 足指を失ったもの
17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの
18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの
19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの
20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの
21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの
22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの
23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの
24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの
25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの

備考

- 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。
- 眼の障害(視力障害)
 - 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
- 言語またはそしゃくの障害
 - 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
- 耳の障害(聴力障害)

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格(昭和 57 年8月 14 日改定)に準拠したオーディオメータで行ないます。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500・1,000・2,000 ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が 90 デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。

5. 鼻の障害

- (1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。
- (2) 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈、および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

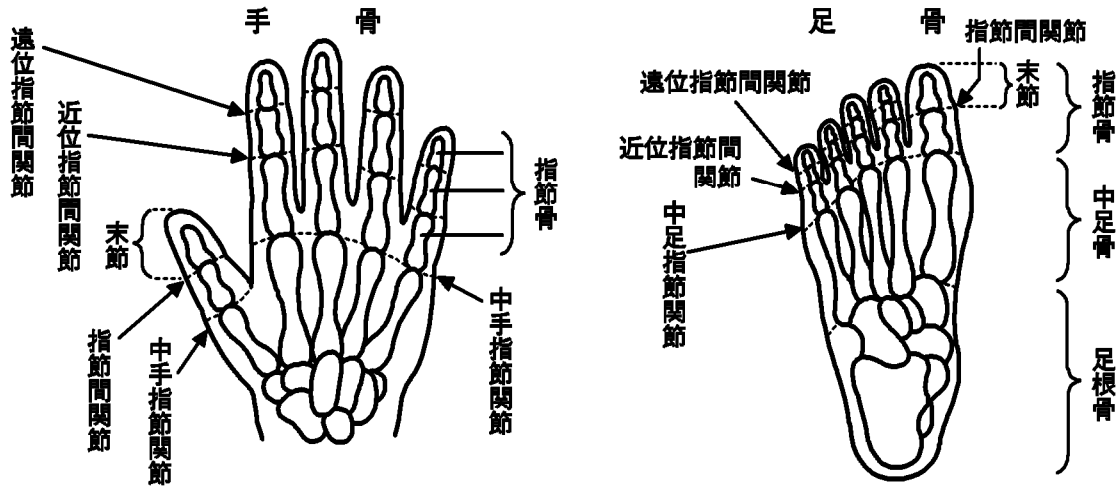
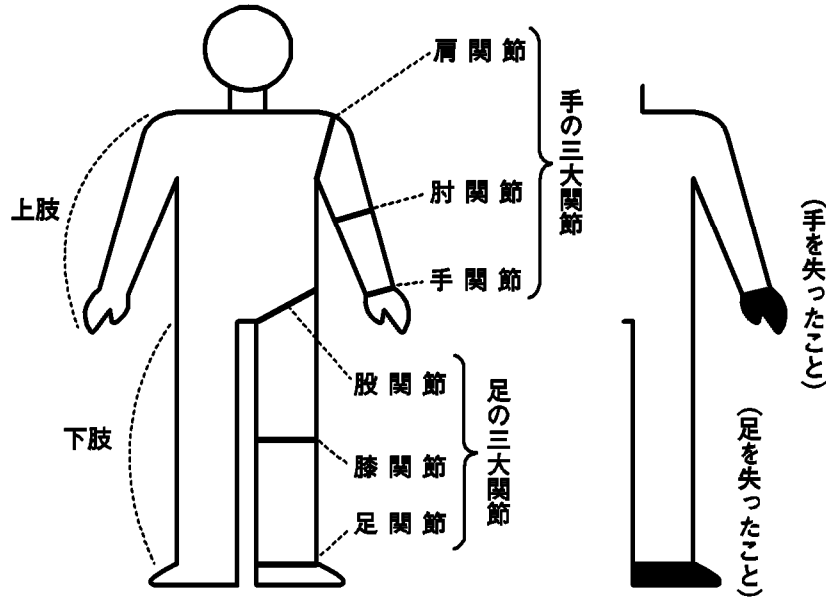
8. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

9. 足指の障害

- (1) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
- (2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指(母指)は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)にあつては指節間関節)が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

障害の図解



別表6 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版) 準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01~V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00~X59)	
・転倒・転落(W00~W19)	

分類項目 (基本分類コード)	除外項目等
・生物によらない機械的な力への曝露 (W20～W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露 (W42) ・振動への曝露 (W43)
・生物による機械的な力への曝露 (W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水 (W65～W74)	
・その他の不慮の窒息 (W75～W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引> (W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引> (W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引> (W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露 (W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露 (W94) (高山病など)
・煙、火および火炎への曝露 (X00～X09)	
・熱および高温物質との接触 (X10～X19)	
・有毒動植物との接触 (X20～X29)	
・自然の力への曝露 (X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露 (X30) (日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露 (X40～X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態 (X50～X57)	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動 (X50) 中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動 (X51) (乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在 (X52) ・食糧の不足 (X53) ・水の不足 (X54)
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露 (X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡 (X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為 (Y35～Y36)	※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑 (Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症 (Y40～Y84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤 (Y40～Y59) によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故 (Y60～Y69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具 (Y70～Y82) によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの (Y83～Y84)	

備考

1. 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
2. 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険普通保険約款 目次

この保険の趣旨

1. 会社の責任開始期

第1条

2. 保険金および給付金の支払

第2条 保険金および給付金の支払

第3条 高度障害給付金、特定疾病給付金の支払による保険契約の消滅

3. 保険料の払込免除

第4条

4. 保険契約の取消および無効

第5条

5. 告知義務

第6条 告知義務

第7条 告知義務違反による解除

第8条 保険契約を解除できない場合

6. 重大事由による解除

第9条

7. 保険料の払込、払込の猶予および保険契約の失効

第10条 保険料の払込

第11条 保険料の払込方法(経路)

第12条 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

第13条 保険料払込の猶予期間中の保険事故

8. 保険料の前納

第14条

9. 保険契約の復活

第15条

10. 契約者配当金

第16条

11. 保険契約の解約

第17条

12. 解約払戻金

第18条

13. 保険金支払の時期および場所

第19条

14. 契約内容・保険金受取人等の変更

第20条 保険金額の増額

第21条 保険金額の減額

第22条 保険契約者の変更

第23条 受取人の変更

第24条 遺言による受取人の変更

第25条 受取人の死亡

第26条 指定代理請求人の変更指定

第27条 保険契約者または保険金受取人の代表者

第28条 保険契約者の住所の変更

15. 受取人による保険契約の存続

第29条

16. 契約年齢の計算・契約年齢および性別の誤りの処理

第30条 契約年齢の計算

第31条 契約年齢および性別の誤りの処理

17. 保険契約の更新

第32条

18. 請求手続

第33条

19. 時効

第34条

20. 他の保険契約への転換

第35条

21. 管轄裁判所

第36条

22. 法令等の改正に伴う支払事由の変更

第37条

23. 保険金等の支払方法の選択についての特則

第38条

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

別表1 対象となる不慮の事故

別表2 身体障害表

別表3 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

別表4 病院または診療所

別表5 公的医療保険制度

別表6 医科診療報酬点数表

5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、被保険者が死亡されたときまたは所定の高度障害になられたときに保険金または給付金を支払うほかに、被保険者が特定の疾病(悪性新生物(ガン)、急性心筋梗塞、脳卒中)に罹患し、所定の事由に該当されたときに給付金を支払うことを主な内容とします。

1. 会社の責任開始期

第1条 会社は、次の時から保険契約上の責任を負います。

1. 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時
 2. 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)
- ② 前項の規定による会社の責任開始の日を契約日とします。
- ③ 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を発行します。保険証券には、次の各号に定める事項を記載します。なお、保険事故・給付事由および保険給付の方法については保険証券に記載しません。
1. 会社名
 2. 保険契約の名称
 3. 契約日
 4. 保険料およびその払込方法
 5. 保険契約の終期(保険期間)および保険料払込期間
 6. 保険金額
 7. 保険契約者の氏名または商号等
 8. 被保険者の氏名および契約時の年齢
 9. 保険金等の受取人を定めたときは、その氏名または商号等
 10. 特約が付加されたときは、その特約の名称、終期(保険期間)および保険金額等
 11. 保険証券の作成地および作成年月日

2. 保険金および給付金の支払

(保険金および給付金の支払)

第2条 この保険契約の保険金および給付金の支払は次のとおりです。

保険金または給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	保険金・給付金		受取人	支払事由に該当しても保険金または給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
1. 被保険者が保険期間中に死亡したとき。	死亡保険金	保険金額	保険金受取人	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. 責任開始時(復活が行なわれた場合の保険契約もしくは保険金額の増額が行なわれた場合の保険契約の増額分については、最後の復活または保険金額の増額の際の責任開始時とします。以下同じ。)の属する日から起算して3年以内の被保険者の自殺 2. 保険金受取人の故意。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人に支払います。 3. 保険契約者の故意

保険金または給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	保険金・給付金		受取人
	名称	支払額	
2. 被保険者が責任開始時以後に発生または発病した傷害または疾病によって保険期間中に別表2に定める1. から7. までのいずれかの身体障害の状態（以下「高度障害」といいます。）に該当したとき。この場合、責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発生または発病した傷害または疾病（責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害に該当したときも含まれます。	高度障害給付金	保険金額	保険契約者
3. (1) 被保険者が責任開始時以後、保険期間中に初めて別表3に定める悪性新生物に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき（病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。）。 (2) (1)に該当した場合でも、責任開始時の属する日からその日を含めて90日以内に乳房の悪性新生物（別表3のA.に定める乳房の悪性新生物。以下同じ。）に罹患し、医師によって診断確定されたときは、特定疾病給付金を支払いません。ただし、その後（乳房の悪性新生物については責任開始時の属する日を含めて90日経過後）、保険期間中に、被保険者が新たに悪性新生物に罹患したと医師によって診断確定されたときは、特定疾病給付金を支払います。 4. 被保険者が責任開始時以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかの事由に該当したとき。 (1) 別表3に定める急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき。 (2) 別表3に定める急性心筋梗塞を発病し、次のいずれにも該当する手術を受けたとき (ア) その疾病の治療を直接の目的とする手術 (イ) 別表4に定める病院または診療所における手術 (ウ) 別表5に定める公的医療保険制度に基づく別表6に定める医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 (3) 別表3に定める脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき。 (4) 別表3に定める脳卒中を発病し、次のいずれにも該当する手術を受けたとき (ア) その疾病の治療を直接の目的とする手術 (イ) 別表4に定める病院または診療所における手術 (ウ) 別表5に定める公的医療保険制度に基づく別表6に定める医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術	特定疾病給付金	保険金額	保険契約者

② 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、第1項の規定を適用して死亡保険金を支払います。

③ 被保険者が、別表2および備考に規定する状態に該当しているにもかかわらず、この保険契約の保険期間満了時に、その回復の見込がないことが明らかでないことにより、その時点では、高度障害給付金が支払われない場合においても、この保険契約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときに高度障害給付金を支払います。

- ④ 保険期間満了の日からその日を含めて 60 日以内に、被保険者が第1項第4号の(1)または(3)に定める特定疾病給付金の支払事由に該当した場合には、保険期間中に該当したものとみなして第1項の規定を適用します。
- ⑤ 特定疾病給付金の受取人である被保険者(給付金の受取人に関する特約が付加されている場合)が特定疾病給付金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第 26 条(指定代理請求人の変更指定)の規定により変更指定した次の者(以下「指定代理請求人」といいます。)が第 33 条に規定する必要書類および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、特定疾病給付金の受取人の代理人として特定疾病給付金を請求することができます。
1. 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 2. 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- ⑥ 前項の規定により、会社が特定疾病給付金を特定疾病給付金の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複して特定疾病給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ⑦ 死亡保険金を支払う前に高度障害給付金の請求を受け、高度障害給付金が支払われるときは、会社は、死亡保険金を支払いません。また、死亡保険金または高度障害給付金を支払う前に特定疾病給付金の請求を受け、特定疾病給付金が支払われるときは、会社は、死亡保険金または高度障害給付金を支払いません。
- ⑧ 死亡保険金を支払った後は、高度障害給付金の請求があっても、会社は、これを支払いません。また、死亡保険金または高度障害給付金を支払った後は、特定疾病給付金の請求があっても、会社は、これを支払いません。
- ⑨ 第1項の規定によって死亡保険金を支払わない場合は、会社は、責任準備金(会社の定める方法によって計算される保険契約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)を保険契約者に払い戻します。(第1項第1号免責事由2. に該当したことにより死亡保険金の一部が支払われない場合には、支払われない死亡保険金部分の責任準備金を払い戻します。)ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は、これを払い戻しません。
- ⑩ 戦争その他の変乱によって死亡または高度障害になった被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、保険金または給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- ⑪ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者が責任開始時前に発病した疾病を直接の原因として責任開始時以後に高度障害給付金または別表3に定める急性心筋梗塞もしくは脳卒中による特定疾病給付金の支払事由に該当したときでも、責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
1. その疾病について、保険契約の締結、復活または保険金額の増額の際に、告知等により会社を知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 2. その疾病について、責任開始時前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(高度障害給付金、特定疾病給付金の支払による保険契約の消滅)

第3条 会社が高度障害給付金を支払った場合は、被保険者が高度障害になった時に保険契約は消滅します。

② 会社が特定疾病給付金を支払った場合は、被保険者が特定疾病給付金の支払事由に該当した時に保険契約は消滅します。

3. 保険料の払込免除

第4条 この保険契約の保険料の払込免除は次のとおりです。

保険料の払込を免除する場合(以下「払込免除事由」といいます。)	払込を免除する保険料	払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合
被保険者が、保険料払込期間中に、責任開始時以後に発生した別表1に定める不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して 180 日以内に別表2に定める8. から 17. までのいずれかの身体障害の状態に該当したとき。この場合、責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を原因とする身体障害の状態が新たに加わって別表2に定める8. から 17. までのいずれかの身体障害の状態に該当したときを含みます。	払込免除事由に該当した日の直後に到来する第10条第1項に定める払込期月(以下本条において「払込期月」といいます。)以後の保険料。ただし、払込期月内の初日から契約応当日の前日までの間に払込免除事由に該当した場合は、当該払込期月の保険料も含みます。	次のいずれかによって払込免除事由に該当したとき。 1. 被保険者の犯罪行為 2. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

② 被保険者が次のいずれかにより身体障害の状態に該当した場合で、その原因により身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、保険料の一部または全部についてその払込を免除しないことがあります。

1. 地震、噴火または津波

2. 戦争その他の変乱
- ③ 第1項の規定により保険料の払込が免除された場合は、以後、払込期月内の契約応当日ごとに保険料の払込があったものとして取り扱います。
- ④ 更新前の保険料払込期間が保険期間よりも短い保険契約について、本条の規定を適用するときには、「保険料払込期間」は「保険期間」と読み替えます。

4. 保険契約の取消および無効

- 第5条** 保険契約者または被保険者の詐欺によって保険契約の締結、復活または保険金額の増額が行なわれた場合は、会社は保険契約(保険金額の増額が行なわれた場合には、その際の増額部分。)を取消することができます。この場合、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。
- ② 保険契約者が保険金または給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に保険金または給付金を不法に取得させる目的をもって、保険契約を締結、復活または保険金額を増額した場合は、その保険契約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

5. 告知義務

(告知義務)

- 第6条** 保険契約の締結、復活または保険金額の増額の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面によって告知して下さい。ただし、会社指定の医師に告知するときはその医師に口頭で告知して下さい。

(告知義務違反による解除)

- 第7条** 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約(保険金額の増額の場合には、その際の増額部分。以下本条および次条において同じ)を解除することができます。
- ② 保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した後においても、会社は、前項の規定によって保険契約を解除することができます。この場合には、保険金および給付金を支払わず、保険料の払込を免除しません。すでに保険金もしくは給付金を支払いまたは保険料の払込を免除していたときは、保険金および給付金の返還を請求し、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
 - ③ 前項の規定にかかわらず、保険金および給付金の支払事由ならびに保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人が証明したときは、保険金もしくは給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
 - ④ 本条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に解除の通知をし、正当な理由によって保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知をします。
 - ⑤ 本条の規定によって保険契約を解除した場合には、会社は、解約払戻金を保険契約者に支払います。

(保険契約を解除できない場合)

- 第8条** 会社は、次のいずれかの場合には、前条の規定による保険契約の解除を行なうことができません。
1. 会社が、保険契約の締結、復活または保険金額の増額の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
 2. 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第6条の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第6条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき
 5. 保険契約が責任開始時の属する日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始時の属する日から起算して2年以内に被保険者が解除の原因となる事実によって別表2に定める1. から 17. までのいずれかの身体障害の状態に該当したときまたは特定疾病給付金の支払事由に規定する状態に該当したときは、保険契約を解除することができます。
- ② 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第6条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

6. 重大事由による解除

第9条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

1. 保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合には被保険者を除きます。)または保険金の受取人がこの保険契約の保険金(死亡保険金、高度障害給付金、特定疾病給付金および払込を免除される保険料をいいます。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 4. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 5. この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、保険金もしくは給付金(前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号の(1)から(5)までに該当したのが保険金受取人のみであり、その保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき死亡保険金をいいます。以下本項において同じとします。)の支払または保険料の払込の免除をしません。すでに保険金もしくは給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 本条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に解除の通知をし、正当な理由によって保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知をします。
- ④ 本条の規定によって保険契約を解除した場合には、会社は、解約払戻金を保険契約者に支払います。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、死亡保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない死亡保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約払戻金を保険契約者に支払います。

7. 保険料の払込、払込の猶予および保険契約の失効

(保険料の払込)

第10条 保険契約者は、第2回以後の保険料を、保険料払込期間中、毎回第11条第1項に定める払込方法にしたがい、次の期間(以下「払込期月」といいます。)内に払い込んで下さい。

1. 月払の保険契約(以下「月払契約」といいます。)の場合
月単位の契約応当日(契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。)の属する月の初日から末日まで
 2. 半年払の保険契約(以下「半年払契約」といいます。)の場合
半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
 3. 年払の保険契約(以下「年払契約」といいます。)の場合
年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
- ② 前項の規定にしたがい、保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者(保険金を支払うときは保険金受取人)に払い戻します。
- ③ 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険金または給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。
- ④ 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険料の払込免除事由が発生した場合には、保険契約者は、未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑤ 前項の未払込保険料の払込については、第13条第2項の規定を準用します。

(保険料の払込方法(経路))

第11条 保険契約者は、会社の定める範囲内で、次の各号のいずれかの保険料の払込方法を選択することができます。

1. 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2. 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 3. 会社の派遣した集金人に払い込む方法(保険契約者の指定した集金先が会社の定めた地域内にある場合に限りま
す。)
 4. 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 5. 所属団体または集団を通じ払い込む方法(所属団体または集団と会社との間に団体取扱契約または集団取扱契約が
締結されている場合に限ります。)
- ② 前項第3号の規定による場合において、払込期月内に、保険料の払込がないときは、第12条第1項に規定する猶予期
間内に会社の本社または会社の指定した場所に払い込んで下さい。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込の用
意の申出があったときは、猶予期間内でも集金人を派遣します。
 - ③ 月払契約について、第1項第3号の規定による場合において第12条第1項に規定する猶予期間中の未払込保険料があ
るときは、その保険料の払込があったのち、払込期月の保険料を集金します。
 - ④ 保険契約者は、会社の定める範囲内で、第1項各号の保険料払込方法を変更することができます。
 - ⑤ 保険料払込方法が第1項第3号ないし第5号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱範囲をこえたときま
たは会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料払込方法を他の払込方法に変
更して下さい。この場合、保険契約者が保険料払込方法の変更を行なうまでの間の保険料については、会社の本社また
は会社の指定した場所に払い込んで下さい。

(保険料払込の猶予期間および保険契約の失効)

第12条 第2回以後の保険料の払込については、次のとおり猶予期間があります。

1. 月払契約の場合
払込期月の翌月初日から末日まで
 2. 半年払契約または年払契約の場合
払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで(払込期月内の契約応当日が2月、6月、11月の各末
日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで)
- ② 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。
 - ③ 保険契約が効力を失った場合には、保険契約者は、解約払戻金を請求することができます。

(保険料払込の猶予期間中の保険事故)

第13条 保険料払込の猶予期間中に保険金または給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額
から未払込保険料を差し引きます。

- ② 保険料払込の猶予期間中に保険料の払込免除事由が発生した場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日
までに未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間の満了
日の翌日から効力を失い、会社は、保険料の払込を免除しません。

8. 保険料の前納

第14条 保険契約者は、次のとおり将来の保険料を前納することができます。

1. 月払契約の場合
当月分以後の保険料を会社の定める方法により、前納することができます。この場合には、次表の例のとおり割引き
ます。

前納保険料	割引額	前納保険料	割引額
3カ月分	1カ月分の保険料の6%	9カ月分	1カ月分の保険料の35%
6カ月分	1カ月分の保険料の18%	12カ月分	1カ月分の保険料の60%

2. 半年払契約または年払契約の場合

- (1) 将来の保険料(半年払契約については、1年分または1年分の整数倍の保険料)を前納することができます。この場
合には、会社の定めた率で割引きます。
 - (2) 前(1)の規定によって割引かれた前納保険料については、会社の定める率の利息をつけて積み立てておき、年単
位(半年払契約の場合は半年単位)の契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。
- ② 会社は、保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合に前納保険料の残額があるときは、これを
保険契約者に払い戻します。ただし、保険金または給付金を支払うときは、その受取人に支払います。

9. 保険契約の復活

第15条 保険契約者は、第12条第2項の規定によって保険契約が効力を失った日から起算して3年以内に限り、保険契約
の復活を請求することができます。ただし、解約払戻金を請求した後は、保険契約を復活させることはできません。

- ② 会社が保険契約の復活を承諾した場合には、保険契約者は、会社の指定した日までに延滞保険料を会社の本社または
会社の指定した場所に払い込むことを要します。
- ③ 会社が保険契約の復活を承諾した場合には、次の時から保険契約上の責任を負います。
 1. 保険契約の復活を承諾した後に前項に規定する金額を受け取ったとき
前項に規定する金額を受け取った時
 2. 前項に規定する金額を受け取った後に保険契約の復活を承諾したとき
前項に規定する金額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)

- ④ 復活後の保険契約の保険証券は、旧保険証券と復活の通知書をもって新保険証券に代えます。

10. 契約者配当金

第16条 会社の定める方法により積み立てた契約者配当準備金のうちから、毎事業年度末に次の保険契約に対して主務官庁の認可を得た方法で計算した利差配当を契約者配当金として割り当てます。この場合、第4号(2)に該当する保険契約については、第4号(1)に該当する保険契約に対して割当を行なった金額を下回る金額とし、第5号に該当する保険契約についてはこれに準じた金額とします。

1. 次の事業年度中に契約日(主契約の保険料払込期間満了後については主契約の保険料払込期間満了日の翌日とします。)の5年ごとの応当日(保険料払込期間満了日の翌日を含みます。以下本条において「5年ごと応当日」といいます。)が到来する保険契約。ただし、第2号に該当する場合には本号の割当は行ないません。
 2. 次の事業年度中に保険期間の満了によって消滅する保険契約
 3. 次の事業年度中に保険契約の転換によって消滅する保険契約
 4. 次の事業年度中に前2号以外の事由により消滅する次の保険契約
 - (1) 保険金もしくは給付金が支払われて消滅する場合には、契約日および直前の5年ごと応当日からその日を含めて1年を経過して消滅する保険契約
 - (2) 保険金もしくは給付金の支払以外の事由によって消滅する場合には、契約日からその日を含めて2年および直前の5年ごと応当日からその日を含めて1年を経過して消滅する保険契約
 5. 次の事業年度中に、契約日からその日を含めて2年および直前の5年ごと応当日からその日を含めて1年を経過して保険金額の減額が行なわれる保険契約
- ② 前項の割当のほか、会社は、契約日から所定年数を経過した後に更新および消滅する保険契約に対して契約者配当金の割当を行なうことがあります。
- ③ 第1項の規定によって割り当てた契約者配当金は、次の方法で分配します。ただし、保険料払込期間中の保険契約については、次の事業年度の年単位の契約応当日(以下本条において「契約応当日」といいます。)の前日までの保険料(第3号の場合は転換直前までの保険料とし、第4号または第5号の場合は消滅または減額する直前の契約応当日の前日までの保険料とします。)が払い込まれていた場合に限り、
1. 第1項第1号の規定によって割り当てた契約者配当金は、次の方法で分配します。
 - (1) 次の事業年度の年単位の契約応当日から会社の定める率の複利で蓄積します。
 - (2) 蓄積された契約者配当金は、保険契約者の請求があるときは保険契約者に支払い、保険契約が消滅したときは次のとおり支払います。
 - イ 保険金または給付金を支払うべきときは、その受取人に支払います。
 - ロ 前イ以外のときは、保険契約者に支払います。
 2. 第1項第2号の規定によって割り当てた契約者配当金は、保険契約者に支払います。
 3. 第1項第3号の規定によって割り当てた契約者配当金は、転換価格に充当します。
 4. 第1項第4号の規定によって割り当てた契約者配当金は、次のとおり支払います。
 - (1) 保険金または給付金を支払うときは、その受取人に支払います。
 - (2) 前(1)以外のときは保険契約者に支払います。
 5. 第1項第5号の規定によって割り当てた契約者配当金は、第1号の規定を準用して支払います。
- ④ 第2項の規定によって割り当てられた契約者配当金は、次のとおり取り扱います。
1. 保険契約が更新される場合には、その更新時に第3項の規定を準用して支払います。
 2. 保険契約が消滅した場合には、保険金または給付金を支払うべきときはその受取人に、その他のときは保険契約者に支払います。

11. 保険契約の解約

第17条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、解約払戻金を保険契約者に支払います。

12. 解約払戻金

第18条 解約払戻金は、保険料払込中の保険契約についてはその保険料を払い込んだ年月数により計算し、その他の保険契約についてはその経過した年月数により計算します。

- ② 前条の規定により支払われる解約払戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

13. 保険金支払の時期および場所

第19条 保険金(死亡保険金、特定疾病給付金および高度障害給付金をいいます。本条において同じ)の支払金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② 保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診

断を含みます)を行いません。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

1. 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第9条(重大事由による解除)第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別な調査、分析または鑑定 180日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、保険金を請求した者に、その旨を通知します。
- ⑥ 前5項の規定は、保険料の払込免除について準用します。

14. 契約内容・保険金受取人等の変更

(保険金額の増額)

第20条 保険契約者は、会社の定める方法により、被保険者の同意を得て、保険金額の増額を請求することができます。

- ② 会社が保険金額の増額の請求を承諾した場合は、保険契約者は、会社の指定した日までに、その増額分に対する会社の定める方法により計算した金額を払い込むことを要します。
- ③ 会社が保険金額の増額の請求を承諾した場合には、次の時から増額分の責任を負います。
 1. 会社が保険金額の増額の請求を承諾した後に前項に規定する金額を受け取ったとき
前項に規定する金額を受け取った時
 2. 前項に規定する金額を受け取った後に会社が保険金額の増額の請求を承諾したとき
前項に規定する金額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)

(保険金額の減額)

第21条 保険契約者は、会社の定める範囲内で、保険金額を減額することができます。

- ② 保険金額が減額された場合には、その減額分だけ保険契約が解約されたものとし、その減額分に対する解約払戻金を保険契約者に支払います。

(保険契約者の変更)

第22条 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

- ② 前項の場合、保険証券に表示を受けてからでなければ会社に対して効力を生じません。

(受取人の変更)

第23条 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、保険金受取人を変更することができます。特定疾病給付金および高度障害給付金の受取人については、保険契約者(給付金の受取人に関する特約が付加されている保険契約の場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

- ② 前項の通知が会社に到達した場合には、保険金受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、当該通知が会社に到達する前に変更前の保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

(遺言による受取人の変更)

第 24 条 前条に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。特定疾病給付金および高度障害給付金の受取人については、保険契約者(給付金の受取人に関する特約が付加されている保険契約の場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

- ② 前項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- ③ 前2項による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

(受取人の死亡)

第 25 条 保険金(死亡保険金、特定疾病給付金および高度障害給付金をいいます。本条において同じ)の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金の受取人とします。

- ② 前項の規定により保険金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により保険金の受取人となった者のうち生存している他の保険金の受取人を保険金の受取人とします。
- ③ 前2項により保険金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(指定代理請求人の変更指定)

第 26 条 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更指定することができます。

- ② 前項の場合、保険証券に表示を受けてからでなければ会社に対して効力を生じません。

(保険契約者または保険金受取人の代表者)

第 27 条 保険契約者または保険金受取人が2人以上のときは、各代表者1人を定めて下さい。この場合、その代表者は、それぞれ、他の保険契約者または保険金受取人を代理するものとします。

- ② 前項の代表者が定まらない場合またはその所在が不明である場合に、会社が保険契約者または保険金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
- ③ 保険契約者が2人以上のときは、その責任は連帯とします。

(保険契約者の住所の変更)

第 28 条 保険契約者が住所または居所(通信先を含みます。以下本条において同様とします。)を変更したときは、直ちに会社の本社または会社の指定した場所に通知して下さい。

- ② 保険契約者が前項の通知をせず、保険契約者の住所または居所を会社が確認できなかった場合は、会社が知った最終の住所または居所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

15. 受取人による保険契約の存続

第 29 条 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1カ月を経過した日に効力を生じます。

- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次各号のすべてを満たす死亡保険金、特定疾病給付金または高度障害給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

1. 保険契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
2. 保険契約者でないこと

- ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡保険金、特定疾病給付金または高度障害給付金の支払事由が生じ、会社が保険金等を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡保険金、特定疾病給付金または高度障害給付金の受取人に支払います。

- ④ 第1項に定める債権者等による保険契約の解約の場合には、第18条(解約払戻金)第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した時から1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

16. 契約年齢の計算・契約年齢および性別の誤りの処理

(契約年齢の計算)

第 30 条 被保険者の契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数については、6カ月以下のものは切り捨て、6カ月をこえるものは1年とします。

- ② 保険契約締結後の被保険者の契約年齢は、契約日の契約年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

(契約年齢および性別の誤りの処理)

第 31 条 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、次のとおり取り扱います。

1. 実際の年齢による契約年齢が、会社の定める契約年齢の範囲外のときは、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
2. 前号以外のときは、会社の定める方法で処理します。

- ② 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合は、会社の定める方法で処理します。

17. 保険契約の更新

第 32 条 保険契約者から保険期間満了の日の2週間前までに反対の申出がない限り、保険期間満了の日の翌日（以下「更新日」といいます。）に、この保険契約は更新されるものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この取り扱いをしません。

1. 更新後の保険契約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の契約年齢が会社の定める範囲をこえるとき。
 2. 保険期間満了の日までの保険料が払い込まれていないとき。
 3. 保険契約に特別条件付取扱特約が付加されているとき。
 4. この保険契約の更新時に、会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき。
- ② 前項第1号に該当する場合に、会社所定の範囲内で保険期間を短縮すれば前項の条件をみたくこととなる場合は、保険期間を短縮して保険契約を更新させるものとします。
- ③ 更新後の保険契約の保険金額は更新前の保険契約の保険金額と同額とします。
- ④ 更新前の保険料払込期間が保険期間より短い場合には、更新後の保険料払込期間は保険期間と同一とします。
- ⑤ 更新後の保険契約の保険料は、更新日における被保険者の年齢によって計算します。
- ⑥ 更新後の保険契約の第1回保険料の払込については、更新前の保険契約の第2回以後の保険料の払込に関する規定を準用します。
- ⑦ 前項の規定にかかわらず、更新後の保険契約の第1回保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、更新後の保険契約は更新日にさかのぼって消滅します。
- ⑧ 保険契約が更新された場合に、第2条（保険金および給付金の支払）、第4条（保険料の払込免除）および第8条（保険契約を解除できない場合）の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間は継続したものと取り扱います。
- ⑨ 更新後の保険契約の保険証券は、旧保険証券と更新の通知書をもって新保険証券に代えます。この場合、更新の通知書には、次の各号に定める事項を記載します。
1. 被保険者の氏名および更新時の年齢
 2. 更新後の主契約の名称、終期（保険期間）および保険金額
 3. 更新する特約があるときは、その特約の名称、終期（保険期間）および保険金額等
 4. 更新後の保険料およびその払込方法
- ⑩ 会社は、主務官庁の認可を得て、普通保険約款を変更することがあります。この場合には、当該変更日以後に更新する保険契約については、更新後は、変更後の普通保険約款を適用します。
- ⑪ 第1項第4号により保険契約が更新されないときは、更新の取扱いに準じて、会社が定める他の保険契約を更新時に締結することがあります。

18. 請求手続

第 33 条 この約款にもとづく支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類	会社所定の請求書	保険証券	最終の保険料領収証	印鑑証明書		戸籍抄本		住民票		会社所定の診断書・証明書	会社所定の手術証明書	その他の書類
					受取人	被保険者	受取人	被保険者	受取人	被保険者			
1	死亡保険金の支払	○	○	○		○		○	○		○		会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
2	高度障害給付金の支払	○	○	○		○		○	○		○		会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
3	特定疾病給付金の支払	○	○	○		○		○	○		○	○	会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
4	保険料の払込免除	○	○	○							○	○	不慮の事故であることを証明する書類 会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
5	責任準備金の支払	○	○	○	○								
6	解約払戻金の支払	○	○	○	○								
7	蓄積配当金の支払	○	○		○								

項目	提出書類	会社 所定 の 請求 書	保 險 証 券	最 終 の 保 険 料 領 収 証	印鑑 証明書		戸籍 抄本		住民票		会社 所定 の 診 断 書 ・ 証 明 書	会社 所定 の 手 術 証 明 書	その他の書類
					保 険 契 約 者	受 取 人	被 保 険 者	受 取 人	被 保 険 者	受 取 人			
8	保険契約の復活	○											会社所定の告知書
9	保険金額の減額	○	○	○	○								
10	保険契約者の変更	○	○			○ 旧 保 険 契 約 者							旧保険契約者死亡の場合 (1) 旧保険契約者の戸籍謄本 (2) 相続人代表者の念書 (3) 相続人代表者の印鑑証明書
11	特定疾病給付金の指定 代理請求	○	○	○					○		○	○	(1) 指定代理請求人の戸籍謄本 (2) 指定代理請求人の住民登録票と 印鑑証明書 (3) 被保険者または指定代理請求人 の健康保険被保険者証の写し
12	指定代理請求人の変更 指定	○	○		○								

- ② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
- ③ 第1項の5・8・11の請求について、会社が必要と認めた場合には、事実の確認を行ないまたは会社の指定する医師の診断を求めることがあります。
- ④ 官公署、会社、工場、組合等の団体(団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。)を保険契約者および保険金(高度障害給付金を含みます。以下本項において同様とします。)受取人とし、その団体から給与の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規定等に基づく死亡退職金または甲慰金等(以下「死亡退職金等」といいます。)として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、保険金請求の際、第1号または第2号いずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
- 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 - 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 - 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

19. 時効

第 34 条 保険金、給付金、責任準備金、解約払戻金もしくは契約者配当金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

20. 他の保険契約への転換

第 35 条 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の定める方法により、この保険契約を他の保険契約へ転換することができます。

21. 管轄裁判所

第 36 条 この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社または保険金の受取人(保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。)の住所地と同一の都道府県内にある支社(同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社)の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

② この保険契約における給付金および保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

22. 法令等の改正に伴う支払事由の変更

第 37 条 会社は、別表5に定める公的医療保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの保険契約の支払事由に影響を及ぼすと認められた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約の支払事由を別表5に定める公的医療保険制度の改正内容に応じて変更することがあります。

- ② 会社は、本条の変更を行うときは、主務官庁の認可を得て定めた日（以下本条において「支払事由変更日」といいます。）から将来に向かってこの保険契約の支払事由を改めます。
- ③ 本条の規定によりこの保険契約の支払事由を変更する場合には、支払事由変更日の2か月前までに保険契約者に通知します。
- ④ 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由変更日の前日までに、次の各号のいずれかの方法を指定してください。
 1. 第2項の保険契約の支払事由の変更を承諾する方法
 2. 支払事由変更日の前日に解約する方法
- ⑤ 前項の指定がなされないまま支払事由変更日が到来したときは、前項第1号の方法が指定されたものとみなします。

23. 保険金等の支払方法の選択についての特則

第 38 条 保険契約者（保険金等の支払事由発生後は、その受取人とします。）は、会社の定める範囲および方法により、保険金等について、一時支払にかえて、据置支払の方法を選択することができます。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、普通保険約款に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 治療を直接の目的とする手術

「治療を直接の目的とする手術」とは、治療のために必要な手術をいいます。したがって、医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されていない、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは該当しません。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00～X59)	
・転倒・転落(W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露(W42) ・振動への曝露(W43)
・生物による機械的な力への曝露(W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水(W65～W74)	
・その他の不慮の窒息(W75～W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引>(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94) (高山病など)
・煙、火および火炎への曝露(X00～X09)	
・熱および高温物質との接触(X10～X19)	
・有毒動植物との接触(X20～X29)	
・自然の力への曝露(X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57)	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52) ・食糧の不足(X53) ・水の不足(X54)

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露(X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡(X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為(Y35～Y36)	※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑(Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症(Y40～Y84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60～Y69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具(Y70～Y82)によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの(Y83～Y84)	

備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

別表2 身体障害表

身体障害
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの
9. 10 手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
10. 1肢に 13. から 15. までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に 13. から 15. までまたは 21. から 25. までのいずれかの身体障害を生じたもの
11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの
13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの
16. 10 足指を失ったもの
17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの
18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの
19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの
20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの
21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの
22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの
23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの
24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの
25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの

備考

- 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。
- 眼の障害(視力障害)
 - 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が 0.02 以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合

② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合

③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 耳の障害(聴力障害)

(1) 聴力の測定は、日本工業規格(昭和 57 年8月 14 日改定)に準拠したオーージオメータで行ないます。

(2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500・1,000・2,000 ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が 90 デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。

5. 鼻の障害

(1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。

(2) 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

(1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

(2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 脊柱の障害

(1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

(2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈、および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

8. 手指の障害

(1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

(2) 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

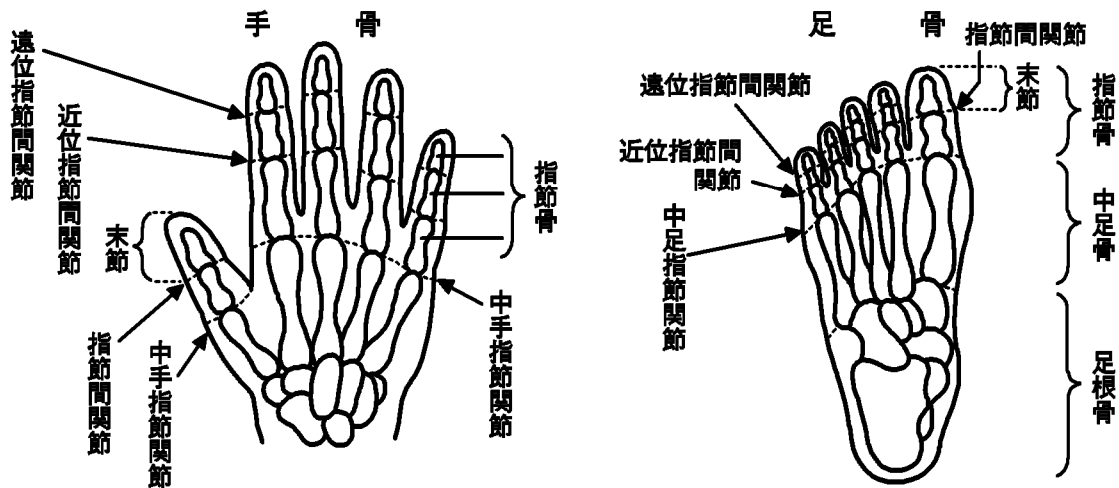
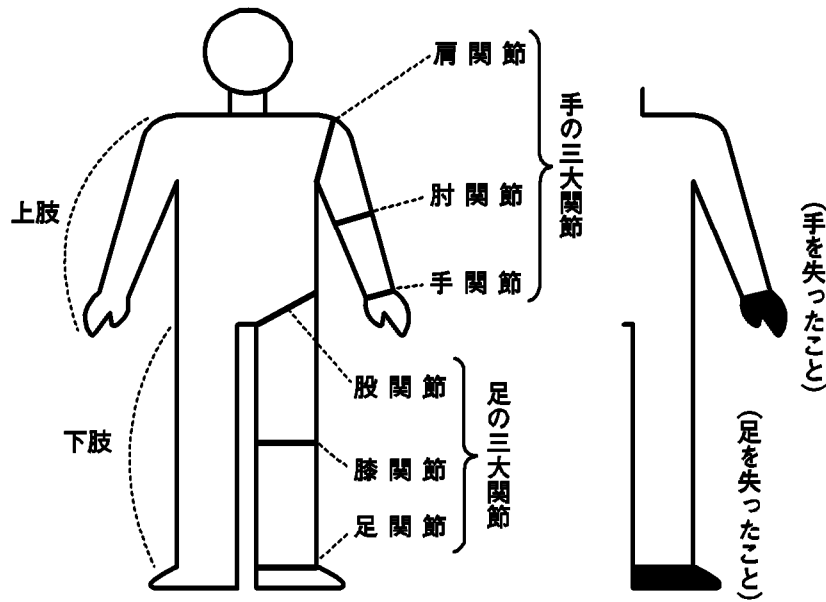
(3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

9. 足指の障害

(1) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

(2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指(母指)は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)にあつては指節間関節)が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

障害の図解



別表3 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

A. 対象となる悪性新生物

- 対象となる悪性新生物とは、平成 21 年3月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版)準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断確定日以前に新たな分類提要が施行された場合で、下記に掲げる疾病以外に新たに悪性新生物に分類された疾病があるときに、会社が特に認めた場合には、その疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
消化器の悪性新生物	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
皮膚の悪性黒色腫	C43
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
腎尿路の悪性新生物	C64～C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96

分類項目	基本分類コード
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性(出血性)血小板血症	D47.3
ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

2. 上記1.において悪性新生物とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁性状コードが悪性に分類された疾病があるときに、会社が特に認めた場合には、その疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

第5桁性状コード番号
／3・・・悪性、原発部位
／6・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9・・・悪性、原発部位または転移部位の別不詳

(備考)

- 対象となる悪性新生物には、国際対がん連合(UICC)により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」(診断確定された時点における最新版とします。)で病期分類が0期に分類されている病変は含まないものとします。したがって、上皮内癌、非浸潤癌(非浸潤性乳管癌、腎盂・尿管・膀胱における乳頭状非浸潤癌等)、大腸の粘膜内癌等は、悪性新生物に該当しません。
- 皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌は、対象となる悪性新生物には該当しません。

B.対象となる急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる急性心筋梗塞、脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、表2の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

表1 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
脳卒中	脳血管の異常(脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる)により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
急性心筋梗塞	急性心筋梗塞	I21
脳卒中	くも膜下出血	I60
	脳内出血	I61
	脳梗塞	I63

別表4 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

- 医療法に定める日本国内にある病院または診療所(介護保険法に定める介護療養型医療施設を除き、患者を収容する施設を有しない診療所を含みます。)。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- 1.の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表5 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- 健康保険法
- 国民健康保険法
- 国家公務員共済組合法
- 地方公務員等共済組合法
- 私立学校教職員共済組合法
- 船員保険法

(7) 高齢者の医療の確保に関する法律

別表6 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

保険金等の支払時期変更特則 目次

第1条	特則の適用	
第2条	保険金等支払の時期および場所	(保険金等支払の時期および場所に関する規定の読替特則)
第3条	死亡保険金の簡易請求	
第4条	特則の解約	
第5条	特則の更新	情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

保険金等の支払時期変更特則

(特則の適用)

- 第1条** この特則は、平成 24 年1月1日以降、主契約および主契約に付加された特約(主契約および特約に適用された保険法施行に伴う取扱変更に関する特則(既契約用)および保険法施行に伴う取扱変更に関する特則(更新用)を含みます。以下「主契約等」といいます。)に適用されます。
- ② この特則の規定については、主契約等の普通保険約款、特約条項または特則条項(以下「主約款等」といいます。)の規定に優先して取扱います。
- ③ この特則の規定以外については、主約款等の規定により取扱います。

(保険金等支払の時期および場所)

- 第2条** 保険金、給付金、年金、見舞金または一時金等(名称を問わず、主約款等に定める支払事由に基づいて支払うものをいいます。以下「保険金等」といいます。)が支払われるときは、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日(5日と定められている主約款等においては5日)以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- ② 保険金等を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、主契約等の締結時から保険金等請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して 25 日を経過する日とします。
1. 保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. 保険金等支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金等の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. 主約款等に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人の主契約等締結の目的もしくは保険金等請求の意図に関する主契約等の締結時から保険金等請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 45 日
 2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和 24 年法律第 205 号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 60 日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 90 日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180 日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 90 日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、保険金等を請求した者に、その旨を通知します。
- ⑥ 前5項の規定は、保険料の払込免除について準用します。
- ⑦ 主約款等の保険金等の支払の時期および場所に関する規定を準用している規定については、その規定が準用している規定ではなく、前6項を準用するものとします。
- ⑧ 主約款等の請求手続または請求書類の規定において、保険金等の支払および保険料の払込免除の際に、会社が必要と認めた場合は事実の確認および会社の指定する医師の判断を求める旨定めている部分は適用しません。

(死亡保険金の簡易請求)

第3条 死亡保険金(名称を問わず、普通死亡の際に支払われる金額とします。普通死亡の際に年金を支払う保険契約または特約においては、年金現価の一時支払を請求する場合のその金額を含みます。以下、本条において同じとします。)の受取人は、死亡保険金の支払事由が生じたときは、死亡保険金を葬儀費用等に充当するため、会社の定める事由、金額等の範囲内で、会社所定の金額を上限として、死亡保険金の一部または全部につき簡易請求を行なうことができます。この場合、会社は、死亡保険金の提出書類の一部の省略を認めるものとします。

(特則の解約)

第4条 この特則のみの解約はできません。

(特則の更新)

第5条 この特則が適用された主契約が更新されたときは、この特則も更新されます。

(保険金等支払の時期および場所に関する規定の読替特則)

平成 24 年4月1日以降、主契約等が更新されたときまたは特約が付加されたときは、更新された主契約等または付加された特約について、この特則第2条(保険金等支払の時期および場所)第2項第4号は、次のとおり読み替えます。

- 「
4. 主約款等に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
- 前2号に定める事項、保険契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人が、次の(1)から(5)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人の主契約等締結の目的もしくは保険金等請求の意図に関する主契約等の締結時から保険金等請求時までにおける事実
- (1) 主約款等に定める反社会的勢力に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 保険契約者または保険金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- 」

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、保険金等の支払時期変更特則条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

保険契約の失効取消に関する特則(Ⅳ) 目次

第1条 失効取消の適用

第2条 主契約が外国通貨建の保険の場合の取扱

保険契約の失効取消に関する特則(Ⅳ)

第1条(失効取消の適用)

- この特則は、失効についての規定がある保険契約(特約を含みます。以下、同じとします。)に適用されます。
- この特則が適用された保険契約については、つぎの第(1)号から第(3)号までのとおり取り扱います。
 - 主たる保険契約(以下、「主契約」と言います。)の普通保険約款に定める猶予期間中に保険料の払込がない場合でも、失効取消可能期間^(※1)中に失効取消にかかる延滞保険料^(※2)の払込があったときは、保険契約は失効しなかったものとして取り扱います。
 - 失効取消可能期間中に保険金・給付金等^(※3)の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた場合で、失効取消可能期間中に第(1)号に定める失効取消にかかる延滞保険料の払込があったときは、保険金・給付金等の支払または保険料の払込の免除を行います。^(補1)
 - 失効取消可能期間中は、保険契約者は、保険契約を復活することはできません。

第1条の補則

補1 保険契約者と被保険者を同一とする保険契約において、失効取消可能期間中に死亡保険金等^(※4)の支払事由が生じた場合には、死亡保険金等の支払の請求を失効の取消請求とみなして保険契約が効力を失わなかったものとして取り扱い、死亡保険金等から失効取消にかかる延滞保険料を差し引いた金額を支払います。

第1条の用語の意義

- *1 失効取消可能期間
猶予期間満了日の翌日から猶予期間満了日の属する月の翌月末日までをいいます。本条において同じとします。
- *2 失効取消にかかる延滞保険料
失効した日までに払込期月の到来している未払込の保険料のことをいいます。本条において同じとします。
- *3 保険金・給付金等
名称の如何を問わず、保険契約において定めるすべての給付をいいます。本条において同じとします。
- *4 死亡保険金等
死亡に際して支払う給付等をいい、名称の如何を問いません。本条において同じとします。

第2条(主契約が外国通貨建の保険の場合の取扱)

- この特則の適用がある主契約が無配当終身保険(USD建)で、主契約に保険料等円入金取扱特約が付加されている場合には、この特則の規定に基づき会社に払い込む失効取消にかかる延滞保険料^(※1)の換算基準日^(※2)は、会社が受領する日とします。
- この特則の適用がある主契約が外国通貨建の保険で、主契約に保険料円入金特約(積立個人年金用)が付加されている場合には、つぎの第(1)号および第(2)号のとおり取り扱います。
 - この特則の規定に基づき保険契約者が会社に払い込む失効取消にかかる延滞保険料の換算基準日^(※2)は、会社が受領する日とします。
 - 保険料円入金特約(積立個人年金用)条項第7条(保険料円換算額を定める場合の特則)の適用がある場合には、つぎの①および②のとおり取り扱います。
 - 第(1)号の失効取消にかかる延滞保険料の払込については、保険料円入金特約(積立個人年金用)条項第7条(保険料円換算額を定める場合の特則)第2項に定める保険料円換算額により取り扱うものとし、会社が受領する日を換算基準日^(※2)として、保険料円入金特約(積立個人年金用)条項第3条(保険料の円貨への換算に用いる為替レート)第2項に定める為替レートを用いて、計算した外国通貨建の金額を主契約の保険料とします。
 - 第1条の補則の補1に定める死亡保険金等を支払う場合において、失効取消にかかる延滞保険料を差し引くときは、失効取消にかかる延滞保険料の払込期月の1日を換算基準日^(※3)として、保険料円入金特約(積立個人年金用)条項第3条(保険料の円貨への換算に用いる為替レート)第2項に定める為替レートを用いて、差し引くべき失効取消にかかる延滞保険料を計算します。

第2条の用語の意義

- *1 失効取消にかかる延滞保険料
失効した日までに払込期月の到来している未払込の保険料のことをいいます。本条において同じとします。

*2 換算基準日

外国通貨建の保険料を円に換算する際の基準となる日を換算基準日といたします。ただし、その日が会社が指定する金融機関の休業日にあたる場合には、直前の金融機関の営業日とします。本条において同じとします。

*3 換算基準日

外国通貨建の保険料を円に換算する際の基準となる日を換算基準日といたします。ただし、その日が会社が指定する金融機関の休業日にあたる場合には、直後の金融機関の営業日とします。

未経過保険料の取扱いに関する特則

第1条 この保険契約（主契約および主契約に付加された特約を含みます。）については、保険期間中に保険契約が消滅した場合に、翌払込期月までの残存期間に応じた保険料を未経過保険料として支払う取扱はありません。ただし、主約款において未経過保険料の取扱いの規定がある保険契約に更新した場合は、この限りではありません。

第2条 前条ただし書に該当した場合は、この特則は更新されずに消滅します。

第3条 この特則のみを解約することはできません。

5年ごと利差配当付定期保険特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始日
- 第2条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第3条 特約の失効
- 第4条 保険料の自動貸付
- 第5条 特約の復活
- 第6条 特約死亡保険金または特約高度障害給付金の支払
- 第7条 保険金支払の時期および場所
- 第8条 特約保険料の払込免除
- 第9条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第10条 特約保険金額の増額
- 第11条 特約保険金額の減額
- 第12条 特約の解約
- 第13条 特約の消滅とみなす場合
- 第14条 告知義務違反による解除
- 第15条 重大事由による解除
- 第16条 特約の解約払戻金
- 第17条 主契約が払済保険または延長保険に変更された場合の取扱

- 第18条 特約の復帰
- 第19条 主契約の被保険者が変更された場合の取扱
- 第20条 契約者配当金
- 第21条 主約款の規定の準用
- 第22条 5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則
- 第23条 請求手続
- 第24条 管轄裁判所
- 第25条 特約の取消および無効
- 第26条 受取人の変更
- 第27条 遺言による受取人の変更
- 第28条 受取人の死亡
- 第29条 受取人による特約の存続
- 第30条 時効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

別表 身体障害表

5年ごと利差配当付定期保険特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が死亡または高度障害となったときは、この特約の保険金を特約死亡保険金または特約高度障害給付金として支払うことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始日)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始日は、主契約の責任開始日と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ④ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(特約の保険期間および保険料の払込)

- 第2条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、前条第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始日から主契約の保険期間の満了する日までとします。
- ② この特約保険料払込期間は、この特約の保険期間の範囲内で、会社が定める期間とします。
- ③ この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ④ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者(この特約による特約死亡保険金を支払うときは主契約の保険金受取人)に払い戻します。
- ⑤ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による特約死亡保険金または特約高度障害給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑥ 前項の未払込保険料の払込については、第9条第2項の規定を準用します。
- ⑦ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- ⑧ 第3項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料がある場合には、その

全額を主契約の保険料払込期間中に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

- ⑨ 前項の規定にかかわらず、契約者は会社の定める方法により、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、主約款に定める保険料払込猶予期間の規定を準用するものとし、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれていないときは、この特約は、その猶予期間の満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第3条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(保険料の自動貸付)

第4条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款に定める保険料の自動貸付の規定を適用します。ただし、主契約に月払に関する特約が付加されている場合には、その特約の定めるところによります。

- ② この特約の保険料の払込方法が一時払のときで、主契約において保険料の自動貸付を行なう場合は、主契約の解約払戻金にこの特約の解約払戻金を加算して取り扱います。

(特約の復活)

第5条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約死亡保険金または特約高度障害給付金の支払)

第6条 この特約の保険金および給付金の支払は次のとおりです。

保険金または給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	保険金・給付金		受取人	支払事由に該当しても保険金または給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
	名称	支払額		
1. 被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	特約死亡保険金	特約保険金額	主契約の保険金受取人	次のいずれかによって支払事由に該当したとき 1. この特約の責任開始時（復活、復帰もしくは被保険者の変更が行なわれた場合の特約または特約保険金額の増額が行なわれた場合の特約保険金額の増額部分については、最後の復活、復帰、特約保険金額の増額または被保険者の変更の際の責任開始時とします。以下同じ。）の属する日（以下「責任開始日」といいます。）から起算して3年以内の被保険者の自殺 2. 特約死亡保険金受取人の故意。ただし、その者が特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人に支払います。 3. 契約者の故意
2. 被保険者が責任開始時以後に発生した傷害または疾病によってこの特約の保険期間中に別表に定める1. から7. までのいずれかの身体障害の状態（以下「高度障害」といいます。）に該当したとき。この場合、責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発生または発病した傷害または疾病（責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限りません。）を原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときも含まれます。	特約高度障害給付金	特約保険金額	契約者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき 1. 被保険者の犯罪行為または自殺行為 2. 契約者または被保険者の故意または重大な過失

- ② 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、第1項の規定を適用して特約死亡保険金を支払います。
- ③ 被保険者が、別表および備考に定める状態に該当しているにもかかわらず、この特約の保険期間満了時に、その回復の見込がないことが明らかでないことにより、その時点では、特約高度障害給付金が支払われない場合においても、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときには、特約高度

障害給付金を支払います。

- ④ 特約死亡保険金を支払う前に特約高度障害給付金の支払請求を受け、特約高度障害給付金が支払われるときは、会社は、特約死亡保険金を支払いません。
- ⑤ 特約死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に特約高度障害給付金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- ⑥ 第1項の規定によって特約死亡保険金を支払わない場合は、会社はこの特約の責任準備金(会社の定める方法によって計算されるこの特約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)を契約者に払い戻します。(第1項第1号免責事由2.に該当したことにより特約死亡保険金の一部が支払われない場合には、支払われない特約死亡保険金部分の責任準備金を払い戻します。)ただし、契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は、これを払い戻しません。
- ⑦ 戦争その他の変乱によって死亡または高度障害になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、特約死亡保険金または特約高度障害給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- ⑧ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始時前に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に特約高度障害給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
 1. その疾病について、この特約の締結、復活、復帰、特約保険金額の増額または被保険者の変更の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 2. その疾病について、この特約の責任開始時前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(保険金支払の時期および場所)

第7条 この特約の保険金(特約死亡保険金および特約高度障害給付金をいいます。本条において同じ)は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② 保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から保険金請求時まで(会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
 1. 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第15条(重大事由による解除)第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の特約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する特約の締結時から保険金請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
 1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 180日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、保険金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約保険料の払込免除)

第8条 会社は、主契約について保険料の払込免除が行なわれた場合には、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第9条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による特約死亡保険金または特約高度障害給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約保険金額の増額)

第10条 契約者は、この特約の締結後、被保険者の同意および会社の承諾を得て、将来に向かって、特約保険金額を増額することができます。

② 会社が特約保険金額の増額を承諾したときは、契約者は、会社の指定した日までに、その増額分に対する会社の定める方法により計算した金額を払い込むことを要します。

③ 会社が特約保険金額の増額を承諾した場合には、次の時から増額分の責任を負います。

1. 会社が特約保険金額の増額を承諾した後に前項に規定する金額を受け取ったとき。
前項に規定する金額を受け取った時
2. 前項に規定する金額を受け取った後に会社が特約保険金額の増額を承諾したとき。
前項に規定する金額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)

(特約保険金額の減額)

第11条 契約者は、会社所定の範囲内でこの特約保険金額を減額することができます。

② 前項の規定によって、特約保険金額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

(特約の解約)

第12条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の消滅とみなす場合)

第13条 主契約が次の各号のいずれかに該当したときには、この特約は消滅したものとみなします。

1. 払済保険または延長保険に変更されたとき。
2. 解約その他の事由によって消滅したとき。

(告知義務違反による解除)

第14条 この特約の締結、復活、復帰、特約保険金額の増額または被保険者の変更の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

② 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約(特約保険金額の増額の場合には、その際の増額部分。以下本条において同じ)を解除することができます。

③ 特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求しまたは払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。

④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。

1. 会社が、特約の締結、復活、復帰、特約保険金額の増額または被保険者の変更の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
 2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき。
 5. この特約が、この特約の責任開始日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始日から起算して2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により主約款に定める身体障害の状態になったときを除きます。
- ⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたことと認められる場合には、適用しません。
- ⑥ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第15条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者(特約死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金の受取人がこの特約の保険金(特

- 約死亡保険金、特約高度障害給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
2. この特約の保険金の請求に関し、保険金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 4. 契約者、被保険者または保険金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。))に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金(前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号の(1)から(5)までに該当したのが特約死亡保険金の受取人のみであり、その特約死亡保険金の受取人が特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき特約死亡保険金をいいます。以下本項において同じとします。)の支払または保険料の払込の免除をしません。すでに特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 本条の特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または主契約の保険金受取人に解除の通知をします。

(特約の解約払戻金)

- 第16条** 特約の失効(第3条)、解約(第12条)または解除(第14条および第15条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金を契約者に払い戻します。
- ② 前項の規定にかかわらず、前条第1項第4号の規定によってこの特約を解除した場合で、特約死亡保険金の一部の受取人に対して前条第2項の規定を適用し特約死亡保険金を支払わないときは、特約のうち支払われない特約死亡保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約払戻金を契約者に支払います。
 - ③ 第12条の規定により支払われる解約払戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
 - ④ 第13条の規定によって特約の消滅とみなす場合(主約款の規定により主契約の保険金または高度障害給付金を支払う場合を除きます。)には、第1項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金を払い戻す場合(この特約の特約死亡保険金を支払う場合を除きます。)には、この特約の責任準備金を契約者に払い戻します。

(主契約が払済保険または延長保険に変更された場合の取扱)

- 第17条** 主契約が払済保険または延長保険に変更された場合には、前条の規定によるこの特約の解約払戻金を主契約の解約払戻金に加えて、主約款の規定を適用します。

(特約の復帰)

- 第18条** 払済保険または延長保険に変更された主契約について、原保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第13条の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとして扱います。
- ② 会社が、前項の規定によって請求された特約の復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

(主契約の被保険者が変更された場合の取扱)

- 第19条** 主約款の規定によって、主契約が被保険者の夫を被保険者とする保険契約に変更された場合には、この特約も同時に、被保険者の夫を被保険者とする特約に変更されたものとして取り扱います。

(契約者配当金)

- 第20条** この特約の契約者配当金は、会社の定める方法により主約款の契約者配当金に関する規定を準用して支払います。

(主約款の規定の準用)

- 第21条** この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則)

第22条 この特約を5年ごと利差配当付終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間および保険料の払込については、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間は、第2条第1項の規定にかかわらず、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - (3) 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、第2条第8項および第9項の規定を準用します。
2. 第13条第1号、第17条および第18条第1項中「払済保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。
3. 主契約が延長保険に変更されるときはの保険金額の取扱

主契約が延長保険に変更される場合には、主約款の定めにかかわらず、会社の定める範囲内でこの特約の保険金額を加算して延長保険の保険金額を定めるものとします。

(請求手続)

第23条 この特約にもとづく支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類	会社所定の請求書	保険証券	最終の保険料領収証	印鑑証明書		受取人の戸籍抄本	被保険者の住民票	会社所定の診断書・証明書	その他の書類
					契約者	受取人				
1	特約死亡保険金の支払	○	○	○		○	○	○	○	会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
2	特約高度障害給付金の支払	○	○	○		○	○	○	○	会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
3	責任準備金の支払	○	○	○	○					
4	解約払戻金の支払	○	○	○	○					
5	特約保険金額の増額	○	○	○	○					会社所定の告知書
6	特約保険金額の減額	○	○	○	○					

- ② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
- ③ 第1項の3および5の請求について、会社が必要と認めた場合には、事実の確認を行ないまたは会社の指定する医師の診断を求めることがあります。

(管轄裁判所)

第24条 この特約における特約死亡保険金、特約高度障害給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(特約の取消および無効)

- 第25条** 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活、復帰、特約保険金額の増額または被保険者の変更が行なわれた場合は、会社はこの特約(特約保険金額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。
- ② 契約者が保険金または給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に保険金または給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活、復帰、特約保険金額の増額または被保険者を変更した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(受取人の変更)

第26条 特約死亡保険金の受取人については、主契約の保険金受取人以外の者に変更することはできません。また、特約高度障害給付金の受取人については、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

第27条 契約者は、遺言によっても、特約死亡保険金の受取人を、主契約の保険金受取人以外の者に変更することはできません。また、特約高度障害給付金の受取人を、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(受取人の死亡)

第 28 条 保険金(特約死亡保険金および特約高度障害給付金をいいます。本条において同じ)の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金の受取人とします。

- ② 前項の規定により保険金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により保険金の受取人となった者のうち生存している他の保険金の受取人を保険金の受取人とします。
- ③ 前2項により保険金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(受取人による特約の存続)

第 29 条 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の各号のすべてを満たす特約死亡保険金または特約高度障害給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - 1. 契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
 - 2. 契約者でないこと
- ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、特約死亡保険金または特約高度障害給付金の支払事由が生じ、会社が特約死亡保険金または特約高度障害給付金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、特約死亡保険金または特約高度障害給付金の受取人に支払います。
- ④ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第 16 条(特約の解約払戻金)第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

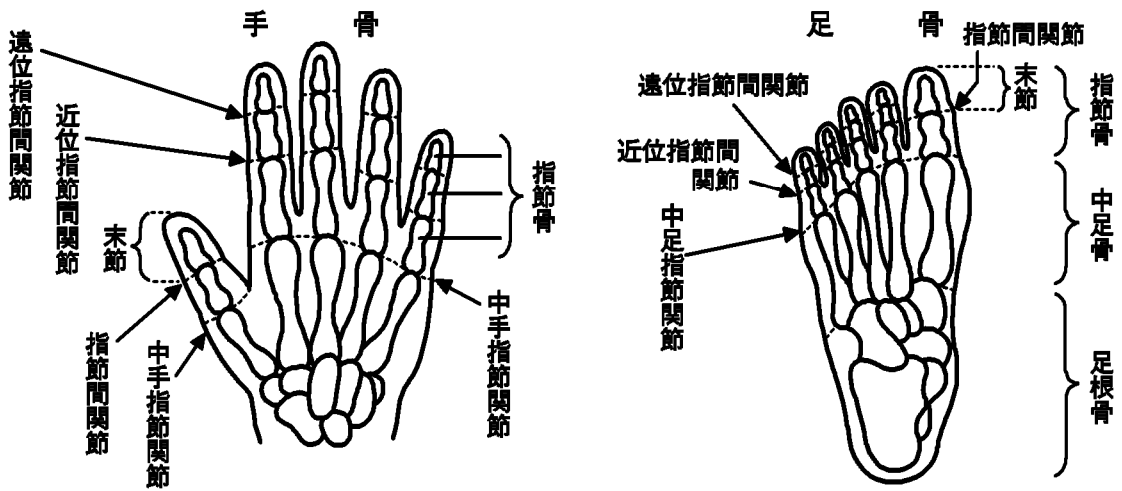
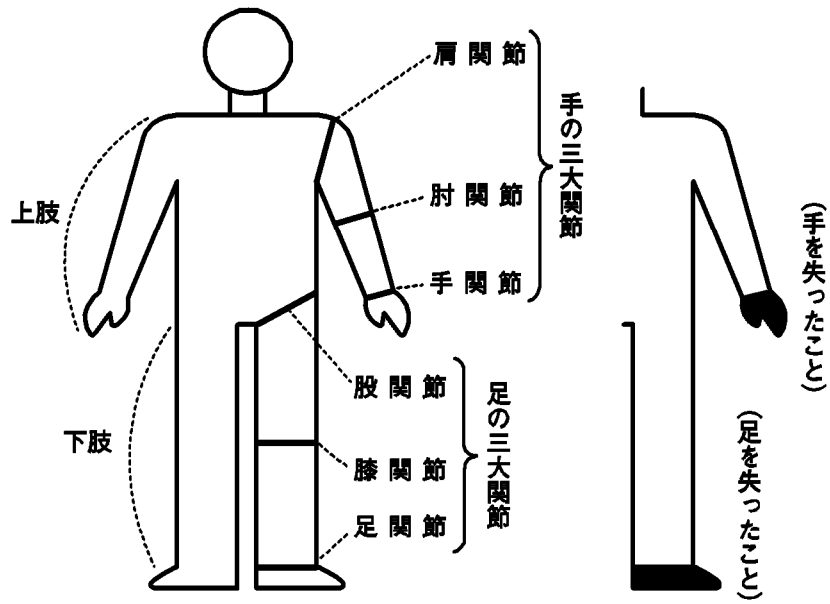
(時効)

第 30 条 保険金、給付金、責任準備金、解約払戻金もしくは契約者配当金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

障害の図解



5年ごと利差配当付年金払定期保険特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始日
- 第2条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第3条 特約の失効
- 第4条 保険料の自動貸付
- 第5条 特約の復活
- 第6条 年金支払期間
- 第7条 年金の支払
- 第8条 特約年金支払日
- 第9条 年金支払証書
- 第10条 特約年金の分割支払
- 第11条 特約年金の一時支払
- 第12条 特約年金支払の時期および場所
- 第13条 特約年金開始によるこの特約の承継
- 第14条 特約年金受取人の代表者
- 第15条 特約保険料の払込免除
- 第16条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第17条 特約年金額の増額
- 第18条 特約年金額の減額
- 第19条 年金支払期間の変更
- 第20条 受取人の死亡
- 第21条 特約の解約
- 第22条 特約の消滅とみなす場合
- 第23条 告知義務違反による解除

- 第24条 重大事由による解除
- 第25条 特約の解約払戻金
- 第26条 主契約が払済保険または延長保険に変更された場合の取扱
- 第27条 特約の復帰
- 第28条 契約者配当金の割当
- 第29条 契約者配当金の分配
- 第30条 主約款の規定の準用
- 第31条 5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合の特則
- 第32条 5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則
- 第33条 請求手続
- 第34条 管轄裁判所
- 第35条 特約の取消および無効
- 第36条 受取人の変更
- 第37条 遺言による受取人の変更
- 第38条 受取人による特約の存続
- 第39条 時効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

別表1 身体障害表

別表2 未払特約年金の現価

5年ごと利差配当付年金払定期保険特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が死亡または高度障害となったときに、この特約の年金を特約遺族年金または特約高度障害年金として支払うことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始日)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始日は、主契約の責任開始日と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ④ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(特約の保険期間および保険料の払込)

- 第2条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、前条第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始日から主契約の保険期間の満了する日までとします。
- ② この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間の範囲内で、会社が定める期間とします。
- ③ この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ④ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者(この特約による特約遺族年金を支払うときは主契約の保険金受取人)に払い戻します。
- ⑤ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による特約遺族年金または特約高度障害年金の支払事由が発生した場合には、会社は、主契約の保険金または給付金から未払保険料を差し引きます。ただし、主契約の保険金または給付金が未払保険料に不足するときは、契

約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。

- ⑥ 前項の未払込保険料の払込については、第16条第2項の規定を準用します。
- ⑦ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- ⑧ 第3項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料がある場合には、その全額を主契約の保険料払込期間中に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- ⑨ 前項の規定にかかわらず、契約者は会社の定める方法により、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定を準用するものとし、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれていないときは、この特約は、その猶予期間の満了の日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第3条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(保険料の自動貸付)

- 第4条** 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款に定める保険料の自動貸付の規定を適用します。ただし、主契約に月払に関する特約が付加されている場合には、その特約の定めるところによります。
- ② この特約の保険料の払込方法が一時払のときで、主契約において保険料の自動貸付を行なう場合は、主契約の解約払戻金にこの特約の解約払戻金を加算して取り扱います。

(特約の復活)

- 第5条** 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(年金支払期間)

第6条 契約者は、この特約の締結の際、この特約の年金支払期間を会社の定める範囲内で指定して下さい。

(年金の支払)

第7条 この特約の年金(以下「特約年金」といいます。)は、次のとおり支払います。

特約年金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	特約年金		受取人	支払事由に該当しても特約年金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
1. 被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	特約遺族年金	特約年金額	主契約の保険金受取人	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. この特約の責任開始時(復活もしくは復帰が行なわれた場合の特約または特約年金額の増額が行なわれた場合の特約の増額部分については、最後の復活、復帰または特約年金額の増額の際の責任開始時とします。以下同じ。)の属する日(以下「責任開始日」といいます。)から起算して3年以内の被保険者の自殺 2. 年金受取人の故意。ただし、その者が特約遺族年金の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人に支払います。 3. 契約者の故意
2. 被保険者が責任開始時以後に発生または発病した傷害または疾病によってこの特約の保険期間中に別表1に定める1. から7. までのいずれかの身体障害の状態(以下「高度障害」といいます。)に該当したとき。この場合、責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発生または発病した傷害または疾病(責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない障害または疾病に限ります。)を原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害に該当したときも含まれます。	特約高度障害年金	特約年金額	主契約の高度障害給付金受取人	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. 被保険者の犯罪行為または自殺行為 2. 契約者または被保険者の故意または重大な過失

- ② 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、第1項の規定を適用して特約遺族年金を支払

います。

- ③ 被保険者が、別表1および備考に規定する高度障害の状態に該当しているにもかかわらず、この特約の保険期間満了時に、その回復の見込がないことが明らかでないことにより、その時点では、特約高度障害年金が支払われない場合においても、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときには、特約高度障害年金を支払います。
- ④ 第1回の特約高度障害年金を支払った場合には、高度障害状態に該当した時以後新たに特約遺族年金または特約高度障害年金の支払事由が生じたことにより、特約遺族年金または特約高度障害年金の請求を受けても会社はこれを支払いません。
- ⑤ 特約遺族年金を支払う前に特約高度障害年金の請求を受け、特約高度障害年金が支払われたときは、会社は、特約遺族年金を支払いません。
- ⑥ 特約遺族年金を支払った後は、特約高度障害年金の請求があっても、会社は、これを支払いません。
- ⑦ 第1項の規定によって特約遺族年金を支払わない場合は、会社は、責任準備金(会社の定める方法によって計算されるこの特約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)を契約者に払い戻します。(第1項第1号免責事由2. に該当したことにより特約遺族年金の一部が支払われない場合には、支払われない特約遺族年金部分の責任準備金を払い戻します。)ただし、契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は、これを払い戻しません。
- ⑧ 戦争その他の変乱によって死亡または高度障害になったこの特約の被保険者の数の増加がこの特約の計算基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、この特約の年金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- ⑨ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始時前に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に特約高度障害年金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
 1. その疾病について、この特約の締結、復活、復帰または特約年金額の増額の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 2. その疾病について、この特約の責任開始時前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(特約年金支払日)

第8条 この特約の支払事由が発生した場合、特約年金支払日は次のとおりとします。

1. 第1回特約年金支払日
支払事由に該当した日の翌年における年単位の応当日
2. 第2回以後の特約年金支払日
年金支払期間中における第1回特約年金支払日の毎年の応当日

(年金支払証書)

第9条 会社は、第7条の規定により特約年金を支払う場合には、年金支払証書を特約年金受取人に交付します。

(特約年金の分割支払)

第10条 第8条(特約年金支払日)の規定にかかわらず、特約年金請求時に、特約年金受取人から特に申出があったときは、会社は、会社の定める範囲内で、1年分の年金額を分割して支払います。

- ② 前項の規定により、年金額を分割して支払うときは、会社所定の利率により計算した利息をつけて支払います。

(特約年金の一時支払)

第11条 特約年金受取人は、第1回特約年金の支払事由発生時以後年金支払期間の最後の年金支払日前に限り、会社の定める範囲内で、別表2に定める残存特約年金支払期間中の未払特約年金の現価を一時に請求することができます。特約年金の一時支払を行なったとき、この特約は消滅します。

(特約年金支払の時期および場所)

第12条 特約年金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内または第8条(特約年金支払日)に定める特約年金支払日の翌日から起算して5営業日以内のいずれか遅い日までに会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② 第1回特約年金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から第1回特約年金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、第1回特約年金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日または第1回特約年金支払日の翌日から起算して5営業日を経過する日のいずれか遅い日とします。

1. 特約年金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
2. 特約年金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
特約年金の支払事由が発生した原因
3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第24条(重大事由による解除)第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは特約年金の受取人の特約締結の目的もしくは特約年金請求の意図に関する特約の締結時から特約年金請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、第1回特約年金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日または第1回特約年金支払日の翌日から起算して5営業日を経過する日のいずれか遅い日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別な調査、分析または鑑定 180日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または特約年金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約年金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、特約年金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約年金開始によるこの特約の承継)

第13条 特約年金受取人は、特約年金の支払事由が生じ、特約年金が支払われることとなったときは、その支払事由発生時に、この特約上の一切の権利義務を承継するものとします。

(特約年金受取人の代表者)

第14条 主約款に定める契約者または保険金受取人の代表者に関する規定は、この特約の年金受取人の場合に準用します。

(特約保険料の払込免除)

第15条 会社は、主契約について保険料の払込免除が行なわれた場合には、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第16条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による特約年金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約年金額の増額)

第17条 契約者は、この特約の締結後、特約年金の支払事由発生前に限り、被保険者の同意および会社の承諾を得て、将来に向かって、特約年金額を増額することができます。

- ② 会社が特約年金額の増額を承諾したときは、契約者は、会社の指定した日までに、その増額分に対する会社の定める方法により計算した金額を払い込むことを要します。
- ③ 会社が特約年金額の増額を承諾した場合には、次の時から増額分の責任を負います。
1. 会社が特約年金額の増額を承諾した後、前項に規定する金額を受け取ったとき
前項に規定する金額を受け取った時
 2. 前項に規定する金額を受け取った後に会社が特約年金額の増額を承諾したとき
前項に規定する金額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)

(特約年金額の減額)

第18条 契約者は、この特約の締結後、特約年金の支払事由発生前に限り、会社所定の範囲内でこの特約年金額を減額することができます。

- ② 前項の規定によって、特約年金額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

(年金支払期間の変更)

第 19 条 特約年金の受取人は、特約年金請求の際、会社の定める範囲内で、年金支払期間を変更することができます。

② 前項の場合、会社の定める方法により特約年金額を変更します。

(受取人の死亡)

第 20 条 特約年金の受取人が特約年金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を特約年金の受取人とし、第 11 条の金額を支払います。

② 前項の規定により特約年金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により特約年金の受取人となった者のうち生存している他の特約年金の受取人を特約年金の受取人とします。

③ 前2項により特約年金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

④ 特約年金の受取人が特約年金の支払事由発生後に死亡したときは、その後の支払を取りやめて、第 11 条の金額をその法定相続人に支払います。

(特約の解約)

第 21 条 契約者は、特約年金の支払事由発生前に限りいつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の消滅とみなす場合)

第 22 条 主契約が次の各号のいずれかに該当したときには、この特約は消滅したものとみなします。

1. 払済保険または延長保険に変更されたとき。

2. 解約その他の事由によって消滅したとき。ただし、主約款の規定により主契約の保険金または高度障害給付金を支払う場合を除きます。

(告知義務違反による解除)

第 23 条 この特約の締結、復活、復帰、特約年金額の増額の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

② 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約(特約年金額の増額の場合には、その際の増額部分。以下本条において同じ)を解除することができます。

③ 特約年金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、特約年金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、特約年金の支払事由ならびに保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。

④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。

1. 会社が、特約の締結、復活、復帰または特約年金額の増額の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき

2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき

3. 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

4. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき。

5. この特約が、この特約の責任開始日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始日から起算して2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により主約款に定める身体障害の状態になったときを除きます。

⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたことと認められる場合には、適用しません。

⑥ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第 24 条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者(特約遺族年金の場合は被保険者を除きます。)または年金の受取人がこの特約の年金(特約遺族年金、特約高度障害年金および払込を免除される特約保険料をいいます。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合

2. この特約の年金の請求に関し、年金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合

3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

4. 契約者、被保険者または年金の受取人が次のいずれかに該当する場合

(1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること

(2) 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること

(3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

- (4) 契約者または年金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは年金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または年金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 特約年金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、特約年金(前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号の(1)から(5)までに該当したのが特約遺族年金の受取人のみであり、その特約遺族年金の受取人が特約遺族年金の一部の受取人であるときは、特約遺族年金のうち、その受取人に支払われるべき特約遺族年金をいいます。以下本項において同じとします。)の支払または保険料の払込の免除をしません。すでに特約年金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。また、前項第4号のみに該当した特約を解除する場合で、前項第4号の(1)から(5)までに該当したのが特約遺族年金の受取人のみであり、その特約遺族年金の受取人が特約遺族年金の一部の受取人であるときは、特約のうち、その受取人に支払われるべき特約遺族年金に対応する部分についてのみ解除するものとします。
- ③ 本条の特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または主契約の保険金受取人に解除の通知をします。

(特約の解約払戻金)

- 第25条** 特約の失効(第3条)、解約(第21条)または解除(第23条および第24条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金(特約年金の支払事由発生後に、前条の規定によりこの特約を解除した場合は、特約年金の未支払分の全部の現価についての一時支払の請求を受けたものとして計算した金額。以下、本条において同じとします。)を契約者(特約年金の支払事由発生後は、特約年金の受取人。以下、本条において同じとします。)に払い戻します。
- ② 前項の規定にかかわらず、前条第1項第4号の規定によってこの特約を解除した場合で、特約遺族年金の一部の受取人に対して前条第2項の規定を適用し特約遺族年金を支払わないときは、特約のうち支払われない特約遺族年金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約払戻金を契約者に支払います。
- ③ 第21条の規定により支払われる解約払戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- ④ 第22条の規定によって特約の消滅とみなす場合には、第1項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金を払い戻す場合(この特約の特約遺族年金を支払う場合を除きます。)には、この特約の責任準備金を契約者に払い戻します。

(主契約が払済保険または延長保険に変更された場合の取扱)

- 第26条** 主契約が払済保険または延長保険に変更された場合には、前条の規定によるこの特約の解約払戻金を主契約の解約払戻金に加えて、主約款の規定を適用します。

(特約の復帰)

- 第27条** 払済保険または延長保険に変更された主契約について、原保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第22条の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとして扱います。
- ② 会社が、前項の規定によって請求された特約の復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

(契約者配当金の割当)

- 第28条** この特約の契約者配当金は、会社の定める方法により主約款の契約者配当金の割当に関する規定を準用します。
- ② 前項にかかわらず、次の事業年度中に特約年金の支払事由が生じ、特約年金が支払われる場合には、契約日および直前の契約日の5年ごとの応当日からその日を含めて1年を経過しているときに、会社の定める方法により積み立てられた契約者配当準備金のうちから、毎事業年度末にこの特約に対して主務官庁の認可を得た方法で計算した利差配当を契約者配当金として割り当てます。
- ③ 前2項にかかわらず、年金支払期間中については、会社の定める方法により積み立てられた契約者配当準備金のうちから、毎事業年度末に次の特約に対して主務官庁の認可を得た方法で計算した利差配当を契約者配当金として割り当てます。
1. 次の事業年度中に特約年金の支払事由に該当した日の5年ごとの応当日(以下本条において「5年ごと応当日」といいます。)が到来するとき。ただし、第2号および第3号に該当する場合には、本号の割り当てを行ないません。
 2. 次の事業年度中に最後の特約年金が支払われるとき
 3. 次の事業年度中に、特約年金の支払事由に該当した日および直前の5年ごと応当日からその日を含めて1年を経過して前号以外の事由により消滅するとき

(契約者配当金の分配)

第 29 条 この特約の契約者配当金の分配は、会社の定める方法により主約款の契約者配当金の分配に関する規定を準用します。

- ② 前条第2項の規定によって割り当てられた契約者配当金は、主契約の死亡保険金支払時に特約年金受取人に支払います。
- ③ 前条第3項第1号の規定によって割り当てられた契約者配当金は、次の事業年度の特約年金の支払事由発生日の年単位の応当日から会社の定める率の複利で蓄積し、この特約が消滅したときまたは特約年金受取人から請求があったときに特約年金受取人に支払います。
- ④ 前条第3項第2号の規定によって割り当てられた契約者配当金は、最後の年金とともに特約年金受取人に支払います。
- ⑤ 前条第3項第3号の規定によって割り当てられた契約者配当金は、一時支払される年金とともに特約年金受取人に支払います。

(主約款の規定の準用)

第 30 条 この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

(5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合の特則)

第 31 条 この特約を5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱いいます。

- 1. この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときは、主約款の規定を準用して、会社の定める範囲で主契約とともにこの特約も更新されるものとします。
- 2. 更新後のこの特約の特約年金額は、更新前の特約年金額と同額とします。
- 3. 第1号の規定によりこの特約が更新された場合に、第7条(年金の支払)および第 15 条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間は継続したものととして取り扱いいます。

(5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則)

第 32 条 この特約を5年ごと利差配当付終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱いいます。

- 1. この特約の保険期間および保険料の払込については、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間は、第2条第1項の規定にかかわらず、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - (3) 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、第2条第8項および第9項の規定を準用します。
- 2. 第 22 条第1号、第 26 条および第 27 条第1項中「払済保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。
- 3. 主契約が延長保険に変更される際の保険金額の取扱
 主契約が延長保険に変更される場合には、主約款の定めにかかわらず、会社の定める範囲内でこの特約の特約保険金換算額を加算して延長保険の保険金額を定めるものとします。

(請求手続)

第 33 条 この特約にもとづく支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類	会社所定の請求書	保険証券	最終の保険料領収証	年金支払証書	印鑑証明書		特約年金受取人の戸籍抄本	被保険者の住民票	会社所定の診断書・証明書	その他の書類
						契約者	特約年金受取人				
1	第1回の特約年金の支払	○		○	○		○	○	○	○	会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
2	第2回以後の特約年金の支払	○			○		○	○			
3	年金の一時支払	○	○		○		○	○			
4	責任準備金の支払	○	○	○			○				
5	解約払戻金の支払	○	○	○			○				
6	特約基本年金額の増額	○	○	○			○				会社所定の告知書
7	特約基本年金額の減額	○	○	○			○				
8	特約年金支払期間の変更	○	○	○							

- ② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
- ③ 第1項の4および6の請求について、会社が必要と認めた場合には、事実の確認を行ないまたは会社の指定する医師の診断を求めることがあります。

(管轄裁判所)

第 34 条 この特約における特約年金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(特約の取消および無効)

第 35 条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活、復帰または特約年金額の増額が行なわれた場合は、会社はこの特約(特約年金額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

② 契約者が特約年金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に特約年金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活、復帰または特約年金額を増額した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(受取人の変更)

第 36 条 特約年金の支払事由発生前は、契約者は、特約遺族年金および特約高度障害年金の受取人について、主契約の保険金受取人および高度障害給付金受取人以外の者に変更することはできません。特約年金の支払事由発生後は、特約年金の受取人を変更することができません。

(遺言による受取人の変更)

第 37 条 契約者は、遺言によっても、特約年金の支払事由発生前は、特約遺族年金および特約高度障害年金の受取人を、主契約の保険金受取人および高度障害給付金受取人以外の者に変更することはできません。特約年金の支払事由発生後は、特約年金の受取人を変更することができません。

(受取人による特約の存続)

第 38 条 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に於いて次の各号のすべてを満たす特約年金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

1. 契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
2. 契約者でないこと

③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、特約年金の支払事由が生じ、会社が特約年金を支払うべきときは、未払特約年金の現価の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、未払特約年金の現価から債権者等に支払った金額を差し引いた残額による特約年金を、特約年金の受取人に支払います。この特約年金が会社の定める金額に満たないときは、残額を特約年金の受取人に一時に支払い、この特約は無効とします。

④ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第 25 条(特約の解約払戻金)第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

(時効)

第 39 条 特約年金、責任準備金、解約払戻金もしくは契約者配当金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

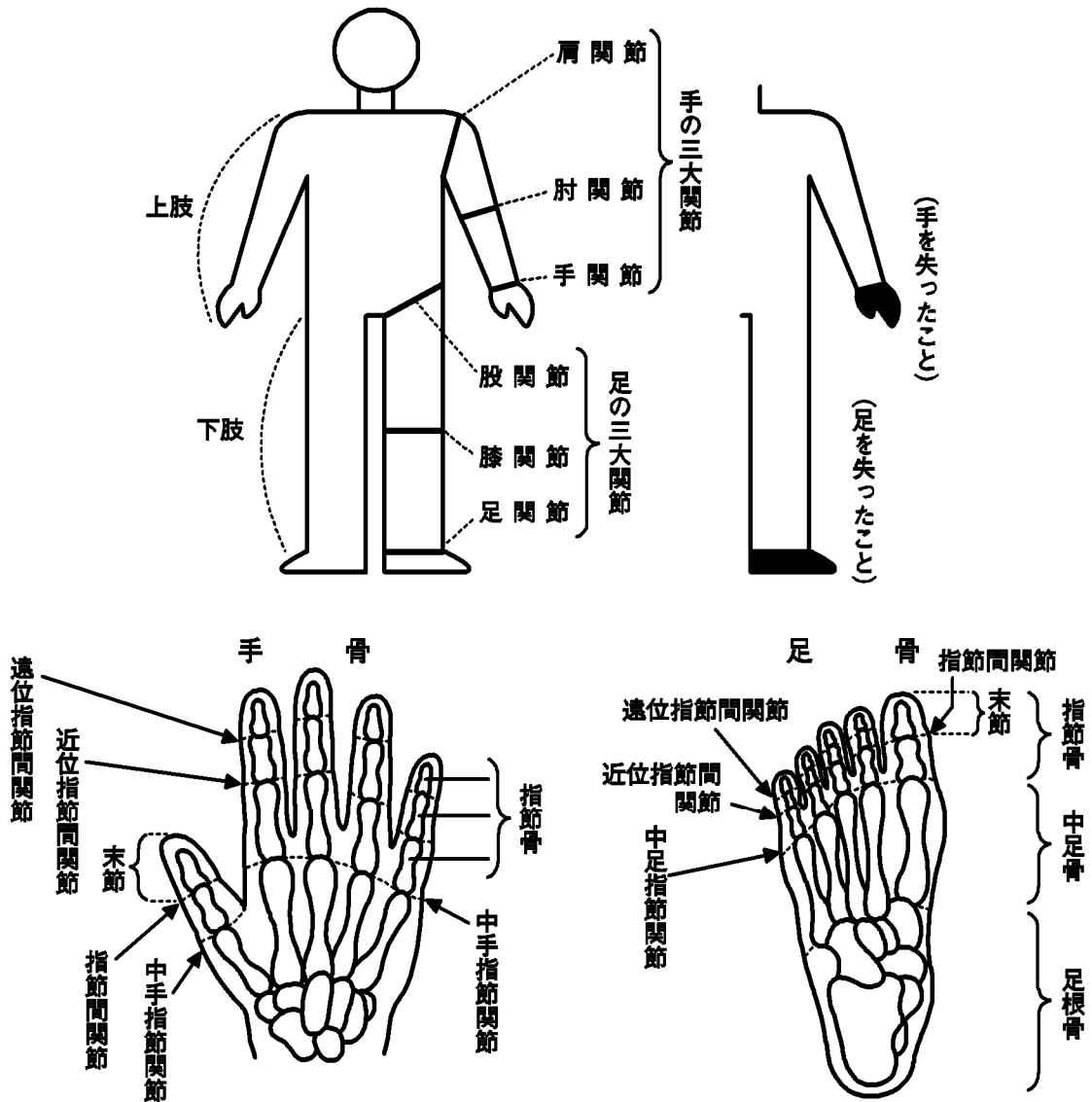
別表1 身体障害表

身体障害
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

1. 常に介護を要するもの
 「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。
2. 眼の障害(視力障害)
 - (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
3. 言語またはそしゃくの障害
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
4. 上・下肢の障害
 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

障 害 の 図 解



別表2 未払特約年金の現価

未払特約年金の現価を一時に支払う場合、その金額は一時支払の請求日または一時支払を行なうこととなる原因の発生日における特約年金の支払残存回数に応じて、特約年金額に表1の算定率を乗じて得られる金額とします。ただし、一時支払の請求日または一時支払を行なうこととなる原因の発生日からその直後の特約年金支払日の前日までの期間について、会社所定の割引率によって割り引いて計算します。

表1

未払特約年金 の年金支払期間	算定率	未払特約年金 の年金支払期間	算定率
20年	17.3685	10年	9.3933
19年	16.6284	9年	8.5216
18年	15.8762	8年	7.6356
17年	15.1114	7年	6.7349
16年	14.3341	6年	5.8193
15年	13.5440	5年	4.8887
14年	12.7408	4年	3.9427
13年	11.9243	3年	2.9811
12年	11.0944	2年	2.0036
11年	10.2508	1年	1.0000

ただし、主契約の保険金の請求と同時に未払特約年金の現価の一時支払の請求が行なわれる場合、特約年金額に表2の算定率を乗じて得られる金額とします。

表2

未払特約年金 の年金支払期間	算定率	未払特約年金 の年金支払期間	算定率
20年	17.0886	10年	9.2428
15年	13.3261		

更新後の契約では、上記の算定率は異なることがあります。

5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障保険特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 保険金および給付金の支払
- 第3条 特約重度慢性疾患給付金の支払による特約の消滅
- 第4条 特約の消滅とみなす場合
- 第5条 特約保険料の払込免除
- 第6条 告知義務違反による解除
- 第7条 重大事由による解除
- 第8条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第9条 特約の失効
- 第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第11条 保険料の自動貸付
- 第12条 特約の復活
- 第13条 契約者配当金
- 第14条 特約の解約
- 第15条 特約の解約払戻金
- 第16条 保険金支払の時期および場所
- 第17条 特約保険金額の増額
- 第18条 特約保険金額の減額
- 第19条 主契約が払済保険または延長保険に変更された場合の取扱
- 第20条 特約の復帰
- 第21条 医療技術等の変更に伴う契約内容の変更
- 第22条 他の保険種類への加入

- 第23条 主約款の規定の準用
- 第24条 主契約に無配当災害割増特約等が付加されている場合の特則
- 第25条 5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則
- 第26条 5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則
- 第27条 請求手続
- 第28条 管轄裁判所
- 第29条 特約の取消および無効
- 第30条 受取人の変更
- 第31条 遺言による受取人の変更
- 第32条 受取人の死亡
- 第33条 受取人による特約の存続
- 第34条 時効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

- 別表1 対象となる高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎
- 別表2 シェイエ分類
- 別表3 心電図等の異常所見
- 別表4 肝硬変・慢性膵炎の診断基準(方法)
- 別表5 身体障害表

5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障保険特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が死亡されたときまたは所定の高度障害になられたときに保険金または給付金を支払うほか、慢性的な疾患を原因として、回復が困難でありかつ継続的な治療が必要となる身体の重度の状態に至った場合に対して給付金を支払うことを主な内容とする特約です。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始の時(以下「責任開始時」といいます。)は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ④ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

保険金または給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	保険金・給付金		受取人	支払事由に該当しても保険金または給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
<p>2. 被保険者が次のいずれかに該当したとき。ただし、被保険者が医師による治療を受けていることを要します。</p> <p>(1) 初めて医師の診療を受けた日(以下「初診日」といいます。)が責任開始時以後である疾病を原因として別表1の高血圧症(以下「高血圧症」といいます。)に該当したと医師によって診断され、かつそれを原因として、この特約の保険期間中に、高血圧症が一定の病状に至ったと認められる次のいずれかの状態に該当したとき。</p> <p>イ. 所定の眼の状態 眼底所見における別表2に定めるシェイエ分類の硬化性変化または高血圧性変化において3度または4度に該当したと医師によって診断されたとき</p> <p>ロ. 所定の心臓の状態 次のいずれかに該当したとき</p> <p>a. 心臓の障害の治療を目的として、体内用ペースメーカー埋込術を受けたとき</p> <p>b. 別表3に定める心電図等の異常所見のうち2つ以上(同号(2)に定める糖尿病を原因とするものを含めます。)に該当したと医師によって診断されたとき</p> <p>(2) 初診日が責任開始時以後である疾病を原因として別表1の糖尿病(以下「糖尿病」といいます。)に該当したと医師によって診断され、かつそれを原因として、この特約の保険期間中に、糖尿病が一定の病状に至ったと認められる次のいずれかの状態に該当したとき。</p> <p>イ. 所定の眼の状態 増殖性糖尿病網膜症(新生血管の発生または硝子体出血を伴う網膜症をいいます。)に該当したと医師によって診断されたとき</p> <p>ロ. 所定の心臓の状態 次のいずれかに該当したとき</p> <p>a. 心臓の障害の治療を目的として、体内用ペースメーカー埋込術を受けたとき</p> <p>b. 別表3に定める心電図等の異常所見のうち2つ以上(同号(1)に定める高血圧症を原因とするものを含めます。)に該当したと医師によって診断されたとき</p> <p>ハ. 壊疽による所定の状態 下肢に壊疽が生じ、その治療を目的として1足の1足指以上(第1指(母指)は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上をいいます。)の切断術を受けたとき</p> <p>ニ. 継続的なインスリン治療を要する状態 血糖値上昇を抑制するため、医師の指示によりインスリン治療(妊娠・分娩にかかわるインスリン治療は除きます。)を開始し、その治療が初めてインスリン治療を受けた日から起算して6カ月以上継続したと医師によって診断されたとき。ただし、経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限りります。</p> <p>(3) 初診日が責任開始時以後である疾病を原因として、この特約の保険期間中に、この特約の保険期間の開始前を含めて初めて別表1の慢性腎不全に罹患したと医師によって診断され、その治療を目的として、この特約の保険期間中に医師の指示により永続的に行なう人工透析療法を開始したとき。</p> <p>(4) 初診日が責任開始時以後である疾病を原因として、この特約の保険期間中に、この特約の保険期間の開始前を含めて初めて別表1の肝硬変に罹患したと医師によって診断されたとき。ただし、別表4に定める診断基準(方法)に基づき医師が認めた場合に限りります。</p> <p>(5) 初診日が責任開始時以後である疾病を原因として、この特約の保険期間中に、この特約の保険期間の開始前を含めて初めて別表1の慢性膵炎に罹患したと医師によって診断されたとき。ただし、別表4に定める診断基準(方法)に基づき医師が認めた場合に限りります。</p>	特約 重度 慢性 疾患 給付金	特約 保険 金額	契約者	—

保険金または給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	保険金・給付金		受取人	支払事由に該当しても保険金または給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
3. 被保険者が責任開始時以後に発生または発病した傷害または疾病によってこの特約の保険期間中に別表5に定める1. から7. までのいずれかの身体障害の状態(以下「高度障害」といいます。)に該当したとき。この場合、責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発生または発病した傷害または疾病(責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限り。原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害に該当したときも含まれます。	特約高度障害給付金	特約保険金額	契約者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. 被保険者の犯罪行為または自殺行為 2. 契約者または被保険者の故意または重大な過失

- ② 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めるときは、第1項の規定を適用して特約死亡保険金を支払います。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、初診日がこの特約の責任開始時前である疾病を直接の原因として第1項に定める特約重度慢性疾患給付金の支払事由に該当した場合であっても、この特約の締結時に、会社が告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾したときは、その承諾した範囲内で特約重度慢性疾患給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
- ④ この特約の被保険者が、別表5および備考に規定する高度障害の状態に該当しているにもかかわらず、この特約の保険期間満了時に、その回復の見込がないことが明らかでないことにより、その時点では、特約高度障害給付金が支払われない場合においても、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときには、特約高度障害給付金を支払います。
- ⑤ 特約死亡保険金を支払う前に特約高度障害給付金の請求を受け、特約高度障害給付金が支払われるときは、会社は、特約死亡保険金を支払いません。また、特約死亡保険金または特約高度障害給付金を支払う前に特約重度慢性疾患給付金の請求を受け、特約重度慢性疾患給付金が支払われるときは、会社は、特約死亡保険金または特約高度障害給付金を支払いません。
- ⑥ 特約死亡保険金を支払った後は、特約高度障害給付金の請求があっても、会社は、これを支払いません。また、特約死亡保険金または特約高度障害給付金を支払った後は、特約重度慢性疾患給付金の請求があっても、会社は、これを支払いません。
- ⑦ 第1項の規定によって特約死亡保険金を支払わない場合は、会社は責任準備金(会社の定める方法によって計算されるこの特約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)を契約者に払い戻します。(第1項第1号免責事由2. に該当したことにより特約死亡保険金の一部が支払われない場合には、支払われない特約死亡保険金部分の責任準備金を払い戻します。)ただし、契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は、これを払い戻しません。
- ⑧ 戦争その他の変乱によって死亡または高度障害になったこの特約の被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、この特約の保険金または給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- ⑨ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始時前に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に特約高度障害給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
- その疾病について、この特約の締結、復活、復帰または特約保険金額の増額の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - その疾病について、この特約の責任開始時前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(特約重度慢性疾患給付金の支払による特約の消滅)

第3条 会社が特約重度慢性疾患給付金を支払った場合は、被保険者が特約重度慢性疾患給付金の支払事由に該当した時にこの特約は消滅します。

(特約の消滅とみなす場合)

第4条 主契約が次の各号のいずれかに該当したときには、この特約は消滅したものとみなします。

- 払済保険または延長保険に変更されたとき。
- 解約その他の事由によって消滅したとき。

(特約保険料の払込免除)

第5条 会社は、主契約について保険料の払込免除が行なわれた場合には、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

- ② 前項の規定によって保険料の払込免除がされた場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(告知義務違反による解除)

第6条 この特約の締結、復活、復帰または特約保険金額の増額の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約(特約保険金額の増額の場合には、その際の増額部分。以下本条において同じ)を解除することができます。
- ③ この特約の保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、この特約の保険金および給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行っていたときでも、その返還を請求しまたは払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、この特約の保険金および給付金の支払事由ならびに保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
 1. 会社が、特約の締結、復活、復帰または特約保険金額の増額の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
 2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき。
 5. この特約が、この特約の責任開始日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始日から起算して2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により主約款に定める身体障害の状態になったときを除きます。
- ⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたこと認められる場合には、適用しません。
- ⑥ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第7条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者(特約死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金の受取人がこの特約の保険金(特約死亡保険金、特約高度障害給付金、特約重度慢性疾患給付金および保険料の払込を免除される特約保険料をいいます。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
2. この特約の保険金の請求に関し、保険金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
4. 契約者、被保険者または保険金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、保険金もしくは給付金(前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号の(1)から(5)までに該当したのが特約死亡保険金の受取人のみであり、その特約死亡保険金の受取人が特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき特約死亡保険金をいいます。以下本項において同じとします。)の支払または保険料の払込の免除をしません。すでに保険金もしくは給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 主約款に定める重大事由による解除の通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(特約の保険期間および保険料の払込)

第8条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始日から主契約の保険期間の満了する日までとします。

- ② この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間の範囲内で、会社の定める期間とします。
- ③ この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。

- ④ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者（この特約による特約死亡保険金を支払うときは主契約の保険金受取人）に払い戻します。
- ⑤ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による保険金または給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑥ 前項の未払込保険料の払込については、第10条第2項の規定を準用します。
- ⑦ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- ⑧ 第3項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料がある場合には、その全額を主契約の保険料払込期間中に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、この特約は、主契約の保険料払込期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
- ⑨ 前項の規定にかかわらず、契約者は会社の定める方法により、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定を準用するものとし、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれていないときは、この特約は、その猶予期間の満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。

（特約の失効）

第9条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

- 第10条** 保険料払込の猶予期間中に、この特約の保険金または給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。
- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

（保険料の自動貸付）

- 第11条** 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款に定める自動貸付の規定を適用します。ただし、主契約に月払に関する特約が付加されている場合には、その特約の定めるところによります。
- ② この特約の保険料の払込方法が一時払のときで、主契約において保険料の自動貸付を行なう場合は、主契約の解約払戻金にこの特約の解約払戻金を加算して取り扱います。

（特約の復活）

- 第12条** 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

（契約者配当金）

第13条 この特約の契約者配当金は、会社の定める方法により主約款の契約者配当金に関する規定を準用して支払います。

（特約の解約）

第14条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

（特約の解約払戻金）

- 第15条** 特約の失効（第9条）、解約（前条）、または解除（第6条および第7条）の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金を契約者に払い戻します。
- ② 前項の規定にかかわらず、第7条第1項第4号の規定によってこの特約を解除した場合で、特約死亡保険金の一部の受取人に対して第7条第2項の規定を適用し特約死亡保険金を支払わないときは、特約のうち支払われない特約死亡保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約払戻金を契約者に支払います。
 - ③ 前条の規定により支払われる解約払戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
 - ④ 第4条の規定によって特約の消滅とみなす場合（主約款の規定により主契約の保険金または高度障害給付金を支払う場合を除きます。）には、第1項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金を払い戻す場合（この特約の特約死亡保険金を支払う場合を除きます。）には、この特約の責任準備金を契約者に払い戻します。

(保険金支払の時期および場所)

第16条 この特約の保険金(特約死亡保険金、特約高度障害給付金および特約重度慢性疾患給付金をいいます。本条において同じ)は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② 保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から保険金請求時まで(会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行いません。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
1. 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第7条(重大事由による解除)第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の特約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する特約の締結時から保険金請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別な調査、分析または鑑定 180日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、保険金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約保険金額の増額)

第17条 契約者は、この特約の締結後、被保険者の同意および会社の承諾を得て、将来に向かって、特約保険金額を増額することができます。

- ② 会社が特約保険金額の増額を承諾したときは、契約者は、会社の指定した日までに、その増額分に対する会社の定める方法により計算した金額を払い込むことを要します。
- ③ 会社が特約保険金額の増額を承諾した場合には、次の時から増額分の責任を負います。
 1. 会社が特約保険金額の増額を承諾した後に前項に規定する金額を受け取ったとき。
前項に規定する金額を受け取った時
 2. 前項に規定する金額を受け取った後に会社が特約保険金額の増額を承諾したとき。
前項に規定する金額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)

(特約保険金額の減額)

第18条 契約者は、会社所定の範囲内でこの特約保険金額を減額することができます。

- ② 前項の規定によって、特約保険金額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

(主契約が払済保険または延長保険に変更された場合の取扱)

第19条 主契約が払済保険または延長保険に変更された場合には、第15条の規定によるこの特約の解約払戻金を主契約の解約払戻金に加えて、主約款の規定を適用します。

(特約の復帰)

第20条 払済保険または延長保険に変更された主契約について、原保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第4条の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとします。

- ② 会社が、前項の規定によって請求された特約の復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

(医療技術等の変更に伴う契約内容の変更)

第 21 条 この特約の給付にかかわる医療技術等が将来変更されたときは、会社は、主務官庁の認可を得て、この特約の内容を変更することがあります。

(他の保険種類への加入)

第 22 条 契約者から主契約の保険料払込期間満了の日の2カ月前までに申出があったときは、この特約の被保険者は、会社の承諾を得て、会社の定める方法により、5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障保険その他類似の保険種類に加入することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、本条の取扱を行いません。
1. 主契約およびこの特約に特別条件付取扱特約が付加されているとき。ただし、会社の定める条件を満たすときは取り扱うことがあります。
 2. 主契約の保険料の払込が免除されているとき
- ③ 本条の取扱が行なわれた場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。
1. 加入後の保険種類の責任開始の日(以下「変更日」といいます。)は、主契約の保険料払込期間満了の日の翌日とします。
 2. 変更日の前日にこの特約の保険期間が満了しないときは、この特約の保険期間は、変更日の前日までの期間に変更の請求があったものとみなします。

(主約款の規定の準用)

第 23 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(主契約に無配当災害割増特約等が付加されている場合の特則)

第 24 条 この特約の付加された主契約に無配当災害割増特約、無配当傷害特約、無配当災害入院特約、無配当疾病入院特約、無配当成人病入院特約、無配当女性医療特約および無配当通院特約が付加されている場合、特約重度慢性疾患給付金の支払により主契約(5年ごと利差配当付年金払定期保険特約、5年ごと利差配当付定期保険特約、5年ごと利差配当付増定期保険特約、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約および5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障保険特約を含みます。)の保険金額の一部が減額されたときでも、各特約は、減額の取扱をせずに継続するものとします。

(5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則)

第 25 条 この特約を5年ごと利差配当付終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間および保険料の払込については、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間は、第8条第1項の規定にかかわらず、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - (3) 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、第8条第8項および第9項の規定を準用します。
 - (4) (3)の保険料払込によるこの特約の保険期間満了後にこの特約が更新される場合には、更新時に払い込むべき保険料の払込について、第8条第8項および第9項を準用します。
2. 第4条第1号、第19条および第20条第1項中「払済終身保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。
3. 主契約が延長保険に変更されるときは、この特約の保険金額の取扱
主契約が延長保険に変更される場合には、主約款の定めにかかわらず、会社の定める範囲内でこの特約の保険金額を加算して延長保険の保険金額を定めるものとします。
4. 第1号(2)ないし(4)の規定により前納された特約保険料は、その特約保険期間中に保険料払込免除事由に該当した場合には、残額を契約者に払い戻します。

(5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則)

第 26 条 この特約を5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間については、第8条にかかわらず会社の定める範囲内で定めます。
2. 主契約とこの特約の保険期間が異なる場合、この特約の保険期間満了の日の翌日にこの特約は更新されるものとします。ただし、更新日が主契約の保険期間満了の日を超えないときに限ります。
 - (1) 更新後の特約の保険期間は、更新前の保険期間と同一とします。
 - (2) 本号ただし書により更新後の特約の保険期間が同一とならない場合は、会社の定める保険期間で更新させるものとします。
3. 主契約が更新される場合には、この特約も同時に更新されるものとします。
4. 更新後の主契約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約年齢が80歳を超える場合には、更新後の特約の保険期間は、被保険者の契約年齢が80歳に達する日の前日までの期間で会社の定める期間とします。
5. 更新後のこの特約の特約保険金額は、更新前の特約保険金額と同額とします。
6. 第2号および第3号の規定により、この特約が更新された場合に第2条(保険金および給付金の支払)および第5条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(請求手続)

第 27 条 この特約にもとづく支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類	会社 所定 の請 求書	保 險 証 券	最 終 の 保 險 料 領 収 証	印鑑 証明書		受 取 人 の 戸 籍 抄 本	被 保 險 者 の 住 民 票	会 社 所 定 の 診 断 書 ・ 証 明 書	その他の書類
					契 約 者	受 取 人				
1	特約重度慢性疾患給付金の支払	○	○	○		○	○	○	○	(1) 心電図(所定の心臓の状態の場合) (2) 眼底写真(所定の眼の状態の場合) (3) 会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
2	責任準備金の支払	○	○	○	○					
3	解約払戻金の支払	○	○	○	○					
4	特約保険金額の減額	○	○	○	○					
5	特約保険金額の増額	○	○	○	○					会社所定の告知書

- ② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
- ③ 第1項の2および5の請求について、会社が必要と認めた場合には、事実の確認を行ないまたは会社の指定する医師の診断を求めることがあります。

(管轄裁判所)

第 28 条 この特約における保険金、給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(特約の取消および無効)

- 第 29 条** 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活、復帰または特約保険金額の増額が行なわれた場合は、会社はこの特約(特約保険金額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。
- ② 契約者が保険金または給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ。)を不法に取得する目的または他人に保険金または給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活、復帰または特約保険金額を増額した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(受取人の変更)

第 30 条 特約死亡保険金の受取人については、主契約の保険金受取人以外の者に変更することはできません。また、特約高度障害給付金および特約重度慢性疾患給付金の受取人については、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

第 31 条 契約者は、遺言によっても、特約死亡保険金の受取人を、主契約の保険金受取人以外の者に変更することはできません。また、特約高度障害給付金および特約重度慢性疾患給付金の受取人を、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(受取人の死亡)

- 第 32 条** 保険金(特約死亡保険金、特約高度障害給付金および特約重度慢性疾患給付金をいいます。本条において同じ)の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金の受取人とします。
- ② 前項の規定により保険金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により保険金の受取人となった者のうち生存している他の保険金の受取人を保険金の受取人とします。
 - ③ 前2項により保険金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(受取人による特約の存続)

- 第 33 条** 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。
- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次各号のすべてを満たす特約死亡保険金、特約高度障害給付金または特約重度慢性疾患給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

1. 契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
 2. 契約者でないこと
- ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、特約死亡保険金、特約高度障害給付金または特約重度慢性疾患給付金の支払事由が生じ、会社が特約死亡保険金、特約高度障害給付金または特約重度慢性疾患給付金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、特約死亡保険金、特約高度障害給付金または特約重度慢性疾患給付金の受取人に支払います。
- ④ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第15条(特約の解約払戻金)第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

(時効)

第34条 保険金、給付金、責任準備金、解約払戻金もしくは契約者配当金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 医師による治療
医師による診断のための検査のみでは「医師による治療」には該当しません。
2. 初めて医師の診療を受けた日
何らの自他覚的症状がなく、健康診断を目的とする検査を受けたのみでは「医師の診療を受けた」ことには該当しません。

別表1 対象となる高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎

対象となる高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎とは、表1によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 準拠」に記載された分類項目中、表2の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

表1 対象となる高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎の定義

疾病名	疾病の定義
1. 高血圧症	複数回にわたる定期的な検査により、拡張期血圧の上昇が認められた症状であり、かつ、血圧が高いことから血管が常に緊張を強いられることにより、血管の弾力性喪失、肥厚等の動脈硬化を起こし、それにより臓器障害の所見(少なくとも眼底所見における別表2に定めるシェイエ分類の高血圧性変化1度の所見)が認められるもの
2. 糖尿病	インスリンの欠乏、あるいはインスリンの作用を阻害する諸因子の過剰、またはインスリン作用の発現機構の異常によるインスリン効果の不足が認められる疾患であり、これにより、糖、蛋白、脂肪の代謝等に広範かつ特徴的な異常が認められるもの
3. 慢性腎不全	機能するネフロン数が徐々に減少し、体液の恒常維持に必要な腎臓の機能が十分に果たせなくなることにより、かつ、概ね下記のような状態に該当するもの (1) 糸球体濾過値(GFR)が低下し、蛋白・窒素代謝老廃物を有効に排泄できなくなり徐々に高窒素血症および水・電解質や酸・塩基平衡の異常が出現する。 (2) エリスロポエチン産生が低下し、腎性貧血が見られる。また、活性化ビタミンDが低下し、腎性骨異常栄養症が生じる。 (3) 管理困難な高血圧症を呈する例も少なくない。 (4) 腎機能の廃絶は全身機能に影響を及ぼし、尿毒症に至る。 (5) 症状や検査成績の推移から、疾患が慢性かつ不可逆性である。 (6) 腎の萎縮や皮質の菲薄化等、画像診断からも慢性腎不全に合致した像が見られる。
4. 肝硬変	形態学的には (1) 少なくともある時期、肝細胞の壊死が存在しなくてはならない。 (2) 確実な所見として、肝実質の結節性再生と小葉構造の改築が存在する。 (3) 肝臓の全領域が冒されることが必要であるが、全ての小葉が冒される必要はない。 を概ね満たすもの。 または、臨床像としては、以下の基本的な病変のいずれかまたはその全ての組み合わせが認められるもの。 (1) 肝細胞障害による肝機能の低下 (2) 門脈圧亢進 (3) 門脈―肝静脈間および門脈―大静脈間の短絡形成
5. 慢性膵炎	組織学的には、膵におけるび慢性、または限局性の炎症の持続あるいは炎症の後遺的变化であり、臨床的には膵炎としての臨床像が6カ月以上持続または継続していると思われる病態

表2 対象となる高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
1. 高血圧症	高血圧性疾患	I10～I15
2. 糖尿病	糖尿病	E10～E14
3. 慢性腎不全	(1) 高血圧性腎疾患(I12)中の ・腎不全を伴う高血圧性腎疾患	I12.0
	(2) 慢性腎不全	N18
4. 肝硬変	(1) アルコール性肝疾患(K70)中の ・アルコール性肝硬変	K70.3
	(2) 肝線維症および肝硬変(K74)中の ・原発性胆汁性肝硬変	K74.3
	・続発性胆汁性肝硬変	K74.4
	・胆汁性肝硬変、詳細不明 ・その他および詳細不明の肝硬変	K74.5 K74.6
5. 慢性膵炎	その他の膵疾患(K86)中の ・アルコール性慢性膵炎	K86.0
	・その他の慢性膵炎	K86.1

別表2 シェイエ分類

程度	硬化性変化	高血圧性変化
1度	動脈血柱反射が増強している。軽度の動脈交差現象がみられる。	網膜動脈系に軽度のびまん性狭細化をみるが口径不同は明らかでない。動脈の第2分岐以下では時に高度の狭細化もあろう。

程度	硬化性変化	高血圧性変化
2度	動脈血柱反射の高度増強があり、動静脈交叉現象は中等度となる。	網膜動脈のびまん性狭窄は軽度または高度。これに加えて明白な限局性狭細も加わって、口径不同を示す。
3度	銅線動脈、すなわち血柱反射増強に加え、色調と輝きも変化して銅線状となる。動静脈交叉現象は高度となる。	動脈の狭細と口径不同はさらに著明(高度)となって、糸のようにみえる。網膜面に出血と白斑のいずれか一方あるいは両方が現れる。
4度	血柱の外観は銀線状(銀線動脈)。時には白線状になる。	第3度の所見に加えて、種々な程度の乳頭浮腫がみられる。

別表3 心電図等の異常所見

表1に定める心電図等の異常所見のうち2つ以上に該当することを要します。この場合、表1に定める心電図等の異常所見のうち、「心電図で、陈旧性心筋梗塞所見のあるもの」については、表2に定める心電図の異常所見のうちのいずれかに該当するものであることを要します。

表1

<ul style="list-style-type: none"> ・胸部X線所見で心胸郭係数 60%以上のもの ・心電図で、陈旧性心筋梗塞所見のあるもの ・心電図で、I、II、aVL、aVF、V1～V6誘導のいずれかで、ST—J下降が 0.1mV 以上あり、ST部が水平または下り坂のもの ・心電図で、I、II、V2～V6誘導のいずれか、あるいはR波が 0.5mV 以上あれば aVL 誘導、QRS波が主に上向きであれば aVF 誘導で、T波が陰性で、-0.5mV 以上あるもの、またはT波が陰性もしくは二相性(正—負もしくは負—正)で、陰性相が少なくとも-0.1mV あり、-0.5mV に達しないもの ・心電図で、完全(3度)房室ブロック所見のあるもの ・心電図で、部分(2度)房室ブロック所見のあるもの ・心電図で、完全左脚ブロック所見のあるもの ・心電図で、記録した拍動数の 10%以上の、頻発する心房性、結節性、または心室性期外収縮の所見のあるもの ・心電図で、100 回/分以上の心室性の頻拍所見のあるもの ・心電図で、心房細動または粗動所見のあるもの ・心電図で、100 回/分以上の上室性の頻拍所見のあるもの ・心電図で、心室性(心室固有)調律(100 回/分まで)の所見のあるもの

表2

<ul style="list-style-type: none"> ・心電図で、I、II、aVL、V2～V6誘導のいずれかで、振幅の比Q/Rが1/3以上で、かつQ波の幅が 0.03 秒以上あるもの ・心電図で、I、II、V1～V6誘導のいずれかで、Q波の幅が 0.04 秒以上あるもの ・心電図で、aVL 誘導で、Q波の幅が 0.04 秒以上で、かつR波の高さが 0.3mV 以上あるもの ・心電図で、III誘導で、Q波の幅が 0.05 秒以上で、かつ aVF 誘導で、少なくとも 0.1mV のQ波があるもの ・心電図で、aVF 誘導で、Q波の幅が 0.05 秒以上あるもの ・心電図で、V2～V6誘導のいずれかで、胸壁上右寄りの誘導にR波が認められるときのQS型のもの ・心電図で、V1～V4、V1～V5またはV1～V6のすべての誘導で、QS型のもの

別表4 肝硬変・慢性膵炎の診断基準(方法)

肝硬変および慢性膵炎の診断基準(方法)は、表1に定めるところによるものとします。この場合、慢性膵炎の具体的な診断基準は、表2に定める日本消化器病学会慢性膵炎検討委員会案「慢性膵炎の臨床診断基準(1983年)」の細則によるものとします。

表1 肝硬変・慢性膵炎の診断基準(方法)

肝硬変	次のいずれかの診断基準を満たすことを要します。 (1) 病理組織学的所見(肝生検)による診断 (2) 「腹部超音波等による画像所見」および「血液検査」による診断
慢性膵炎	次のいずれかの診断基準を満たすことを要します。ただし、次のいずれかの診断基準を満たす場合であっても、膵領域腫瘍およびそれに随伴する病変は除くものとします。 (1) 膵組織像に確診所見があること。 (2) 膵に確実な石灰化像があること。 (3) 膵外分泌に確実な機能障害があること。 (4) 膵管像または膵画像に確診所見があること。 (5) 膵酵素逸脱を伴う上腹部痛・圧痛が6カ月以上持続または継続し、かつ、膵機能・膵管像・膵画像あるいは膵組織像に異常所見があること。

表2 日本消化器病学会慢性膵炎検討委員会案「慢性膵炎の臨床診断基準(1983年)」細則

1. 慢性膵炎の病理組織学的診断基準
 - A. 慢性膵炎の病理組織学的特徴

膵小葉内、小葉間あるいは膵管周囲における炎症の持続あるいは反復による不規則な実質の脱落と線維化を特徴とし、炎症性細胞浸潤、膵管系の不規則拡張、小膵管の増生・集簇、膵管上皮の化生、仮性嚢胞、膵石・石灰化、実質壊死、脂肪壊死、膵島の孤立、あるいは脂肪置換を伴う。
 - B. 生検材料における慢性膵炎の病理組織学的診断基準
 - 1) 確診所見
 - (1) 小葉内、小葉間の不規則な線維化にa)～c)のいずれかを伴うもの
 - a) 実質の壊死、脱落
 - b) 実質の壊死、脱落の後遺・続発性変化
 - ① 小葉内膵管の集簇
 - ② 小葉間膵管の不規則拡張・増生・多分岐
 - ③ 仮性嚢胞
 - ④ 膵島の孤立
 - ⑤ 脂肪置換
 - c) 結石を伴う膵管拡張
 - (2) 小葉内、小葉間の線維化に炎症性細胞浸潤を伴うもの
 - (3) 膵管周囲の線維化に実質の壊死、脱落を伴うもの
 - 2) 異常所見
 - (1) 実質の壊死、脱落および炎症性細胞浸潤を伴わない小葉内、小葉間、膵管周囲の線維化
 - (2) 炎症性細胞浸潤
 - (3) 腺房間の浮腫、腺房構造の乱れを伴う実質脱落
 - (4) 実質壊死、脂肪壊死
 2. 膵の確実な石灰化像

膵の石灰化像であることを確実に診断するためには、腹部単純X線撮影に加えてCT、US、ERCPを施行することが望ましい。診断にあたっては、血管やリンパ節の石灰化などを除外する必要がある。
3. 膵機能検査による慢性膵炎の診断基準
 - A. 確診所見

CCK-PZ、secretin 刺激を用いた十二指腸液検査(PST)において重炭酸塩濃度の低下に加えて膵酵素量あるいは液量の減少がある。
 - B. 異常所見
 - 1) PSTにおいて、重炭酸塩濃度のみの低下、あるいは液量と膵酵素量の減少がある。
 - 2) PFD試験において、尿中PABA排泄率の70%以下の低下がある。

注1. PSTにおける正常下限値は、重炭酸塩濃度でM-2SD、膵酵素量および液量でM-SDの値とする。また、液量、膵酵素量および重炭酸塩量の正常上限値はいずれもM+2SDの値とする。

注2. 機能障害を認めた場合、その再現性を確認することが望ましい。

注3. PFD試験の判定にあたっては、腸管吸収障害、肝機能障害、腎機能障害、残尿および採尿不良による修飾を除外する。
4. ERCPによる慢性膵炎の診断基準
 - A. 確診所見
 - 1) 主膵管・分枝・微細膵管の不整拡張
 - 2) 膵石
 - 3) 異常所見に(1)(2)のいずれかを伴うもの
 - (1) 主膵管レベルの膵嚢胞
 - (2) 主膵管の閉塞
 - B. 異常所見
 - 1) 分枝・微細膵管のみの不整拡張
 - 2) 分枝レベルの膵嚢胞
 - 3) 主膵管の限局性狭窄
 - 4) 分枝・微細膵管の閉塞または狭窄
 - 5) プラッグまたは非陽性膵石
5. CTによる慢性膵炎の診断基準
 - A. 確診所見
 - 1) 膵石灰化
 - 2) 主膵管の拡張と膵嚢胞
 - 3) 主膵管の拡張と膵の萎縮または限局性腫大
 - B. 異常所見
 - 1) 主膵管の拡張
 - 2) 膵嚢胞

注1. 主膵管の拡張とは、CT上主膵管が確認されるだけでなく、主膵管の明らかな拡張または不整拡張をいう。

注2. 膵の前後径が椎体の横径1/3以下を萎縮、椎体の横径3/4以上を腫大とする。

6. USによる慢性膵炎の診断基準

A. 確診所見

- 1) 膵石
- 2) 膵管拡張(3mm以上)に(1)~(3)のいずれかを伴うもの
 - (1) 膵管壁の不整または断続的高エコーレベル像
 - (2) 膵嚢胞に連続する像
 - (3) 膵の萎縮または限局性腫大

注 膵石とは膵内の音響陰影を伴う点状または孤状の高エコー像をいう。

B. 異常所見

- 1) 膵管拡張(3mm以上)
- 2) 膵嚢胞

注 膵の萎縮または限局性腫大は膵の長軸および短軸の2方向の断層像で判定し、膵の前後径が10mm以下を萎縮、膵の前後径が30mm以上を腫大とする。

別表5 身体障害表

身体障害
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害(視力障害)

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

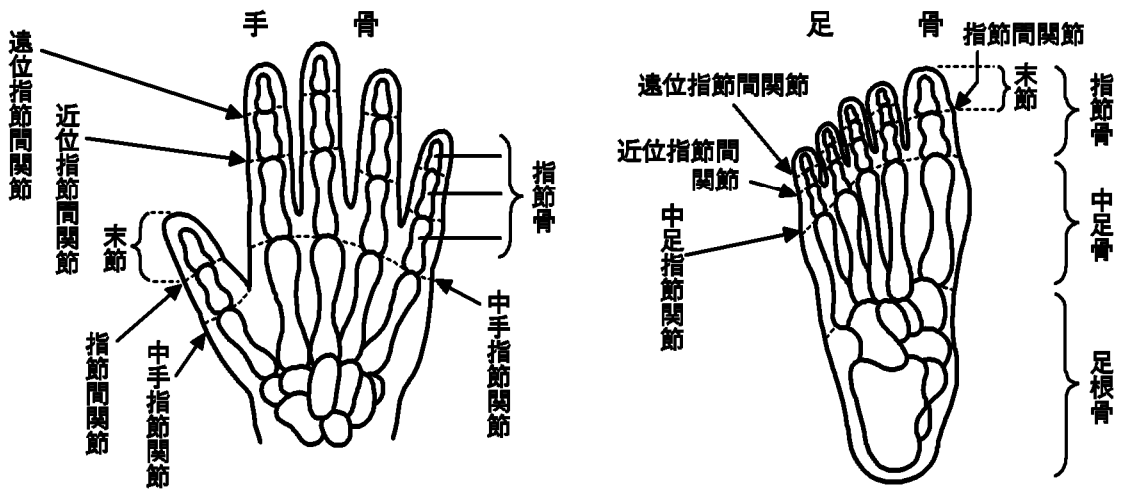
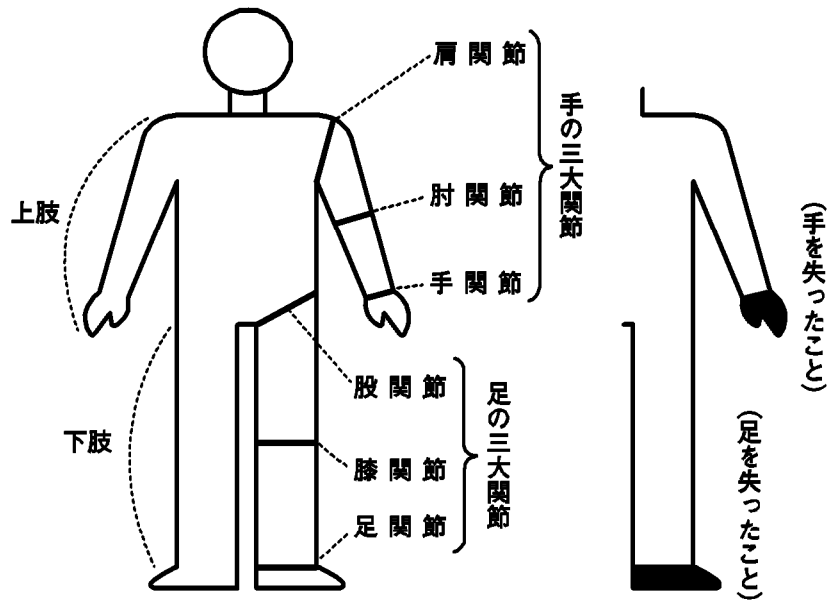
3. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

障害の図解



5年ご利益差配当付重度慢性疾患保障保険特約条項

特約

5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 保険金および給付金の支払
- 第3条 特約特定疾病給付金の支払による特約の消滅
- 第4条 特約の消滅とみなす場合
- 第5条 特約保険料の払込免除
- 第6条 告知義務違反による解除
- 第7条 重大事由による解除
- 第8条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第9条 特約の失効
- 第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第11条 保険料の自動貸付
- 第12条 特約の復活
- 第13条 契約者配当金
- 第14条 特約の解約
- 第15条 特約の解約払戻金
- 第16条 保険金支払の時期および場所
- 第17条 特約保険金額の増額
- 第18条 特約保険金額の減額
- 第19条 主契約が払済保険または延長保険に変更された場合の取扱
- 第20条 特約の復帰
- 第21条 指定代理請求人の変更
- 第22条 他の保険種類への加入
- 第23条 主約款の規定の準用

- 第24条 主契約に無配当災害割増特約等が付加されている場合の特則
- 第25条 5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則
- 第26条 5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合の特則
- 第27条 主契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合の特則
- 第28条 請求手続
- 第29条 管轄裁判所
- 第30条 法令等の改正に伴う支払事由の変更
- 第31条 特約の取消および無効
- 第32条 受取人の変更
- 第33条 遺言による受取人の変更
- 第34条 受取人の死亡
- 第35条 受取人による特約の存続
- 第36条 時効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

- 別表1 身体障害表
- 別表2 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中
- 別表3 病院または診療所
- 別表4 公的医療保険制度
- 別表5 医科診療報酬点数表

5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が死亡したときまたは所定の高度障害になられたときに特約死亡保険金または特約高度障害給付金を支払うほか、被保険者が特定の疾病(悪性新生物(ガン)、急性心筋梗塞、脳卒中)に罹患し、所定の事由に該当されたときに特約特定疾病給付金を支払うことを主な内容とする特約です。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始の時(以下「責任開始時」といいます。)は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ④ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(保険金および給付金の支払)

第2条 この特約の特約死亡保険金、特約高度障害給付金および特約特定疾病給付金(以下「保険金および給付金」といいます。)の支払は次のとおりです。

保険金または給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	保険金・給付金		受取人	支払事由に該当しても保険金または給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
1. 被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき。	特約死亡保険金	特約保険金額	主契約の保険金受取人	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. この特約の責任開始時(復活もしくは復帰が行なわれた場合の特約または特約保険金額の増額が行なわれた場合の特約の増額部分については、最後の復活、復帰または特約保険金額の増額の際の責任開始時とします。以下同じ。)の属する日(以下「責任開始日」といいます。)から起算して3年以内の被保険者の自殺 2. 保険金受取人の故意。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人に支払います。 3. 契約者の故意
2. 被保険者が責任開始時以後に発生または発病した傷害または疾病によってこの特約の保険期間中に別表1に定める1. から7. までのいずれかの身体障害の状態(以下「高度障害」といいます。)に該当したとき。この場合、責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発生または発病した傷害または疾病(責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。)を原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害に該当したときも含まれます。	特約高度障害給付金	特約保険金額	契約者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. 被保険者の犯罪行為または自殺行為 2. 契約者または被保険者の故意または重大な過失

保険金または給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	保険金・給付金		受取人	支払事由に該当しても保険金または給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
	名称	支払額		
<p>3.</p> <p>(1) 被保険者が責任開始時以後、この特約の保険期間中に初めて別表2に定める悪性新生物に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき（病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。）。</p> <p>(2) (1)に該当した場合でも、責任開始日からその日を含めて90日以内に乳房の悪性新生物（別表2のA.に定める乳房の悪性新生物。以下同じ。）に罹患し、医師によって診断確定されたときは、特約特定疾病給付金を支払いません。ただし、その後（乳房の悪性新生物については責任開始日を含めて90日経過後）、保険期間中に、被保険者が新たに悪性新生物に罹患したと医師によって診断確定されたときは、特約特定疾病給付金を支払います。</p> <p>4. 被保険者が責任開始時以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中に次のいずれかの事由に該当したとき。</p> <p>(1) 別表2に定める急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるがそれ以上の作業では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき。</p> <p>(2) 別表2に定める急性心筋梗塞を発病し、次のいずれにも該当する手術を受けたとき</p> <p>(ア) その疾病の治療を直接の目的とする手術</p> <p>(イ) 別表3に定める病院または診療所における手術</p> <p>(ウ) 別表4に定める公的医療保険制度に基づく別表5に定める医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術</p> <p>(3) 別表2に定める脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき。</p> <p>(4) 別表2に定める脳卒中を発病し、次のいずれにも該当する手術を受けたとき</p> <p>(ア) その疾病の治療を直接の目的とする手術</p> <p>(イ) 別表3に定める病院または診療所における手術</p> <p>(ウ) 別表4に定める公的医療保険制度に基づく別表5に定める医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術</p>	特約特定疾病給付金	特約保険金額	契約者	—

- ② 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めるときは、第1項の規定を適用して特約死亡保険金を支払います。
- ③ この特約の保険期間満了の日からその日を含めて60日以内に、被保険者が第1項第4号の(1)または(3)に定める特約特定疾病給付金の支払事由に該当した場合には、保険期間中に該当したものと第1項の規定を適用します。
- ④ 特約特定疾病給付金の受取人である被保険者（主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合）が特約特定疾病給付金を請求できない特別な事情があるときは、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第21条（指定代理請求人の変更指定）の規定により変更指定した次の者（以下「指定代理請求人」といいます。）が第28条に規定する必要書類および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、特約特定疾病給付金の受取人の代理人として特約特定疾病給付金を請求することができます。
- 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- ⑤ 前項の規定により、会社が特約特定疾病給付金を特約特定疾病給付金の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複して特約特定疾病給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ⑥ 被保険者が、別表1および備考に規定する高度障害の状態に該当しているにもかかわらず、この特約の保険期間満了時に、その回復の見込がないことが明らかでないことにより、その時点では、特約高度障害給付金が支払われない場合においても、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときには、特約高度障害給付金を支払います。

- ⑦ 特約死亡保険金を支払う前に特約高度障害給付金の請求を受け、特約高度障害給付金が支払われるときは、会社は、特約死亡保険金を支払いません。また、特約死亡保険金または特約高度障害給付金を支払う前に特約特定疾病給付金の請求を受け、特約特定疾病給付金が支払われるときは、会社は、特約死亡保険金または特約高度障害給付金を支払いません。
- ⑧ 特約死亡保険金を支払った後は、特約高度障害給付金の請求があっても、会社は、これを支払いません。また、特約死亡保険金または特約高度障害給付金を支払った後は、特約特定疾病給付金の請求があっても、会社は、これを支払いません。
- ⑨ 第1項の規定によって特約死亡保険金を支払わない場合は、会社は、責任準備金(会社の定める方法によって計算されるこの特約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)を契約者に払い戻します。(第1項第1号免責事由2.に該当したことにより特約死亡保険金の一部が支払われない場合には、支払われない特約死亡保険金部分の責任準備金を払い戻します。)ただし、契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は、これを払い戻しません。
- ⑩ 戦争その他の変乱によって死亡または高度障害になった被保険者の数の増加がこの特約の計算基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、保険金または給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- ⑪ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始時前に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に特約高度障害給付金または別表2に定める急性心筋梗塞もしくは脳卒中による特約特定疾病給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
1. その疾病について、この特約の締結、復活、復帰または特約保険金額の増額の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 2. その疾病について、この特約の責任開始時前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(特約特定疾病給付金の支払による特約の消滅)

第3条 会社が特約特定疾病給付金を支払った場合は、被保険者が特約特定疾病給付金の支払事由に該当した時にこの特約は消滅したものとみなします。

(特約の消滅とみなす場合)

第4条 次の各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅したものとみなします。

1. 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき。
2. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。

(特約保険料の払込免除)

第5条 会社は、主契約について保険料の払込免除が行なわれた場合には、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(告知義務違反による解除)

第6条 この特約の締結、復活、復帰または特約保険金額の増額の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約(特約保険金額の増額の場合には、その際の増額部分。以下本条において同じ)を解除することができます。
- ③ 保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、保険金もしくは給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、保険金および給付金の支払事由ならびに保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
1. 会社が、特約の締結、復活、復帰または特約保険金額の増額の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
 2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき。
 5. この特約が、この特約の責任開始日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始日から起算して2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実によって主約款に定める身体障害の状態に該当したときまたは特約特定疾病給付金の支払事由に規定する状態に該当したときを除きます。

- ⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
- ⑥ この特約の告知義務違反による解除の通知については、主約款の告知義務違反による解除に関する規定を準用します。ただし、正当な理由によって契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

(重大事由による解除)

第7条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者(特約死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金の受取人がこの特約の保険金(特約死亡保険金、特約高度障害給付金、特約特定疾病給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. この特約の保険金の請求に関し、保険金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 4. 契約者、被保険者または保険金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、保険金もしくは給付金(前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号の(1)から(5)までに該当したのが特約死亡保険金の受取人のみであり、その特約死亡保険金の受取人が特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき特約死亡保険金をいいます。以下本項において同じとします。)の支払または保険料の払込の免除をしません。すでに保険金もしくは給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ この特約の重大事由による解除の通知については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。ただし、正当な理由によって契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

(特約の保険期間および保険料の払込)

第8条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始日から主契約の保険期間の満了する日までとします。

- ② この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間の範囲内で、会社の定める期間とします。
- ③ この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ④ 前項の保険料がその保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者(この特約による特約死亡保険金を支払うときは主契約の保険金受取人)に払い戻します。
- ⑤ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による保険金または給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑥ 前項の未払込保険料の払込については、第10条第2項の規定を準用します。
- ⑦ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとして扱います。
- ⑧ 第3項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料がある場合には、その全額を主契約の保険料の保険料払込期間中に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとして扱います。
- ⑨ 前項の規定にかかわらず、契約者は会社の定める方法により、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定を準用するものとし、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれていないときは、この特約は、その猶予期間の満了の日の翌日から将来に向かって解約されたものとして扱います。

(特約の失効)

第9条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第10条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による保険金または給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(保険料の自動貸付)

第11条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款に定める保険料の自動貸付の規定を適用します。ただし、主契約に月払に関する特約が付加されている場合には、その特約の定めるところによります。

② この特約の保険料の払込方法が一時払のときで、主契約において保険料の自動貸付を行なう場合は、主契約の解約払戻金にこの特約の解約払戻金を加算して取り扱います。

(特約の復活)

第12条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(契約者配当金)

第13条 この特約の契約者配当金は、会社の定める方法により主約款の契約者配当金に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の解約)

第14条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の解約払戻金)

第15条 特約の失効(第9条)、解約(前条)または解除(第6条および第7条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金を契約者に払い戻します。

② 前項の規定にかかわらず、第7条第1項第4号の規定によってこの特約を解除した場合で、特約死亡保険金の一部の受取人に対して第7条第2項の規定を適用し特約死亡保険金を支払わないときは、特約のうち支払われない特約死亡保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約払戻金を契約者に支払います。

③ 前条の規定により支払われる解約払戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

④ 第4条の規定によって特約の消滅とみなす場合(主約款の規定により主契約の保険金または高度障害給付金を支払う場合を除きます。)には、第1項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金を払い戻す場合(この特約の特約死亡保険金を支払う場合を除きます。)には、この特約の責任準備金を契約者に払い戻します。

(保険金支払の時期および場所)

第16条 この特約の保険金(特約死亡保険金、特約高度障害給付金および特約特定疾病給付金をいいます。本条において同じ)は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

② 保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

1. 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合

支払事由に該当する事実の有無

2. 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合

保険金の支払事由が発生した原因

3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

前2号に定める事項、第7条(重大事由による解除)第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の特約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する特約の締結時から保険金請求時までにおける事実

③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。

1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 180日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、保険金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約保険金額の増額)

第17条 契約者は、この特約の締結後、被保険者の同意および会社の承諾を得て、特約保険金額を増額することができます。

- ② 会社が特約保険金額の増額を承諾したときは、契約者は、会社の指定した日までに、その増額分に対する会社の定める方法により計算した金額を払い込むことを要します。
- ③ 会社が特約保険金額の増額を承諾した場合には、次の時から増額分の責任を負います。
 1. 会社が特約保険金額の増額を承諾した後に前項に規定する金額を受け取ったとき。
前項に規定する金額を受け取った時
 2. 前項に規定する金額を受け取った後に会社が特約保険金額の増額を承諾したとき。
前項に規定する金額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)

(特約保険金額の減額)

第18条 契約者は、会社所定の範囲内でこの特約保険金額を減額することができます。

- ② 前項の規定によって、特約保険金額が減額された場合には、その減額分は解約されたものとして取り扱います。

(主契約が払済保険または延長保険に変更された場合の取扱)

第19条 主契約が払済保険または延長保険に変更された場合には、第15条の規定によるこの特約の解約払戻金を主契約の解約払戻金に加えて、主約款の規定を適用します。

(特約の復帰)

第20条 払済保険または延長保険に変更された主契約について、原保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第4条の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとして扱います。

- ② 会社が、前項の規定によって請求された特約の復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

(指定代理請求人の変更)

第21条 契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。

- ② 前項の場合、保険証券に表示を受けてからでなければ会社に対して効力を生じません。

(他の保険種類への加入)

第22条 契約者から主契約の保険料払込期間満了の日の2カ月前までに申出があったときは、この特約の被保険者は、会社の承諾を得て、会社の定める方法により、無配当特定疾病保障定期保険その他類似の保険種類に加入することができます。

- ② 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、本条の取扱を行いません。
 1. 主契約およびこの特約に特別条件付取扱特約が付加されているとき。ただし、会社の定める条件を満たすときは取り扱うことがあります。
 2. 主契約の保険料の払込が免除されているとき。
- ③ 本条の取扱が行なわれた場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。
 1. 加入後の保険種類の責任開始日(以下「変更日」といいます。)は、主契約の保険料払込期間満了の日の翌日とします。
 2. 変更日の前日にこの特約の保険期間が満了しないときは、この特約の保険期間は、変更日の前日までの期間に変更の請求があったものとして扱います。

(主約款の規定の準用)

第23条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(主契約に無配当災害割増特約等が付加されている場合の特則)

第24条 この特約の付加された主契約に無配当災害割増特約、無配当傷害特約、無配当災害入院特約、無配当疾病入院特約、無配当成人病入院特約、無配当女性医療特約および無配当通院特約が付加されている場合、特約特定疾病給付金の支払により主契約(5年ごと利差配当付年金払定期保険特約、5年ごと利差配当付定期保険特約、5年ごと利差配当付通増定期保険特約、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約および5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障保険特約を含みます。)の保険金額の一部が減額されたときでも、各特約は、減額の取扱をせずに継続するものとします。

(5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則)

第25条 この特約を5年ごと利差配当付終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

- この特約の保険期間および保険料の払込については、次のとおりとします。
 - この特約の保険期間は、第8条第1項の規定にかかわらず、会社の定める範囲内で定めます。
 - この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、第8条第8項および第9項の規定を準用します
- 第4条第1号、第19条および第20条第1項中「払済保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。
- 主契約が延長保険に変更されるときはの保険金額の取扱
主契約が延長保険に変更される場合には、主約款の定めにかかわらず、会社の定める範囲内でこの特約の特約保険金額を加算して延長保険の保険金額を定めるものとします。
- 保険料の払込満了と同時に前納された特約保険料は、その特約保険期間中に保険料払込免除事由に該当した場合には、残額を契約者に払い戻します。

(5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合の特則)

第26条 この特約を5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

- この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときは、主約款の規定を準用して、会社の定める範囲で主契約とともにこの特約も更新されるものとします。
- 更新後のこの特約の特約保険金額は、更新前の特約保険金額と同額とします。
- 第1号の規定によりこの特約が更新された場合に、第2条(保険金および給付金の支払)および第5条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(主契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合の特則)

第27条 この特約の付加された主契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合、リビング・ニーズ特約の指定代理請求人が指定されていて、かつ、この特約の指定代理請求人を指定するときは、この特約の指定代理請求人は、リビング・ニーズ特約の指定代理請求人と同一とします。

(請求手続)

第28条 この特約にもとづく支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類	会社所定の請求書	保険証券	最終の保険料領収証	印鑑証明書		戸籍抄本		被保険者の住民票	会社所定の診断書・証明書	会社所定の手術証明書	その他の書類
					契約者	受取人	被保険者	受取人				
1	特約特定疾病給付金の支払	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
2	責任準備金の支払	○	○	○	○							
3	解約払戻金の支払	○	○	○	○							
4	特約保険金額の増額	○	○	○	○							会社所定の告知書
5	特約保険金額の減額	○	○	○	○							
6	特約特定疾病給付金の指定代理請求	○	○	○					○	○	○	(1) 指定代理請求人の戸籍謄本 (2) 指定代理請求人の住民登録票と印鑑証明書 (3) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し
7	指定代理請求人の変更	○	○		○							

- ② 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。
- ③ 第1項の2、4および6の請求について、会社が必要と認めた場合には、事実の確認を行ないまたは会社の指定する医師の診断を求めることがあります。

(管轄裁判所)

第 29 条 この特約における保険金、給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(法令等の改正に伴う支払事由の変更)

第 30 条 会社は、別表4に定める公的医療保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの特約の支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約の支払事由を別表4に定める公的医療保険制度の改正内容に応じて変更することがあります。

- ② 会社は、本条の変更を行うときは、主務官庁の認可を得て定めた日(以下本条において「支払事由変更日」といいます。)から将来に向かってこの特約の支払事由を改めます。
- ③ 本条の規定によりこの特約の支払事由を変更する場合には、支払事由変更日の2か月前までに保険契約者に通知します。
- ④ 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由変更日の前日までに、次の各号のいずれかの方法を指定してください。
 1. 第2項の特約の支払事由の変更を承諾する方法
 2. 支払事由変更日の前日に解約する方法
- ⑤ 前項の指定がなされないまま支払事由変更日が到来したときは、前項第1号の方法が指定されたものとみなします。

(特約の取消および無効)

第 31 条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活、復帰または特約保険金額の増額が行なわれた場合は、会社はこの特約(特約保険金額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

- ② 契約者が保険金または給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ。)を不法に取得する目的または他人に保険金または給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活、復帰または特約保険金額を増額した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(受取人の変更)

第 32 条 特約死亡保険金の受取人については、主契約の保険金受取人以外の者に変更することはできません。また、特約高度障害給付金および特約特定疾病給付金の受取人については、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

第 33 条 契約者は、遺言によっても、特約死亡保険金の受取人を、主契約の保険金受取人以外の者に変更することはできません。また、特約高度障害給付金および特約特定疾病給付金の受取人を、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(受取人の死亡)

第 34 条 保険金(特約死亡保険金、特約高度障害給付金および特約特定疾病給付金をいいます。本条において同じ)の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金の受取人とします。

- ② 前項の規定により保険金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により保険金の受取人となった者のうち生存している他の保険金の受取人を保険金の受取人とします。
- ③ 前2項により保険金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(受取人による特約の存続)

第 35 条 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次各号のすべてを満たす特約死亡保険金、特約高度障害給付金または特約特定疾病給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 1. 契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
 2. 契約者でないこと
- ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、特約死亡保険金、特約高度障害給付金または特約特定疾病給付金の支払事由が生じ、会社が特約死亡保険金、特約高度障害給付金または特約特定疾病給付金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、特約死亡保険金、特約高度障害給付金または特約特定疾病給付金の受取人に支払います。
- ④ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第15条(特約の解約払戻金)第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、

適用します。

(時効)

第 36 条 保険金、給付金、責任準備金、解約払戻金もしくは契約者配当金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 治療を直接の目的とする手術

「治療を直接の目的とする手術」とは、治療のために必要な手術をいいます。したがって、医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されていない、診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などは該当しません。

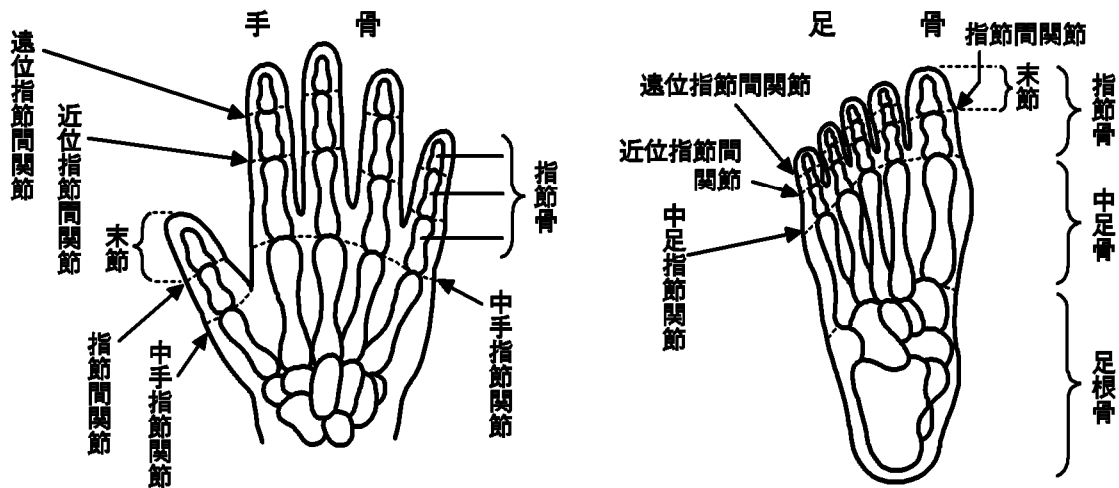
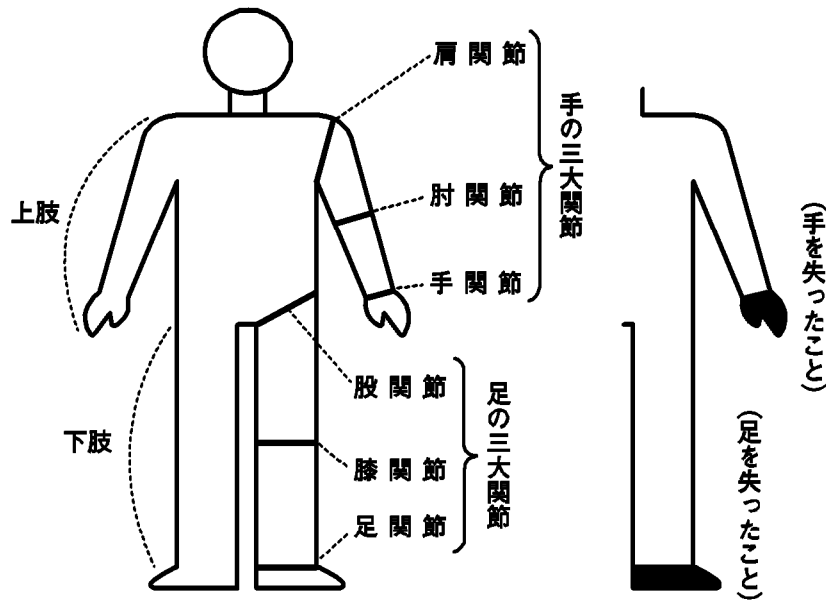
別表1 身体障害表

身体障害
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

1. 常に介護を要するもの
 「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。
2. 眼の障害(視力障害)
 - (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
3. 言語またはそしゃくの障害
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
4. 上・下肢の障害
 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

障害の図解



別表2 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

A. 対象となる悪性新生物

- 対象となる悪性新生物とは、平成 21 年3月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版)準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断確定日以前に新たな分類提要が施行された場合で、下記に掲げる疾病以外に新たに悪性新生物に分類された疾病があるときに、会社が特に認めた場合には、その疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
消化器の悪性新生物	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
皮膚の悪性黒色腫	C43
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
腎尿路の悪性新生物	C64～C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96

分類項目	基本分類コード
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性(出血性)血小板血症	D47.3
ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

2. 上記1. において悪性新生物とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁性状コードが悪性に分類された疾病があるときに、会社が特に認めた場合には、その疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

第5桁性状コード番号
／3・・・悪性、原発部位
／6・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9・・・悪性、原発部位または転移部位の別不詳

(備考)

- 対象となる悪性新生物には、国際対がん連合(UICC)により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」(診断確定された時点における最新版とします。)で病期分類が0期に分類されている病変は含まないものとします。したがって、上皮内癌、非浸潤癌(非浸潤性乳管癌、腎盂・尿管・膀胱における乳頭状非浸潤癌等)、大腸の粘膜内癌等は、悪性新生物に該当しません。
- 皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌は、対象となる悪性新生物には該当しません。

B.対象となる急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる急性心筋梗塞、脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、表2の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

表1 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
脳卒中	脳血管の異常(脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる)により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
急性心筋梗塞	急性心筋梗塞	I21
脳卒中	くも膜下出血	I60
	脳内出血	I61
	脳梗塞	I63

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

- 医療法に定める日本国内にある病院または診療所(介護保険法に定める介護療養型医療施設を除き、患者を収容する施設を有しない診療所を含みます。)。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
1. の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表4 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- 健康保険法
- 国民健康保険法
- 国家公務員共済組合法
- 地方公務員等共済組合法
- 私立学校教職員共済組合法
- 船員保険法

(7) 高齢者の医療の確保に関する法律

別表5 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

5年ごと利差配当付家族定期保険特約(妻型)条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 特約の被保険者の資格の得喪
- 第3条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第4条 特約の失効
- 第5条 保険料の自動貸付
- 第6条 特約の復活
- 第7条 保険金または給付金の支払
- 第8条 特約高度障害給付金の支払による特約の消滅
- 第9条 保険金支払の時期および場所
- 第10条 特約保険料の払込免除
- 第11条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第12条 特約保険金額の増額
- 第13条 特約保険金額の減額
- 第14条 特約の解約
- 第15条 特約の消滅とみなす場合
- 第16条 告知義務違反による解除
- 第17条 重大事由による解除
- 第18条 特約の払戻金

- 第19条 主契約が払済保険または延長保険に変更された場合の取扱
- 第20条 特約の復帰
- 第21条 契約者配当金
- 第22条 主約款の規定の準用
- 第23条 5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合の特則
- 第24条 5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則
- 第25条 請求手続
- 第26条 管轄裁判所
- 第27条 特約の取消および無効
- 第28条 受取人の変更
- 第29条 遺言による受取人の変更
- 第30条 受取人の死亡
- 第31条 受取人による特約の存続
- 第32条 時効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

別表 身体障害表

5年ごと利差配当付家族定期保険特約(妻型)条項

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約の被保険者の妻が死亡または高度障害となったときに、特約死亡保険金または特約高度障害給付金として支払うことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、この特約の被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始の時(以下「責任開始時」といいます。)は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(この特約の被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ④ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(特約の被保険者の資格の得喪)

- 第2条 この特約の被保険者は、特約の締結の際、主契約の被保険者と同一の戸籍にその妻として記載されている者(以下「妻」といいます。)とし、この特約の締結時にこの特約の被保険者の資格を取得します。
- ② この特約の締結後に戸籍上の異動により妻に該当しなくなった者については、その異動のあった時からこの特約の被保険者の資格を喪失します。
- ③ 前項の場合、妻がこの特約の被保険者でなくなったときは、契約者は、その事実を証する書類を添えて、すみやかに会社に通知してください。

(特約の保険期間および保険料の払込)

- 第3条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の満了する日までとします。
- ② この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間の範囲内で、会社が定める範囲内とします。
- ③ この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ④ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消

減した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者（この特約による特約死亡保険金または特約高度障害給付金を支払うときは主契約の被保険者）に払い戻します。

- ⑤ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による特約死亡保険金または特約高度障害給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑥ 前項の未払込保険料の払込については、第11条第2項の規定を準用します。
- ⑦ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- ⑧ 第3項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料がある場合には、その全額を主契約の保険料払込期間中に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- ⑨ 前項の規定にかかわらず、契約者は会社の定める方法により、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、主約款に定める保険料払込猶予期間の規定を準用するものとし、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれていないときは、この特約は、その猶予期間の満了の日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。

（特約の失効）

第4条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

（保険料の自動貸付）

- 第5条** 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款に定める保険料の自動貸付の規定を適用します。ただし、主契約に月払に関する特約が付加されている場合には、その特約の定めによります。
- ② この特約の保険料の払込方法が一時払のときで、主契約において保険料の自動貸付を行なう場合は、主契約の解約払戻金にこの特約の解約払戻金を加算して取り扱います。

（特約の復活）

- 第6条** 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

（保険金または給付金の支払）

第7条 この特約において支払う保険金および給付金は次のとおりです。

保険金または給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	名称	支払額	受取人	支払事由に該当しても保険金または給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
1. この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき。	特約死亡保険金	特約保険金額	主契約の被保険者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. この特約の責任開始時（復活もしくは復帰が行なわれた場合の特約または特約保険金額の増額が行なわれた場合の特約の増額部分については、最後の復活、復帰または特約保険金額の増額の際の責任開始時とします。以下同じ。）の属する日から起算して3年以内のこの特約の被保険者の自殺 2. 契約者または主契約の被保険者の故意
2. この特約の被保険者がこの特約の責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病によってこの特約の保険期間中に別表に定める1. から7. までのいずれかの身体障害の状態（以下「高度障害」といいます。）に該当したとき。この場合、この特約の責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態にこの特約の責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病（この特約の責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限りません。）を原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害に該当したときも含まれます。	特約高度障害給付金	特約保険金額	主契約の被保険者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. この特約の被保険者の犯罪行為または自殺行為 2. 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者の故意または重大な過失

- ② この特約の被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、第1項の規定を適用して特約死亡保険金を支払います。

- ③ この特約の被保険者が、別表および備考に規定する状態に該当しているにもかかわらず、この特約の保険期間満了時に、その回復の見込がないことが明らかでないことにより、その時点では、特約高度障害給付金が支払われない場合においても、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときには、特約高度障害給付金を支払います。
- ④ 特約死亡保険金を支払う前に特約高度障害給付金の支払請求を受け、特約高度障害給付金が支払われるときは、会社は特約死亡保険金を支払いません。
- ⑤ 特約死亡保険金を支払った後は、特約高度障害給付金の請求があっても、会社はこれを支払いません。
- ⑥ 第1項の規定によって特約死亡保険金を支払わない場合には、会社はこの特約の責任準備金(会社の定める方法によって計算されるこの特約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ。)を契約者に払い戻します。ただし、契約者の故意による場合には払い戻しません。
- ⑦ 戦争その他の変乱によって死亡または高度障害になったこの特約の被保険者の数の増加がこの特約の計算基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、特約死亡保険金または特約高度障害給付金の全額を支払わないかまたはその金額を削減して支払うことがあります。
- ⑧ 次の各号のいずれかに該当する場合には、この特約の被保険者がこの特約の責任開始時前に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に特約高度障害給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
 1. その疾病について、この特約の締結、復活、復帰または特約保険金額の増額の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 2. その疾病について、この特約の責任開始時前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(特約高度障害給付金の支払による特約の消滅)

第8条 会社がこの特約の特約高度障害給付金を支払った場合は、この特約の被保険者が高度障害になった時にこの特約は消滅します。

(保険金支払の時期および場所)

第9条 この特約の保険金(特約死亡保険金および特約高度障害給付金をいいます。本条において同じ)は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② 保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から保険金請求時まで(会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行いません。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
 1. 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第17条(重大事由による解除)第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、主契約の被保険者、この特約の被保険者もしくは保険金の受取人の特約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する特約の締結時から保険金請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
 1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別な調査、分析または鑑定 180日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、主契約の被保険者、この特約の被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、主契約の被保険者、この特約の被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、保険金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約保険料の払込免除)

第10条 会社は、主契約について保険料の払込免除が行なわれた場合には、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第11条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による特約死亡保険金または特約高度障害給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約保険金額の増額)

第12条 契約者は、この特約の締結後、この特約の被保険者の同意および会社の承諾を得て、将来に向かって、特約保険金額を増額することができます。

- ② 会社が特約保険金額の増額を承諾したときは、契約者は、会社の指定した日までに、その増額分に対する会社の定める方法により計算した金額を払い込むことを要します。
- ③ 会社が特約保険金額の増額を承諾した場合には、次の時から増額分の責任を負います。
1. 会社が特約保険金額の増額を承諾した後に前項に規定する金額を受け取ったとき。
前項に規定する金額を受け取った時
 2. 前項に規定する金額を受け取った後に会社が特約保険金額の増額を承諾したとき。
前項に規定する金額を受け取った時(この特約の被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)

(特約保険金額の減額)

第13条 契約者は、会社所定の範囲内でこの特約保険金額を減額することができます。

- ② 前項の規定によって、特約保険金額が減額された場合には、その減額分だけこの特約が解約されたものとして取り扱います。

(特約の解約)

第14条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の消滅とみなす場合)

第15条 主契約が次の各号のいずれかに該当したときには、その時にこの特約は消滅したものとみなします。

1. 払済保険または延長保険に変更されたとき。
 2. 解約その他の事由によって消滅したとき。
- ② この特約の被保険者が第2条第2項の規定によってこの特約の被保険者の資格を喪失したときには、その時にこの特約は消滅したものとみなします。

(告知義務違反による解除)

第16条 この特約の締結、復活、復帰または特約保険金額の増額の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社がこの特約の被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約(特約保険金額の増額の場合には、その際の増額部分。以下本条において同じ)を解除することができます。
- ③ 特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
1. 会社が、特約の締結、復活、復帰または特約保険金額の増額の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
 2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が第1項の告知をするを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、

または事実でないことを告げることを勧めたとき

4. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき。
5. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、この特約の被保険者が解除の原因となる事実により高度障害になったときを除きます。
- ⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
- ⑥ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第17条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、この特約の被保険者(特約死亡保険金の場合はこの特約の被保険者を除きます。)または保険金の受取人がこの特約の保険金(特約死亡保険金、特約高度障害給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
2. この特約の保険金の請求に関し、保険金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
3. 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
4. 契約者、この特約の被保険者または保険金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、主契約の被保険者、この特約の被保険者もしくは保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、主契約の被保険者、この特約の被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払または保険料の払込の免除をしません。すでに特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 本条の特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、会社は、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者に解除の通知をします。

(特約の払戻金)

第18条 特約の失効(第4条)、解約(第14条)または解除(第16条および第17条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金を契約者に払い戻します。

- ② 第14条の規定により支払われる解約払戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- ③ 第15条第1項第2号または同条第2項の規定によって特約の消滅とみなす場合には、第1項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の保険金、高度障害給付金または責任準備金を支払う場合には、この特約の責任準備金を契約者に払い戻します。

(主契約が払済保険または延長保険に変更された場合の取扱)

第19条 主契約が払済保険または延長保険に変更された場合には、前条の規定によるこの特約の解約払戻金を主契約の解約払戻金に加えます。

(特約の復帰)

第20条 払済保険または延長保険に変更された主契約について、原保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第15条の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとして扱います。

- ② 会社が、前項の規定によって請求された特約の復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

(契約者配当金)

第 21 条 この特約の契約者配当金は、会社の定める方法により主約款の契約者配当金に関する規定を準用して支払います。

(主約款の規定の準用)

第 22 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合の特則)

第 23 条 この特約を5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合には、次の各号に定めるところにより取り扱います。

1. この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主約款の規定を準用して、会社の定める範囲内で主契約とともにこの特約も更新されるものとします。
2. 更新後のこの特約の特約保険金額は、更新前の特約保険金額と同額とします。
3. 第1号の規定によりこの特約が更新された場合に、第7条(特約保険金の支払)および第 10 条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則)

第 24 条 この特約を5年ごと利差配当付終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間および保険料の払込については、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間、第3条第1項の規定にかかわらず、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - (3) 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、第3条第8項および第9項の規定を準用します。
2. 第 15 条第1項第1号、第 19 条および第 20 条第1項中「払済保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。

(請求手続)

第 25 条 この特約に基づく支払および変更については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類	会社所定の請求書	保険証券	最終の保険料領収証	印鑑証明書		戸籍抄本		会社所定の診断書・証明書	その他書類
					契約者	受取人	この特約の被保険者	受取人		
1	特約死亡保険金の支払	○	○	○		○	○	○	○	
2	特約高度障害給付金の支払	○	○	○		○	○	○	○	
3	解約払戻金の支払	○	○	○	○					
4	責任準備金の支払	○	○	○	○					
5	特約保険金額の増額	○	○	○	○					会社所定の告知書
6	特約保険金額の減額	○	○	○	○					

② 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

③ 第1項の4および5の請求について、会社が必要と認めた場合には、事実の確認を行ないまたは会社の指定する医師の診断を求めることがあります。

(管轄裁判所)

第 26 条 この特約における保険金、給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(特約の取消および無効)

第 27 条 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活、復帰または特約保険金額の増額が行なわれた場合は、会社はこの特約(特約保険金額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

② 契約者が保険金または給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に保険金または給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活、復帰または特約保険金額を増額した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(受取人の変更)

第 28 条 特約死亡保険金および特約高度障害給付金の受取人については、主契約の被保険者(この特約に家族特約の保険金等の受取人に関する特約が付加されている場合は契約者)以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

第 29 条 契約者は、遺言によっても、特約死亡保険金および特約高度障害給付金の受取人を、主契約の被保険者(この特約に家族特約の保険金等の受取人に関する特約が付加されている場合は契約者)以外の者に変更することはできません。

(受取人の死亡)

- 第 30 条** 保険金(特約死亡保険金および特約高度障害給付金をいいます。本条において同じ)の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金の受取人とします。
- ② 前項の規定により保険金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により保険金の受取人となった者のうち生存している他の保険金の受取人を保険金の受取人とします。
 - ③ 前2項により保険金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(受取人による特約の存続)

- 第 31 条** 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。
- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に於いて次の各号のすべてを満たす特約死亡保険金または特約高度障害給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 1. 契約者もしくはこの特約の被保険者の親族、またはこの特約の被保険者本人であること
 2. 契約者でないこと
 - ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、特約死亡保険金または特約高度障害給付金の支払事由が生じ、会社が保険金等を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、特約死亡保険金または特約高度障害給付金の受取人に支払います。
 - ④ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第 18 条(特約の払戻金)第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

(時効)

第 32 条 保険金、給付金、責任準備金、解約払戻金もしくは契約者配当金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表 身体障害表

身体障害
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害(視力障害)

(1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合

② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合

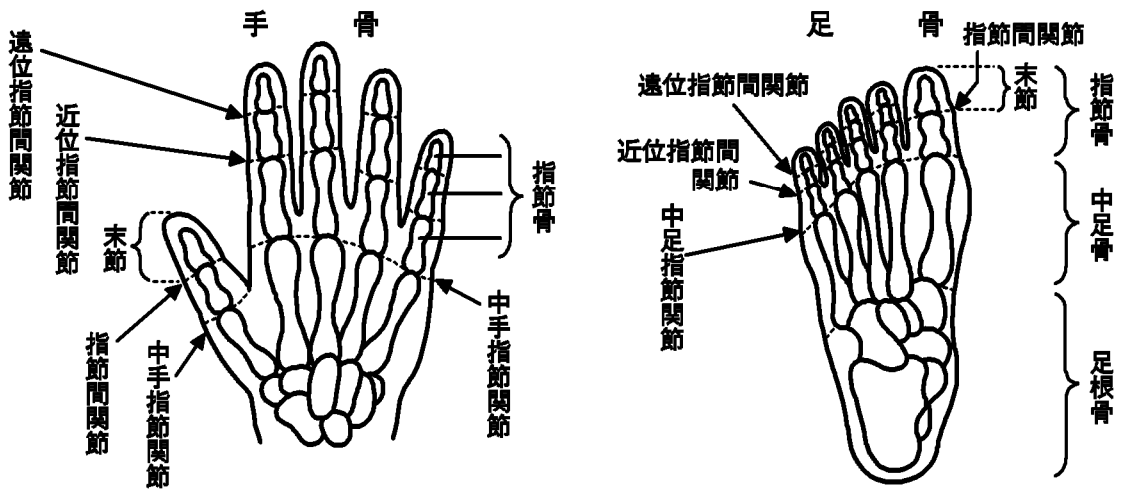
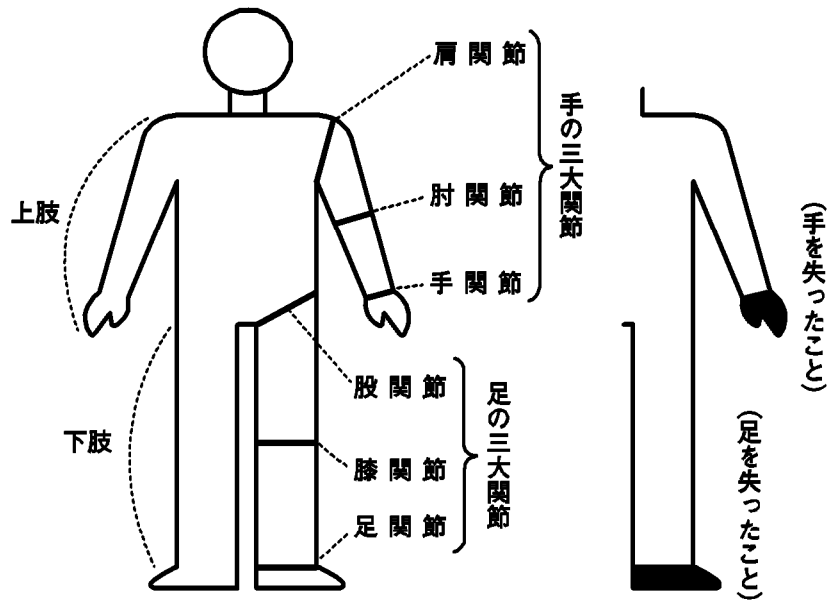
③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

障害の図解



5年ごと利差配当付家族定期保険特約(子型)条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 特約の被保険者の資格の得喪
- 第3条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第4条 特約の失効
- 第5条 保険料の自動貸付
- 第6条 特約の復活
- 第7条 保険金または給付金の支払
- 第8条 同時死亡または高度障害状態の取扱
- 第9条 保険金支払の時期および場所
- 第10条 特約保険料の払込免除
- 第11条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第12条 特約保険金額の増額
- 第13条 特約保険金額の減額
- 第14条 特約の解約
- 第15条 特約の消滅とみなす場合
- 第16条 告知義務違反による解除
- 第17条 重大事由による解除
- 第18条 特約の被保険者の追加加入
- 第19条 特約の被保険者の脱退
- 第20条 特約の払戻金

- 第21条 主契約が払済保険または延長保険に変更された場合の取扱
- 第22条 特約の復帰
- 第23条 契約者配当金
- 第24条 主約款の規定の準用
- 第25条 5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合の特則
- 第26条 5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則
- 第27条 請求手続
- 第28条 管轄裁判所
- 第29条 特約の取消および無効
- 第30条 受取人の変更
- 第31条 遺言による受取人の変更
- 第32条 受取人の死亡
- 第33条 受取人による特約の存続
- 第34条 時効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

別表 身体障害表

5年ごと利差配当付家族定期保険特約(子型)条項

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約の被保険者が死亡したまたは高度障害となったときに、特約死亡保険金または特約高度障害給付金を支払うことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、この特約の被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始の時(以下「責任開始時」といいます。)は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(この特約の被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ④ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(特約の被保険者の資格の得喪)

- 第2条 この特約の被保険者は、この特約の締結の際、主契約の被保険者と同一戸籍にその子として記載されている出生日の翌日から起算して30日以上満年齢20歳未満の者のうち、契約者の申出によって定められた者(以下「子」といいます。)とし、この特約の締結時にこの特約の被保険者の資格を取得します。
- ② 次の各号のいずれかに該当する者は、第18条(特約の被保険者の追加加入)の規定による場合のほかは、この特約の被保険者となることはありません。
 - 1. この特約の締結の際に、前項に規定する子に該当していたがこの特約の被保険者とならなかった者
 - 2. この特約の締結後に前項に規定する子に該当することとなった者
- ③ この特約の締結後、次の各号のいずれかの事由がこの特約の被保険者に生じたときは、その事由に該当した時からこの特約の当該被保険者はこの特約の被保険者としての資格を喪失します。
 - 1. 戸籍上の異動により子に該当しなくなったとき。
 - 2. 子について第3条第2項に規定する保険期間の終期が到来したとき。
 - 3. 子が第7条第1項に規定する高度障害に該当したとき。ただし、特約高度障害給付金が支払われた場合に限りです。
- ④ 前項第1号の規定により、この特約の被保険者としての資格を喪失した者が生じた場合、契約者は、その事実を証する書類を添えて、すみやかに会社に通知してください。

- ⑤ 前項の通知を受けた場合、会社の定める方法により、その被保険者についての責任準備金があるときはこれを支払い、その被保険者が資格を喪失したとき以後の将来の保険料を更正します。
- ⑥ 第3項第2号および第3号の規定により、この特約の被保険者としての資格を喪失した者が生じた場合、その被保険者が資格を喪失したとき以後の将来の保険料を更正します。

(特約の保険期間および保険料の払込)

第3条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の満了する日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により定められた保険料払込期間中に子が満年齢 20 歳に達するときは、その子についての保険期間はこの特約の責任開始時からその子が満年齢 20 歳に達する日の直後の主契約の年単位の契約応当日の前日までの期間とします。
- ③ この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間の範囲内で、会社が定める期間とします。
- ④ この特約の保険料は、前項の保険期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ⑤ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合(第2条第3項の規定により子がこの特約の被保険者の資格を喪失したときを含みます。)には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者(この特約による特約死亡保険金または特約高度障害給付金を支払うときは主契約の被保険者)に払い戻します。
- ⑥ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による特約死亡保険金または特約高度障害給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑦ 前項の未払込保険料の払込については、第11条第2項の規定を準用します。
- ⑧ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- ⑨ 第4項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料がある場合には、その全額を主契約の保険料払込期間中に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- ⑩ 前項の規定にかかわらず、契約者は会社の定める方法により、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定を準用するものとし、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれていないときは、この特約は、その猶予期間の満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第4条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(保険料の自動貸付)

第5条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款に定める保険料の自動貸付の規定を適用します。ただし、主契約に月払に関する特約が付加されている場合には、その特約の定めるところによります。

- ② この特約の保険料の払込方法が一時払のときで、主契約において保険料の自動貸付を行なう場合は、主契約の解約払戻金にこの特約の解約払戻金を加算して取り扱います。

(特約の復活)

第6条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(保険金または給付金の支払)

第7条 この特約において支払う保険金および給付金は次のとおりです。

保険金または給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	名称	支払額	受取人	支払事由に該当しても保険金または給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
1. この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき。	特約死亡保険金	その被保険者について定めた特約保険金額	主契約の被保険者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. この特約の責任開始時(復活もしくは復帰が行なわれた場合の特約または特約保険金額の増額もしくは被保険者の追加加入が行なわれた場合の特約の増額部分もしくは追加加入した被保険者部分については、最後の復活、復帰、特約保険金額の増額またはその被保険者の追加加入の際の責任開始時とします。以下同じ。)の属する日から起算して3年以内の支払事由に該当したこの特約の被保険者の自殺 2. 契約者または主契約の被保険者の故意
2. この特約の被保険者がこの特約の責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病によってこの特約の保険期間中に別表に定める1. から7. までのいずれかの身体障害の状態(以下「高度障害」といいます。)に該当したとき。この場合、この特約の責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態にこの特約の責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病(この特約の責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。)を原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害に該当したときも含まれます。	特約高度障害給付金	その被保険者について定めた特約保険金額	主契約の被保険者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. 支払事由に該当したこの特約の被保険者(以下本条において「当該被保険者」といいます。)の犯罪行為または自殺行為 2. 契約者、主契約の被保険者または当該被保険者の故意または重大な過失

- ② この特約の被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めるときは、第1項の規定を適用して特約死亡保険金を支払います。
- ③ この特約の被保険者が、別表および備考に規定する状態に該当しているにもかかわらず、この特約の保険期間満了時に、その回復の見込がないことが明らかでないことにより、その時点では、特約高度障害給付金が支払われない場合においても、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときには、特約高度障害給付金を支払います。
- ④ 同一被保険者が高度障害になった後に死亡した場合、会社は、当該被保険者について特約高度障害給付金または特約死亡保険金のいずれかを支払い、特約高度障害給付金および特約死亡保険金を重複して支払うことはありません。
- ⑤ 特約死亡保険金または特約高度障害給付金が支払われた場合は、その被保険者が死亡または高度障害状態になった時から当該被保険者を除き、将来の保険料を更正します。ただし、当該被保険者以外に被保険者がいないときは、この特約は消滅します。
- ⑥ 第1項の規定によって特約死亡保険金を支払わない場合は、会社はこの特約の責任準備金(会社の定める方法によって計算されるこの特約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)を契約者に払い戻します。ただし、契約者の故意による場合には払い戻しません。
- ⑦ 戦争その他の変乱によって死亡または高度障害になったこの特約の被保険者の数の増加が、この特約の計算基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、特約死亡保険金または特約高度障害給付金の全額を支払わないかまたはその金額を削減して支払うことがあります。
- ⑧ 次の各号のいずれかに該当する場合には、この特約の被保険者がこの特約の責任開始時前に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に特約高度障害給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
 - 1. その疾病について、この特約の締結、復活、復帰、特約保険金額の増額または被保険者の追加加入の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - 2. その疾病について、この特約の責任開始時前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(同時死亡または高度障害状態の取扱)

第8条 この特約の被保険者と主契約の被保険者が死亡したまたは高度障害状態となり、かつ、その死亡したまたは高度障害状態になった時が異なっている事実について十分な証明が得られないときは、この特約の被保険者が先に死亡したまたは高度障害状態になったものとして取り扱います。

(保険金支払の時期および場所)

第9条 この特約の保険金(特約死亡保険金および特約高度障害給付金をいいます。本条において同じ)は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

② 保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から保険金請求時まで(会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

1. 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
2. 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第17条(重大事由による解除)第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、主契約の被保険者、この特約の被保険者もしくは保険金の受取人の特約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する特約の締結時から保険金請求時までにおける事実

③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。

1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 180日
4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、主契約の被保険者、この特約の被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日

④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、主契約の被保険者、この特約の被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、保険金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約保険料の払込免除)

第10条 会社は、主契約について保険料の払込免除が行なわれた場合には、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第11条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による特約死亡保険金または特約高度障害給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約保険金額の増額)

第12条 契約者は、この特約の締結後、この特約の被保険者の同意および会社の承諾を得て、将来に向かって、この特約の被保険者について定めた特約保険金額を増額することができます。

② 会社が特約保険金額の増額を承諾したときは、契約者は、会社の指定した日までに、その増額分に対する会社の定める方法により計算した金額を払い込むことを要します。

③ 会社が特約保険金額の増額を承諾した場合には、次の時から増額分の責任を負います。

1. 会社が特約保険金額の増額を承諾した後に前項に規定する金額を受け取ったとき。
前項に規定する金額を受け取った時

2. 前項に規定する金額を受け取った後に会社が特約保険金額の増額を承諾したとき。

前項に規定する金額を受け取った時(この特約の被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)

(特約保険金額の減額)

第13条 契約者は、会社所定の範囲内でこの特約保険金額を減額することができます。

- ② 前項の規定によって、特約保険金額が減額された場合には、その減額分だけこの特約が解約されたものとして取り扱います。

(特約の解約)

第14条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の消滅とみなす場合)

第15条 主契約が次の各号のいずれかに該当したときには、その時にこの特約は消滅したものとみなします。

1. 払済保険または延長保険に変更されたとき。
 2. 解約その他の事由によって消滅したとき。
- ② 第2条(特約の被保険者の資格の得喪)第3項の規定によってすべての子がこの特約の被保険者の資格を喪失したときには、その時にこの特約は消滅したものとみなします。

(告知義務違反による解除)

第16条 この特約の締結、復活、復帰、特約保険金額の増額または被保険者の追加加入の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち、会社がこの特約の被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約(特約保険金額の増額または被保険者の追加加入の場合には、その際の増額部分または追加加入した被保険者部分以下本条において同じ)を解除することができます。
- ③ 特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
1. 会社が、特約の締結、復活、復帰、特約保険金額の増額または被保険者の追加加入の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
 2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき。
 5. この特約が、当該被保険者について定めたこの特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、当該被保険者について定めたこの特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、この特約の被保険者が解除の原因となる事実により高度障害になったときを除きます。
- ⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
- ⑥ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第17条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、この特約の被保険者(特約死亡保険金の場合はこの特約の被保険者を除きます。)または保険金の受取人がこの特約の保険金(特約死亡保険金、特約高度障害給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
2. この特約の保険金の請求に関し、保険金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
3. 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
4. 契約者、この特約の被保険者または保険金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること

- (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、この特約の被保険者もしくは保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、この特約の被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払または保険料の払込の免除をしません。すでに特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
 - ③ 本条の特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、会社は、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者に解除の通知をします。

(特約の被保険者の追加加入)

第 18 条 契約者は、主契約の被保険者と同一戸籍にその子として記載されている出生日の翌日から起算して 30 日以上満年齢 20 歳未満の者のうち、この特約の被保険者となっていない者について、その者の同意を得た上で、会社の定める範囲内で、新たにこの特約の被保険者とする追加加入の申込をすることができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの事由に該当する場合には、特約の被保険者の追加加入は取り扱いません。
 - 1. 追加加入後におけるこの特約の被保険者の人数が会社の定める人数をこえるとき。
 - 2. この特約の残余保険期間が1年に満たないとき。
 - 3. この特約の保険料の払込が免除されているとき。
 - 4. 主契約の保険料払込期間が満了しているとき。
- ③ 特約の被保険者の追加加入を承諾した場合には、会社は、その被保険者について次の各号のいずれかに該当した時からこの特約上の責任を負います。
 - 1. 会社がこの特約の被保険者の追加加入を承諾した後に、その被保険者についての第1回保険料を受け取った場合には、その第1回保険料を受け取った時
 - 2. その被保険者の第1回保険料相当額を受け取った後に、会社がその被保険者の追加加入を承諾した場合には、その被保険者の第1回保険料相当額を受け取った時(その被保険者に関する告知の前に受け取った場合にはその告知の時)
- ④ 追加加入した被保険者についての保険期間は、前項に規定する責任開始の日からこの特約の保険期間の満了する日までとします。

(特約の被保険者の脱退)

第 19 条 契約者は、いつでも、将来に向かってこの特約の被保険者の一部の者を脱退させることができます。

- ② 前項の規定による特約の被保険者の脱退が行なわれた場合は、会社は、この特約の解約払戻金のうちその被保険者についての部分があるときは、これを契約者に支払います。

(特約の払戻金)

第 20 条 特約の失効(第4条)、解約(第14条)または解除(第16条および第17条)の場合には、会社は、保険料一時払の特約についてはその経過した年月数により計算した解約払戻金を契約者に払い戻します。

- ② 第14条の規定により支払われる解約払戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- ③ 第15条第1項第2号の規定によって特約の消滅とみなす場合には、第1項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の保険金、高度障害給付金または責任準備金を支払う場合には、この特約の責任準備金を契約者に払い戻します。

(主契約が払済保険または延長保険に変更された場合の取扱)

第 21 条 主契約が払済保険または延長保険に変更された場合には、前条の規定によるこの特約の解約払戻金を主契約の解約払戻金に加えます。

(特約の復帰)

第 22 条 払済保険または延長保険に変更された主契約について、原保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第15条の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとして扱います。

- ② 会社が、前項の規定によって請求された特約の復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

(契約者配当金)

第 23 条 この特約の契約者配当金は、会社の定める方法により主約款の契約者配当金に関する規定を準用して支払います。

(主約款の規定の準用)

第 24 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合の特則)

第 25 条 この特約を5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合には、次の各号に定めるところにより取り扱います。

1. この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主契約とともにこの特約も更新されるものとします。
2. 更新後のこの特約の特約保険金額は、更新前の特約保険金額と同額とします。
3. 第1号の規定によりこの特約が更新された場合に、第7条(保険金または給付金の支払)および第10条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則)

第 26 条 この特約を5年ごと利差配当付終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるところにより取り扱います。

1. この特約の保険期間および保険料の払込については、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間は、第3条第1項の規定にかかわらず、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - (3) 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、第3条第9項および第10項の規定を準用します。
2. 第15条第1項第1号、第21条および第22条第1項中「払済保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。

(請求手続)

第 27 条 この特約に基づく支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類	会社所定の請求書	保険証券	最終の保険料領収証	印鑑証明書		戸籍抄本		会社所定の診断書・証明書	その他の書類
					契約者	受取人	この特約の当該被保険者	受取人		
1	特約死亡保険金の支払	○	○	○		○	○	○	○	
2	特約高度障害給付金の支払	○	○	○		○	○	○	○	
3	解約払戻金の支払	○	○	○	○					
4	責任準備金の支払	○	○	○	○					
5	特約保険金額の増額	○	○	○	○					会社所定の告知書
6	特約保険金額の減額	○	○	○	○					
7	特約の被保険者の追加加入	○	○	○						会社所定の告知書
8	特約の被保険者の脱退	○	○	○						

② 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

③ 第1項の4、5および7の請求について、会社が必要と認めた場合には、事実の確認を行ないまたは会社の指定する医師の診断を求めることがあります。

(管轄裁判所)

第 28 条 この特約における保険金、給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(特約の取消および無効)

第 29 条 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活、復帰、特約保険金額の増額または被保険者の追加加入が行なわれた場合は、会社はこの特約(特約保険金額の増額または被保険者の追加加入の場合には、その際の増額部分または追加加入した被保険者部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

② 契約者が保険金または給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に保険金または給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活、復帰、特約保険金額を増額または被保険者の追加加入をした場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(受取人の変更)

第 30 条 特約死亡保険金および特約高度障害給付金の受取人については、主契約の被保険者(この特約に家族特約の保険金等の受取人に関する特約が付加されている場合は契約者)以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

第 31 条 契約者は、遺言によっても、特約死亡保険金および特約高度障害給付金の受取人を、主契約の被保険者(この特約に家族特約の保険金等の受取人に関する特約が付加されている場合は契約者)以外の者に変更することはできません。

(受取人の死亡)

第 32 条 保険金(特約死亡保険金および特約高度障害給付金をいいます。本条において同じ)の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金の受取人とします。

② 前項の規定により保険金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により保険金の受取人となった者のうち生存している他の保険金の受取人を保険金の受取人とします。

③ 前2項により保険金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(受取人による特約の存続)

第 33 条 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1か月を経過した日に効力を生じます。

② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次回の各号のすべてを満たす特約死亡保険金または特約高度障害給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

1. 契約者もしくはこの特約の被保険者の親族、またはこの特約の被保険者本人であること

2. 契約者でないこと

③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、特約死亡保険金または特約高度障害給付金の支払事由が生じ、会社が保険金等を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、特約死亡保険金または特約高度障害給付金の受取人に支払います。

④ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第 20 条(特約の払戻金)第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1か月を経過した日」と読み替えて、適用します。

(時効)

第 34 条 保険金、給付金、責任準備金、解約払戻金もしくは契約者配当金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表 身体障害表

身体障害
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害(視力障害)

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

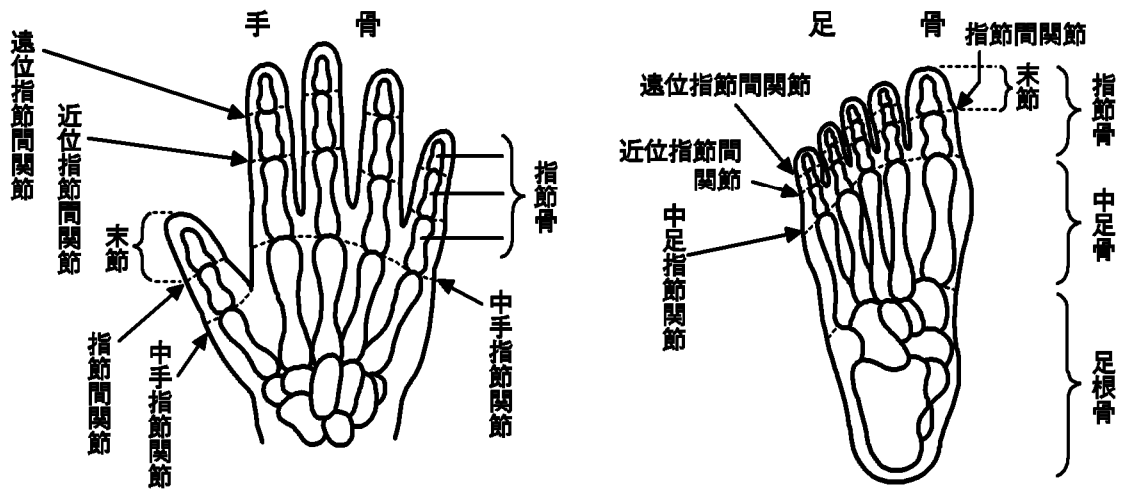
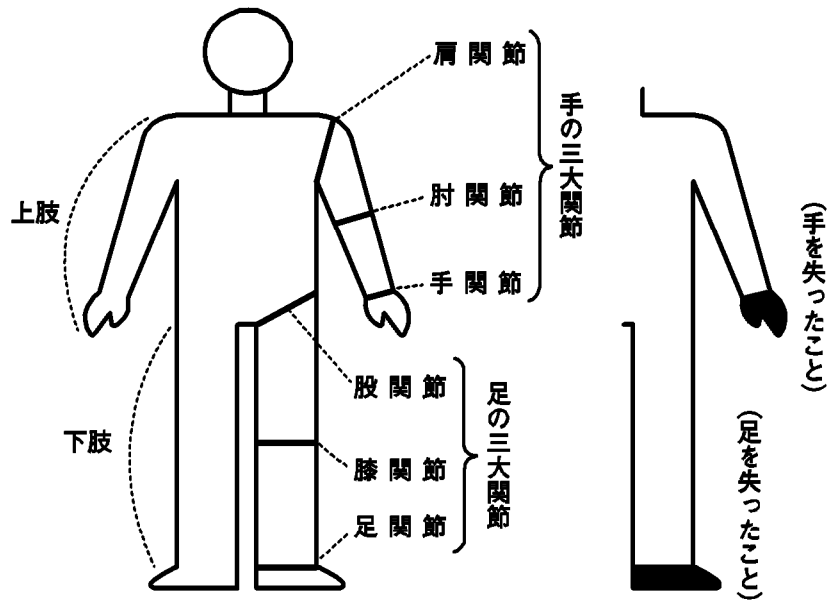
3. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

障害の図解



リビング・ニーズ特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 保険金の支払
- 第3条 保険金を支払わない場合
- 第4条 特約の取消および無効
- 第5条 告知義務および告知義務違反
- 第6条 重大事由による解除
- 第7条 保険金支払の時期および場所
- 第8条 特約の失効
- 第9条 特約の復活
- 第10条 特約の消滅とみなす場合
- 第11条 特約の解約
- 第12条 特約の解約払戻金
- 第13条 特約の復帰
- 第14条 指定代理請求人の変更
- 第15条 受取人の変更
- 第16条 遺言による受取人の変更
- 第17条 受取人による主契約の存続
- 第18条 契約者配当金
- 第19条 請求手続
- 第20条 時効
- 第21条 管轄裁判所
- 第22条 主約款の規定の準用
- 第23条 主契約に定期保険特約等が付加されている場合の特則
- 第24条 新定期保険、5年ごと利差配当付定期保険または無配当定期保険に付加した場合の特則

- 第25条 特定疾病保障定期保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険、無配当特定疾病保障定期保険、特定疾病保障終身保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険および無配当特定疾病保障終身保険に付加した場合の特則
- 第26条 新終身年金保険に付加した場合の特則
- 第27条 主契約の払済増加保険、終身買増保険または生存買増保険の取扱
- 第28条 主契約に特別条件付取扱特約が付加されている場合の特則
- 第29条 主契約に質権が設定される場合の特則
- 第30条 主契約に5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約、無配当特定疾病保障定期保険特約、無配当ガン収入保障特約、無配当特定疾病収入保障特約または無配当特定疾病保障付解約払戻金抑制型終身保険特約(USドル建)が付加されている場合の特則
- 第31条 無配当収入保障保険に付加した場合の特則
- 第32条 無配当通減定期保険に付加した場合の特則
- 第33条 主契約にガン割増保障特約が付加された無配当新増定期保険特約が付加されている場合の特則
- 第34条 積立利率変動型介護保障付終身保険に付加した場合の特則
- 第35条 積立利率変動型一時払終身保険(USドル建・円建)に付加した場合の特則

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

リビング・ニーズ特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者の余命が6カ月以内と判断されたときに、死亡保険金額の全部または一部を被保険者に支払うことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の締結の際、会社の定める範囲内で、主契約の被保険者(以下「被保険者」といいます。)の同意を得て保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出により主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、被保険者の同意を得て契約者から申出があった場合、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始時は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、承諾の日とします。
- ④ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(保険金の支払)

第2条 会社は、被保険者の余命が6カ月以内と判断される場合に、会社の定める範囲内で、主契約の死亡保険金額の一部または全部(以下「この特約の保険金」といいます。)を被保険者に支払います。ただし、主契約において契約者および死亡保険金受取人が法人の場合には、会社の定める範囲内で、この特約の保険金を法人に支払うことができます。

- ② 被保険者は、第19条(請求手続)に規定する必要書類を提出して、前項の保険金を請求して下さい。ただし、この特約の保険金の請求日(第19条に定める請求書類が会社に到達した日をいいます。以下同じ。)が主契約の保険期間の満了前1年以内である場合には会社はこの特約の保険金を支払いません。
- ③ 被保険者がこの特約による保険金を請求できない特別な事情があるときは、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第14条(指定代理請求人の変更)の規定により変更した次の者(以下「指定代理請求人」といいます。)が、第19条(請求手続)に規定する必要書類および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、会社の承諾を得て、この特約の保険金の受取人の代理人としてこの特約の保険金の請求をすることができます。ただし、この特約の保険金の受取人が法人である場合を除きます。
 1. 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 2. 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- ④ 前項の規定により、会社がこの特約の保険金を受取人の代理人に支払った場合には、その後この特約の保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ⑤ 主契約の保険金の全部が支払われた場合、この特約の保険金の請求日にさかのぼって主契約は消滅します。また、主契約の保険金の一部が支払われた場合、請求保険金額と同額の主契約の保険金額が請求日にさかのぼって減額されたものとして取り扱います。ただし、その消滅分または減額分に解約払戻金があってもこれを支払いません。この場合、この特約の保険金の支払日以降、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める死亡保険金または高度障害給付金(以下「主約款に定める保険金」といいます。)の請求を受けても、本条により支払った保険金額については支払いません。
- ⑥ この特約の保険金の支払がなされる前に主約款に定める保険金の請求を受けた場合には、この特約の保険金の請求がなかったものとして取り扱い、この特約の保険金を支払いません。
- ⑦ 主約款に定める保険金支払請求を受け、その保険金が支払われるときは、その後、この特約の保険金を支払いません。
- ⑧ この特約の保険金の支払に際しては、会社の定める方法により計算した、この特約の保険金の請求日から6カ月間の請求保険金額に対応する利息および保険料を、また、主約款に規定する貸付金がある場合には、その元利合計額を差し引いて支払います。
- ⑨ 主契約の保険金の全部が支払われたときに、主契約に他の特約が付加されている場合、各特約はこの特約の保険金の請求日にさかのぼって消滅します。ただし、消滅する特約に解約払戻金があってもこれを支払いません。なお、災害入院特約、無配当災害入院特約、疾病入院特約、無配当疾病入院特約、成人病入院特約、無配当成人病入院特約、女性医療特約、無配当女性医療特約、通院特約、無配当通院特約、家族災害入院特約、無配当家族災害入院特約、家族疾病入院特約、無配当家族疾病入院特約、家族通院特約および無配当家族通院特約の消滅分については、各特約に規定する特約の保険期間満了の規定を準用します。また、主契約の保険金の一部が支払われた場合には、各特約は減額の取扱をせずに継続するものとします。

(保険金を支払わない場合)

第3条 次のいずれかの事由によって被保険者が前条第1項の規定に該当したときは、この特約の保険金を支払いません。

1. 契約者、被保険者または指定代理請求人の故意
 2. 被保険者の犯罪行為
 3. 戦争その他の変乱
- ② 前項の規定にかかわらず、戦争その他の変乱によって前条第1項の規定に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、この特約の保険金の全額を支払い、または削減して支払うことがあります。

(特約の取消および無効)

第4条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活または復帰が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。

- ② 契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活または復帰した場合は、その特約は無効とします。

(告知義務および告知義務違反)

第5条 この特約の締結、復活または復帰の際、支払事由の発生に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関し書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ③ この特約の保険金の支払事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、この特約の保険金の支払をすでに行なっていたときでも、その返還を請求します。ただし、被保険者が支払事由に該当したことが解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
 1. 会社が、特約の締結、復活または復帰の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったと

き

2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき
 5. この特約が、この特約の責任開始時の属する日から起算して2年をこえて有効に継続したとき
- ⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
- ⑥ この特約の告知義務違反による解除の通知については、主約款の告知義務違反による解除に関する規定を準用します。ただし、正当な理由によって契約者または被保険者のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

(重大事由による解除)

第6条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者またはこの特約の保険金の受取人がこの特約の保険金を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. この特約の保険金の請求に関し、この特約の保険金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 4. 契約者、被保険者またはこの特約の保険金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者またはこの特約の保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくはこの特約の保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者またはこの特約の保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② この特約の保険金の支払事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による、保険金の支払をしません。すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- ③ この特約の重大事由による解除の通知については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。ただし、正当な理由によって契約者または被保険者のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

(保険金支払の時期および場所)

第7条 この特約の保険金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② 保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から保険金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
1. 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、前条第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者もしくは被保険者の特約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する特約の締結時から保険金請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 180日

4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者または被保険者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または指定代理請求人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、保険金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約の失効)

第8条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(特約の復活)

第9条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。

- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の消滅とみなす場合)

第10条 次の各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅したものとみなします。

1. 第2条(保険金の支払)に規定するこの特約の保険金を支払ったとき。
2. 主契約が延長保険に変更されたとき。
3. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。

(特約の解約)

第11条 契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合には、第19条(請求手続)に規定する必要書類を提出して下さい。

(特約の解約払戻金)

第12条 この特約に対する解約払戻金はありません。

(特約の復帰)

第13条 主契約の復帰請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復帰の請求があったものとします。

- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用して、この特約の復帰の取扱をします。

(指定代理請求人の変更)

第14条 契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。

- ② 前項の場合、保険証券に表示を受けてからでなければ会社に対して効力を生じません。

(受取人の変更)

第15条 この特約の保険金の受取人については、第2条(保険金の支払)第1項に定める被保険者または法人とし、その範囲内で、この特約の保険金の支払事由が発生するまでは、会社に対する通知により、この特約の保険金の受取人を変更することができます。この場合、この特約の保険金の受取人を法人に変更するときは、被保険者の同意を得るものとします。

- ② 第1項の通知が会社に到達した場合には、この特約の保険金の受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、当該通知が会社に到達する前に変更前のこの特約の保険金の受取人に特約の保険金を支払ったときは、その支払後に変更後のこの特約の保険金の受取人から特約の保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

(遺言による受取人の変更)

第16条 契約者は、遺言によっても、この特約の保険金の受取人を、被保険者以外の者に変更することはできません。

(受取人による主契約の存続)

第17条 契約者以外の者で主契約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による主契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1か月を経過した日に効力を生じます。

- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時においてこの特約の保険金の受取人である被保険者は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
- ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、この特約の保険金の支払事由が生じ、会社が保険金等を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額があるときは、この特約の保険金の受取人に支払います。

(契約者配当金)

第18条 この特約に対しては、契約者配当金はありません。

(請求手続)

第19条 この特約にもとづく支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

	項目	提出書類
1	保険金の請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (4) 被保険者の印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終保険料の払込を証する書類
2	保険金の指定代理請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者および指定代理請求人の戸籍謄本 (4) 指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 (5) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (6) 保険証券 (7) 最終保険料の払込を証する書類
3	解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券
4	指定代理請求人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の同意書 (3) 保険証券

② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

③ 第1項の2の請求について、会社が必要と認めた場合には、事実の確認を行ないまたは会社の指定する医師の診断を求めることがあります。

(時効)

第20条 この特約の保険金を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第21条 この特約の保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第22条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(主契約に定期保険特約等が付加されている場合の特則)

第23条 定期保険特約、5年ごと利差配当付定期保険特約、無配当定期保険特約、無配当解約払戻金抑制型終身保険特約、無配当解約払戻金抑制型終身保険特約(USドル建)、無配当特定疾病保障付解約払戻金抑制型終身保険特約(USドル建)、通増定期保険特約、5年ごと利差配当付通増定期保険特約、無配当通増定期保険特約、無配当新通増定期保険特約、無配当通減定期保険特約、養老保険特約、生存給付金付定期保険特約、無配当生存給付金付定期保険特約、5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障保険特約、無配当重度慢性疾患保障保険特約、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約または無配当特定疾病保障定期保険特約(以下「定期保険特約等」といいます。)が主契約に付加されている場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。ただし、主契約に付加されている定期保険特約等について、各特約の保険期間の満了(各特約条項の規定により特約が更新される場合を除きます。)前1年間は、本特則を適用しません。

1. 第2条(保険金の支払)第1項に定める主契約の死亡保険金額は、主契約の死亡保険金額に定期保険特約等の死亡保険金額を合算した額とします。ただし、合算する無配当通減定期保険特約の死亡保険金額はこの特約の保険金請求日から6カ月経過後の最初に到来する月単位の応当日における死亡保険金額とします。
 2. 契約者より別段の申出がない限り、この特約の保険金の請求があった場合には、第2条第1項の規定にかかわらず、主契約および定期保険特約等の請求日の死亡保険金額のそれぞれの割合に応じてこの特約の保険金を支払うものとします。
 3. 第2条第5項ないし第8項の規定は本条の場合に適用します。
- ② 自動更新付生存給付特約、5年ごと利差配当付自動更新付生存給付特約または無配当自動更新付生存給付特約が主契約に付加されている場合で、第2条第5項の規定により、主契約の保険金の一部が支払われて主契約の保険金額が減額される場合には、第2条第9項の規定にかかわらず、主契約の減額に応じて、自動更新付生存給付特約、5年ごと利差配当付自動更新付生存給付特約または無配当自動更新付生存給付特約の生存給付金額も同じ割合で減額されるものとします。この場合、その減額分に解約払戻金があってもこれを支払いません。
- ③ 主契約に5年ごと利差配当付年金払定期保険特約、無配当年金払定期保険特約、無配当収入保障特約、無配当ガン収入保障特約または無配当特定疾病収入保障特約が付加されている場合には、第2条にかかわらず、この特約の保険金

として主契約の保険金の全額を支払うことはできません。

(新定期保険、5年ごと利差配当付定期保険または無配当定期保険に付加した場合の特則)

第24条 この特約を新定期保険、5年ごと利差配当付定期保険または無配当定期保険に付加した場合には、次の各号に定めるところにより取り扱います。

1. 主契約の更新の際に別段の申出がないときは、この特約も主約款の規定に準じて同時に更新するものとします。
2. 前号の規定によってこの特約が更新された場合、第2条(保険金の支払)の規定を適用するときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続しているものとして取り扱います。
3. 主契約が更新される場合には、第2条第2項中、「保険期間の満了前1年以内」とあるのを「保険期間の満了(保険契約の更新の規定により更新される場合を除きます。)前1年以内」に読み替えます。

(特定疾病保障定期保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険、無配当特定疾病保障定期保険、特定疾病保障終身保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険および無配当特定疾病保障終身保険に付加した場合の特則)

第25条 この特約を特定疾病保障定期保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険、無配当特定疾病保障定期保険、特定疾病保障終身保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険または無配当特定疾病保障終身保険に付加した場合には、次の各号に定めるところにより取り扱います。

1. 第2条(保険金の支払)第5項中、「死亡保険金または高度障害給付金(以下「主約款に定める保険金」といいます。)」とあるのを「死亡保険金、高度障害給付金または特定疾病給付金(以下「主約款に定める保険金」といいます。)」に読み替えます。
2. 第2条第3項および第14条(指定代理請求人の変更)の規定にかかわらず、この特約の指定代理請求人は主契約の指定代理請求人となります。
3. 特定疾病保障定期保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険または無配当特定疾病保障定期保険の更新の際に別段の申出がないときは、この特約も主約款の規定に準じて同時に更新するものとします。
4. 前号の規定によってこの特約が更新された場合、第2条の規定を適用するときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続しているものとして取り扱います。
5. 第3号の規定によって主契約が更新される場合には、第2条第2項中「保険期間の満了前1年以内」とあるのを「保険期間の満了(保険契約の更新の規定により更新される場合を除きます。)前1年以内」に読み替えます。

(新終身年金保険に付加した場合の特則)

第26条 この特約を新終身年金保険に付加する場合には、定期保険特約、増定期保険特約または養老保険特約の付加を要するものとし、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. 新終身年金保険の死亡給付金は、第2条(保険金の支払)第1項に定める主契約の死亡保険金には含めません。
2. 第10条(特約の消滅とみなす場合)中、第2号を削除し、以下1号繰り上げます。

(主契約の払済増加保険、終身買増保険または生存買増保険の取扱)

第27条 主契約(新定期保険を除きます。)に払済増加保険、終身買増保険または生存買増保険がある場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. 払済増加保険または終身買増保険がある場合
 - (1) 第2条(保険金の支払)第1項に定める主契約の死亡保険金額は、主契約の死亡保険金額に払済増加保険または終身買増保険の死亡保険金額を合算した額とします。
 - (2) 契約者より別段の申出がない限り、この特約の保険金の請求があった場合には、第2条第1項の規定にかかわらず主契約および払済増加保険または終身買増保険の請求日の保険金額のそれぞれの割合に応じて、この特約の保険金を支払うものとします。
 - (3) 第2条第5項ないし第8項の規定は本号の場合に適用します。
2. 生存買増保険がある場合
 - (1) 第2条第9項の規定により、主契約の保険金の全部が支払われて主契約が消滅する場合には、生存買増保険は消滅します。ただし、生存買増保険に解約払戻金があってもこれを支払いません。
 - (2) 第2条第5項の規定により、主契約の保険金の一部が支払われて主契約の保険金額が減額される場合には、主契約の減額に応じて生存買増保険の保険金額が減額されます。ただし、その減額分に解約払戻金があってもこれを支払いません。

(主契約に特別条件付取扱特約が付加されている場合の特則)

第28条 特別条件付取扱特約が主契約に付加されていて、その条件が保険金の削減支払の場合には、この特約の保険金は、この特約の保険金に請求日における削減割合を乗じた金額を支払います。

(主契約に質権が設定される場合の特則)

第29条 主契約に質権が設定される場合にはこの特約は締結できないものとします。

② この特約締結後、主契約に質権が設定された場合には、この特約は消滅するものとします。

(主契約に5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約、無配当特定疾病保障定期保険特約、無配当ガン収入保障特約、無配当特定疾病収入保障特約または無配当特定疾病保障付解約払戻金抑制型終身保険特約(USドル建)が付加されている場合の特則)

第30条 この特約の付加された主契約に5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約、無配当特定疾病保障定期保険特約、無配当ガン収入保障特約、無配当特定疾病収入保障特約または無配当特定疾病保障付解約払戻金抑制型終身保険特約(USドル建)(以下、本条において「他の特約」といいます。)が付加されている場合で、指定代理請求人を指定するときは、この特約と他の特約の指定代理請求人は同一とします。指定代理請求人が変更される場合も同様とします。ただし、特約年金支払中の無配当ガン収入保障特約および無配当特定疾病収入保障特約の指定代理請求人についてはこの限りではありません。

(無配当収入保障保険に付加した場合の特則)

第31条 この特約を無配当収入保障保険に付加した場合には、第2条(保険金の支払)第1項にかかわらず、この特約の保険金に主契約の収入保障年金は含みません。

② 主契約に付加された定期保険特約等の保険金が全部支払われた場合、主契約の年金支払満了日に主契約は消滅します。ただし、収入保障年金の一時払を行なうときは、収入保障年金の一時支払のときに主契約は消滅します。

(無配当通減定期保険に付加した場合の特則)

第32条 主契約の死亡保険金額は、この特約の保険金請求日から6カ月経過後の最初に到来する月単位の応当日における死亡保険金額とします。

(主契約にガン割増保障特約が付加された無配当新通増定期保険特約が付加されている場合の特則)

第33条 ガン割増保障特約のガン死亡保険金額は、この特約の特約保険金の支払対象には含みません。

② 第2条(保険金の支払)第5項および第23条(主契約に定期保険特約等が付加されている場合の特則)第1項により、無配当新通増定期保険特約の特約基本保険金額が減額された場合でも、ガン割増保障特約のガン死亡保険金額およびガン高度障害給付金額は無配当新通増定期保険特約の特約基本保険金額が減額されなかったものとして取り扱います。

(積立利率変動型介護保障付終身保険に付加した場合の特則)

第34条 この特約を積立利率変動型介護保障付終身保険に付加した場合には、次の各号に定めるところにより取り扱います。

1. 第2条(保険金の支払)第1項中、「死亡保険金額」とあるのを「基本保険金額」に、第5項中、「保険金額」とあるのを「基本保険金額」に、「死亡保険金または高度障害給付金(以下「主約款に定める保険金」といいます。)」とあるのを「死亡保険金、高度障害給付金または介護一時金(以下「主約款に定める保険金」といいます。)」に読み替えます。
2. 第2条第5項の規定により、主契約の基本保険金額の全部または一部が支払われる場合に、主契約に増加保険金があるときは、主契約の基本保険金額が支払われた割合に応じて、この特約の保険金の請求日における増加保険金額をあわせて支払います。この場合、増加保険金額は、支払われた金額分だけ、この特約の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
3. 第28条(主契約に特別条件付取扱特約が付加されている場合の特則)の削減割合を乗じる保険金に、主契約の増加保険金は含まないものとします。

(積立利率変動型一時払終身保険(USドル建・円建)に付加した場合の特則)

第35条 この特約を積立利率変動型一時払終身保険(USドル建・円建)に付加した場合には、次の各号に定めるところにより取り扱います。

1. 第2条(保険金の支払)第1項中「死亡保険金額」とあるのを「基本保険金額」に、第5項中「保険金額」とあるのを「基本保険金額」に読み替えます。
2. 第2条(保険金の支払)第5項の規定により、主契約の基本保険金額の全部または一部が支払われる場合に、主契約に増加保険金があるときは、主契約の基本保険金額が支払われた割合に応じて、この特約の保険金の請求日における増加保険金額をあわせて支払います。この場合、増加保険金額は、支払われた金額分だけ、この特約の請求日にさかのぼって消滅したものとします。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

5年ごと利差配当付終身保険移行特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、5年ごと利差配当付終身保険に付加されている5年ごと利差配当付定期保険特約等会社の定める特約(以下「移行する特約」という。)の全部または一部を、5年ごと利差配当付終身保険に移行することを主な内容とするものです。

(特約の締結)

第1条 この特約は、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、5年ごと利差配当付終身保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、移行する特約とあわせて主契約に付加して締結します。

- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(移行する特約を主契約に移行する場合の取扱)

第2条 契約者は、会社の定める範囲内で、被保険者の同意を得て、被保険者の健康状態にかかわらず、主契約に付加されている移行する特約の保険金額または保険金換算額の範囲内で、移行する特約の全部または一部を主契約に移行すること(以下「移行」といいます。)ができます。この場合、主契約の保険金額の増額として取り扱います。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、移行の取扱を行いません。

1. 移行する特約の保険料が払込免除になっているとき。
2. 第4項に規定する移行日における被保険者の契約年齢が会社の定める範囲を超えるとき。
3. 第4項に規定する移行日から主契約の保険料払込期間満了時までの期間が会社の定める期間に満たないとき。
4. 第4項に規定する移行日が移行する特約の締結の日から起算して2年以内であるとき。
5. 主契約または移行する特約に特別条件付取扱特約が付加されているとき。
- ② 会社が移行の請求を承諾した場合には、契約者は、会社の指定した日までに、移行による主契約の保険金額の増額分に対する会社の定める方法により計算した金額を払い込むことを要します。
- ③ 会社は、前項に規定する金額を受け取った時から移行による主契約の保険金額の増額分の責任を負います。
- ④ 前項に規定する移行による主契約の保険金額の増額分の責任開始の日を移行日とします。
- ⑤ 移行が行なわれた場合には、移行する特約は、移行日の前日に解約(移行する特約の一部を移行するときは、その部分に対応する保険金額または保険金換算額を減額)されたものとします。ただし、移行日が移行する特約の更新の日の場合には、移行する特約は、その更新の日の前日に保険期間が満了して消滅したものとします。
- ⑥ 移行が行なわれた場合には、移行による主契約の保険金額の増額分について次のいずれかの事由が生じたときは、それぞれ規定するところにより取り扱います。
 1. 被保険者が移行する特約の責任開始時の属する日から起算して1年以上経過し、かつ、移行日から起算して2年以内に自殺したとき。
5年ごと利差配当付終身保険普通保険約款(以下「主約款」といいます。)第2条(保険金および給付金の支払)第1項の規定にかかわらず、死亡保険金を支払わない場合の規定は適用しません。
 2. 被保険者が移行する特約の責任開始時以後移行日前に発生した傷害または発病した疾病により、主約款に規定する高度障害になったとき。
移行日以後に発生した傷害または発病した疾病により主約款に規定する高度障害になったものとして、主約款第2条(保険金および給付金の支払)第1項の規定を適用します。
- ⑦ 被保険者が移行する特約の責任開始時以後移行日前に発生した傷害により主約款に規定する保険料の払込免除事由に該当したときは、移行はなかったものとして取り扱います。

第3条 この特約のみの解約はできません。

第4条 移行による主契約の保険金額の増額分については、主約款の規定を適用します。

保険料口座振替特約条項

(特約の適用)

第1条 この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に、当該保険契約に適用します。

② この特約を適用する保険契約は、次のすべての条件を満たすことを要します。

1. 保険契約者の指定する口座(以下「指定口座」といいます。)が、会社と保険料の口座振替の取扱を提携している金融機関等(以下「提携金融機関等」といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。)に設置してあること
2. 保険契約者が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の口座(提携金融機関等が、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等の場合には、当該委託機関の口座)へ保険料の口座振替(以下「保険料口座振替」といいます。)を委託すること
3. 保険料が会社の定める金額以上であること

(契約日の特例)

第2条 この特約の適用される月払の保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、第1回保険料相当額を受け取った日(被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の日。以下同じ。)の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。ただし、第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時)から契約日の前日までの間に発生した保険事故に対しても保険契約上の責任を負います。

② 前項ただし書の保険事故が発生した場合には、第1回保険料相当額を受け取った日を契約日として年齢の再計算を行ない、保険料に過不足があれば支払金額と精算します。

(保険料率)

第3条 この特約を適用する月払契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

② 前項の規定にかかわらず、災害倍額貯蓄保険契約の保険料率は、普通保険約款にもとづく保険料率とします。

(保険料の払込)

第4条 保険料は、普通保険約款の規定にかかわらず、払込期月内の会社の定めた日(以下「振替日」といいます。)に保険料口座振替により払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合には、その日に次ぐ営業日に保険料口座振替を行ないます。

② 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。

③ 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振替える場合には、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できないものとします。

④ 保険契約者はあらかじめ払い込むべき保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。

(保険料の口座振替不能の場合の取扱)

第5条 振替日に保険料口座振替が不能となった場合には、会社は、次のとおり取り扱います。

1. 月払の保険契約の場合

翌月分の保険料の振替日に再度翌月分の保険料とあわせて保険料口座振替を行ないます。

2. 半年払または年払の保険契約の場合

振替日の翌月の応当日に再度保険料口座振替を行ないます。

② 前項の規定による保険料口座振替が不能な場合には、保険契約者は、普通保険約款に定める保険料払込の猶予期間内に、払込期月を過ぎた保険料(月払の保険契約の場合には、払込期月の保険料を含みます。)を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んで下さい。

(保険料の前納および自動貸付)

第6条 この特約を適用する月払契約について、普通保険約款に定める保険料の前納に関する規定を適用するときは、普通保険約款にもとづく保険料率を基準として、会社の定める率で割り引きます。

② この特約を適用する月払契約について、普通保険約款に定める保険料の自動貸付に関する規定を適用するときは、普通保険約款にもとづく保険料率を基準とします。

(指定口座または提携金融機関等の変更等)

第7条 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関等の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している提携金融機関等を他の提携金融機関等に変更することができます。この場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関等に申し出て下さい。

② 保険契約者が保険料口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関等に申し出て、他の払込方法を選択して下さい。

③ 保険契約者から保険料口座振替を委託された提携金融機関等が保険料口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、新たに他の提携金融機関等に保険料口座振替を委託するか、他の払込方法を選択して下さい。

- ④ 会社は、会社または保険契約者から保険料口座振替を委託された提携金融機関等のやむを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合には、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。
- ⑤ 指定口座または提携金融機関等の変更に際し、その変更の手續が行なわれないまま保険料口座振替が不能となった場合には、第5条の規定に準じて取り扱います。

(特約の消滅)

第8条 保険契約が次のいずれかの事由に該当した場合には、この特約は消滅します。

1. 解約その他の事由によって消滅したときまたは効力を失ったとき
2. 保険料の払込を要しなくなったとき
3. 他の保険料の払込方法<経路>に変更されたとき
4. 第1条第2項に該当しなくなったとき

(普通保険約款の規定の適用)

第9条 この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

(積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合の特則)

この特約を積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合には、第2条(契約日の特例)の規定は適用しません。

(自由設計愛児成長保険または無配当愛児成長保険に付加する場合の特則)

この特約を自由設計愛児成長保険または無配当愛児成長保険に付加する場合には、第2条(契約日の特例)第1項中、「被保険者」を「被保険者および保険契約者」と読み替えます。

(無配当ガン保険に付加する場合の特則)

この特約を無配当ガン保険に付加する場合には、第2条(契約日の特例)第1項中、「契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。」を「契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。(責任開始期の計算にあたって使用する保険期間の始期は、この特約が付加されていない場合の保険期間の始期とします。)」と、「保険事故」を「ガン以外の事由による保険事故」と、それぞれ読み替えます。

クレジットカード払特約条項

(特約の適用)

第1条 この特約は保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から申出があり、かつ会社がこれを承諾した場合に適用します。

② この特約を適用するには次の条件を満たすことを要します。

1. 保険契約者の指定するクレジットカードが、会社と保険料決済の取り扱いを提携しているクレジットカード発行会社(以下「提携カード会社」といいます)のクレジットカードであること
2. クレジットカードが有効であり、かつ保険料がその利用限度額の範囲内(以下「クレジットカードの有効性等」といいます)であること
3. 保険契約者と、クレジットカードの名義人(提携カード会社の会員規約等により、クレジットカードの使用が認められている人を含みます)が同一であること

(契約日の特例)

第2条 月払の保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合、契約日は普通保険約款(以下「主約款」といいます)に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間の計算は、この日を基準として行ないます。ただし、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、保険金、年金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合には、責任開始の日を契約日として、保険契約上の責任を負い、契約年齢および保険期間は、この日を基準として再計算します。

② 前項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、主約款の規定により契約日を定めます。

(保険料率)

第3条 この特約を適用する保険契約の保険料率は、クレジットカード払保険料率とします。

(保険料)

第4条 保険契約締結の際にこの特約を付加する場合は、第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます)から、クレジットカードにより払い込んでください。この場合、クレジットカードの有効性等を会社が確認し、クレジットカードによる保険料の払込を承諾した時(会社所定のクレジットカード利用票を使用する場合は、会社がクレジットカード利用票を作成した時)に、その払込があったものとみなします。

② 前項の場合において会社が保険契約の申込を承諾したときは、会社の責任開始の日を保険契約者に通知します。ただし、会社所定のクレジットカード利用票を使用した場合を除きます。

③ 保険料払込期間の中途においてこの特約を付加する場合は、この特約付加の申し出があった月の翌期の払込期月から、クレジットカードによる取扱を行ないます。ただし、この特約付加の申し出があった月前に、すでに払込期月の到来している未払込保険料(保険料の自動振替貸付を行なっている保険契約については、その貸付元利金を含みます)があるときは、この特約を付加する際、これを会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。

④ この特約による第2回目以後の保険料については、会社がクレジットカードの有効性等を確認し、提携カード会社に保険料を請求した時に、その払込があったものとします。

⑤ この特約により払い込まれた保険料については、保険契約者から特段の申出がない限り、会社は、領収証を発行しません。

(諸変更)

第5条 保険契約者は、クレジットカード払の取扱を停止するときにはあらかじめ会社に申し出て、他の払込方法を選択してください。

② 提携カード会社がクレジットカードによる保険料払込の取扱を停止したときには、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合、他の払込方法を選択してください。

(特約の消滅)

第6条 次の事由に該当したときは、この特約は消滅します。

1. 保険契約が消滅したとき
2. 保険料の払込を要しなくなったとき
3. 他の保険料の払込方法<経路>に変更したとき
4. 第1条第2項に該当しなくなったとき

(保険料の前納)

第7条 この特約を付加した保険契約については、主約款の規定にかかわらず、保険料の前納の取扱は行ないません。

(主約款の適用)

第8条 この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を適用します。

(積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合の特例)

この特約を積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合には、第2条(契約日の特例)の規定は適用しません。

(無配当ガン保険に付加する場合の特則)

この特約を無配当ガン保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. 第2条(契約日の特例)第1項中、「責任開始の日」を「保険期間の始期」と、「契約年齢および保険期間の計算は、この日を基準として行ないます。」を「契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、この日を基準として行ないます。(責任開始期の計算にあたって使用する保険期間の始期は、この特約が付加されていない場合の保険期間の始期とします。)」と、「保険金、年金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由」を「ガン以外の事由による保険事故」と、「契約年齢および保険期間」を「契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間」と、それぞれ読み替えます。
2. 第4条(保険料)第2項中、「責任開始の日」を「保険期間の始期」と読み替えます。

団体特別取扱特約条項

(特約の適用)

第1条 この特約は、つぎの第1号から第3号のすべての条件を満たし、かつ、第4号から第6号のいずれかの条件を満たした保険契約について適用します。

1. 保険契約者は、官公署、会社、工場、組合その他の団体(その事業所を含み、以下、「団体」といいます。)の代表者もしくは団体に勤務または所属し、その団体から定期的に給与等(役員報酬を含みます。)の支払を受ける社員、組合員等(以下「所属員」といいます。)であること。
2. 団体の代表者を保険契約者とする場合には、被保険者は所属員またはその親族であること。
3. 団体の代表者と会社との間に団体特別取扱協約が締結されており、団体代表者において第2回以後の保険料を取りまとめ、一括して会社に払い込むことが可能であること。
4. 団体の所属員を保険契約者とする場合には、その保険契約者が、年払の場合は10人以上、半年払または月払の場合は20人以上であること。
5. その団体の代表者を保険契約者とし、その団体の所属員またはその親族を被保険者とする事業保険契約の場合には、被保険者数が年払の場合は10人以上、半年払または月払の場合は20人以上であること。
6. その団体から給与等の支払を受ける保険契約者と事業保険契約の被保険者が、半年払または月払で20人以上であること。

(契約日の特例)

第2条 この特約の適用される月払の保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、第1回保険料相当額を受け取った日(被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の日。以下同じ。)の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。ただし、第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時)から契約日の前日までの間に発生した保険事故に対しても保険契約上の責任を負います。

- ② 前項ただし書の保険事故が発生した場合には、第1回保険料相当額を受け取った日を契約日として年齢の再計算を行わない保険料に過不足があれば支払金額と精算します。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、普通保険約款の規定にもとづいて契約日を定めることができます。

(保険料率)

第3条 この特約を適用する半年払契約および月払契約には特別の保険料率を適用します。

(保険料の払込)

第4条 第2回以後の保険料は、団体特別取扱協約により、団体と会社が決めた日までに団体を經由して払い込んで下さい。

- ② 前項の保険料は、団体から会社に払い込まれたときに、その保険料の払込があったものとします。

(領収証の発行)

第5条 団体代表者から一括払込を受けた保険料については、会社はその総額に対する領収証を団体代表者に交付し、個々の保険契約者に対しては別に領収証を発行しません。

(保険料の前納および自動貸付)

第6条 この特約を適用する半年払契約および月払契約について、普通保険約款に定める保険料の前納に関する規定を適用するときは、会社の定める範囲内で取扱います。

- ② この特約を適用する半年払契約および月払契約について、普通保険約款に定める保険料の自動貸付に関する規定を適用するときは、普通保険約款にもとづく保険料率を基準とします。

(契約者配当金の支払)

第7条 普通保険約款に定める契約者配当金の支払方法として保険料と相殺する方法を選択した月払契約の契約者配当金は、普通保険約款に定めた支払方法の規定にかかわらず、契約日が4月から9月までの保険契約に対しては、年単位の契約応当日の直後に到来する11月に、10月から3月までの保険契約に対しては、年単位の契約応当日の直後に到来する5月に、団体代表者を經由して、現金で支払います。ただし、契約者配当金の支払について特に団体との取りきめがあるときは、その方法により支払います。

(特約が効力を失う場合)

第8条 次の場合には、この特約は効力を失います。

1. 保険契約者(事業保険契約の保険契約者は除きます。)が死亡し、または団体を脱退したとき。ただし、この場合においても、団体を通じて保険料を払い込むことができる期間については、その者は第1条に規定するこの特約の適用要件を満たす者とみなして取扱い、この特約は効力を失いません。
2. 保険契約が普通保険約款に定める払済保険、払済終身保険、払済定期保険、払済年金保険、延長保険または保険料の払込免除になったとき。
3. 団体代表者と会社との間に締結された団体特別取扱協約が解除されたとき。

4. 第1条第4号から第6号までの条件のいずれにも満たなくなり、6カ月を経過してもなおいずれの条件も満たせないとき。

(普通保険約款の規定の適用)

第9条 この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

(積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合の特則)

この特約を積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合には、第2条(契約日の特例)の規定は適用しません。

(自由設計愛児成長保険または無配当愛児成長保険に付加する場合の特則)

この特約を自由設計愛児成長保険または無配当愛児成長保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱い
ます。

1. 第1条(特約の適用)中、「所属員またはその親族」を「所属員の親族」と読み替えます。
2. 第2条(契約日の特例)第1項中、「被保険者」を「被保険者および保険契約者」と読み替えます。

(無配当ガン保険に付加する場合の特則)

この特約を無配当ガン保険に付加する場合には、第2条(契約日の特例)第1項中、「契約年齢、保険期間その他この保
険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。」を「契約年齢、保険期間その他この保険契約における
期間の計算は、その日を基準として計算します。(責任開始期の計算にあたって使用する保険期間の始期は、この特約が
付加されていない場合の保険期間の始期とします。)」と、「保険事故」を「ガン以外の事由による保険事故」と、それぞれ読
み替えます。

(予定利率市場連動型積立個人年金保険(USドル建)または予定利率市場連動型積立個人年金保険(ユーロ建)に付加 する場合の特則)

この特約を予定利率市場連動型積立個人年金保険(USドル建)または予定利率市場連動型積立個人年金保険(ユー
ロ建)に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱い
ます。

1. 第2条(契約日の特例)および第3条(保険料率)の規定は適用しません。
2. 第4条(保険料の払込)第1項中、「第2回以後の保険料」を「普通保険約款に定める基本保険料および増額保険料」と
読み替えます。

集団特別取扱特約条項

(特約の適用)

第1条 官公署、会社、工場、組合、連合会、同業団体その他の集団(その事業所を含み、以下「集団」といいます。)に勤務または所属する者(以下「所属員」といい、所属員が会社・商店等である場合には、当該所属員の役職員を含みます。)を保険契約者(集団の代表者が保険契約者になる場合を含みます。)とし、次の条件を満たす場合には、会社は、その集団と集団特別取扱協約を締結し、その集団に属する保険契約について、この特約条項を適用します。

1. 集団の代表者が保険契約者となる場合には、被保険者は所属員またはその親族であること。
2. 年払、半年払または月払契約の保険契約者もしくは被保険者のいずれかが10人以上であること。
3. 各保険契約者の払い込むべき第2回以後の保険料は、集団代表者においてこれを取りまとめ一括して払い込むこと。

(契約日の特例)

第2条 この特約の適用される月払の保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、第1回保険料相当額を受け取った日(被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の日。以下同じ。)の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。ただし、第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時)から契約日の前日までの間に発生した保険事故に対しても保険契約上の責任を負います。

- ② 前項ただし書の保険事故が発生した場合には、第1回保険料相当額を受け取った日を契約日として年齢の再計算を行わない保険料に過不足があれば支払金額と精算します。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、普通保険約款の規定にもとづいて契約日を定めることができます。

(保険料率)

第3条 この特約を適用する月払契約の保険料率は集団特別取扱の保険料率とします。

(保険料の払込)

第4条 第2回以後の保険料は、集団特別取扱協約により、集団と会社を取り決めた日までに集団を経由して払い込んで下さい。

- ② 前項の保険料は、集団から会社に払い込まれたときに、その保険料の払込があったものとします。

(領収証の発行)

第5条 集団代表者から一括払込を受けた保険料については、会社はその総額に対する領収証を集団代表者に交付し、個々の保険契約者に対しては別に領収証を発行しません。

(保険料の前納および自動貸付)

第6条 この特約を適用する月払契約について、普通保険約款に定める保険料の前納に関する規定を適用するときは、普通保険約款にもとづく保険料率を基準として、会社の定める率で割り引きます。

- ② この特約を適用する月払契約について、普通保険約款に定める保険料の自動貸付に関する規定を適用するときは、普通保険約款にもとづく保険料率を基準とします。

(契約者配当金の支払)

第7条 普通保険約款に定める契約者配当金の支払方法として保険料と相殺する方法を選択した月払契約の契約者配当金は、普通保険約款に定めた支払方法の規定にかかわらず契約日が4月から9月までの保険契約に対しては、年単位の契約応当日の直後に到来する11月に、10月から3月までの保険契約に対しては、年単位の契約応当日の直後に到来する5月に、集団代表者を経由して、現金で支払います。ただし、契約者配当金の支払について特に集団との取りきめがあるときは、その方法により支払います。

(特約が効力を失う場合)

第8条 次の場合には、この特約は効力を失います。

1. 保険契約者が死亡し、または集団を脱退したとき。ただし、この場合においても、集団を通じて保険料を払い込むことができる期間については、その者は第1条に規定するこの特約の適用要件を満たす者とみなして取扱い、この特約は効力を失いません。
2. 保険契約が普通保険約款に定める払済保険、払済終身保険、払済定期保険、払済年金保険、延長保険または保険料の払込免除になったとき。
3. 集団代表者と会社との間に締結された集団特別取扱協約が解除されたとき。
4. 第1条に定める保険契約者および被保険者のいずれもが10人未満となり、6カ月(月払契約の場合は3カ月)を経過してもなお10人以上とならなかったとき。

(普通保険約款の規定の適用)

第9条 この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

(積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合の特則)

この特約を積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合には、第2条(契約日の特例)の規定は適用しません。

(自由設計愛児成長保険または無配当愛児成長保険に付加する場合の特則)

この特約を自由設計愛児成長保険または無配当愛児成長保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱い
ます。

1. 第1条(特約の適用)中、「所属員またはその親族」を「所属員の親族」と読み替えます。
2. 第2条(契約日の特例)第1項中、「被保険者」を「被保険者および保険契約者」と読み替えます。

(無配当ガン保険に付加する場合の特則)

この特約を無配当ガン保険に付加する場合には、第2条(契約日の特例)第1項中、「契約年齢、保険期間その他この保
険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。」を「契約年齢、保険期間その他この保険契約における
期間の計算は、その日を基準として計算します。(責任開始期の計算にあたって使用する保険期間の始期は、この特約が
付加されていない場合の保険期間の始期とします。)」と、「保険事故」を「ガン以外の事由による保険事故」と、それぞれ読
み替えます。

(予定利率市場連動型積立個人年金保険(USドル建)または予定利率市場連動型積立個人年金保険(ユーロ建)に付加 する場合の特則)

この特約を予定利率市場連動型積立個人年金保険(USドル建)または予定利率市場連動型積立個人年金保険(ユー
ロ建)に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱い
ます。

1. 第2条(契約日の特例)および第3条(保険料率)の規定は適用しません。
2. 第4条(保険料の払込)第1項中、「第2回以後の保険料」を「普通保険約款に定める基本保険料および増額保険料」と
読み替えます。

5年ごと利差配当付定期保険集団取扱特約条項

(取扱の範囲)

第1条 官公署、会社、工場、組合、連合会、同業団体その他の集団(その事業所を含み、以下「集団」といいます。)に勤務または所属する者(以下「所属員」といい、所属員が会社・商店等である場合には、当該所属員の役職員を含みます。)を保険契約者(集団の代表者が保険契約者になる場合を含みます。)とし、次の条件を満たす場合には、会社は、その集団と5年ごと利差配当付定期保険集団取扱協約(以下「集団取扱協約」といいます。)を締結し、その集団に属する保険契約について、この特約条項を適用します。

1. 集団の代表者が保険契約者となる場合には、被保険者は集団の所属員またはその親族であること。
2. 保険契約者または被保険者のいずれかが20人以上であること。
3. 第2回以後の保険料は集団代表者においてこれを取りまとめ一括して払い込むこと。

(契約日)

第2条 この特約の適用される保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、第1回保険料相当額を受け取った日(被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の日。以下同じ。)の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。ただし、第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時)から契約日の前日までの間に発生した保険事故に対しても保険契約上の責任を負います。

- ② 前項ただし書の保険事故が発生した場合には、第1回保険料相当額を受け取った日を契約日として年齢の再計算を行ない、保険料に過不足があれば支払金額と精算します。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、普通保険約款の規定に基づいて契約日を定めることができます。

(保険期間)

第3条 この特約を付加した保険契約(以下「この保険契約」といいます。)の保険期間満了の日は、集団を通じて同一であることを要します。ただし、保険契約締結の際、保険契約者から申出があればこれと異なる取扱をします。

(保険料率)

第4条 この保険契約については、5年ごと利差配当付定期保険集団取扱の保険料率を適用します。

- ② 前項の保険料率は、被保険者数の増減に応じて毎年の契約当日に変更します。

(保険料払込方法)

第5条 保険料の払込方法<回数>は、年払、半年払または月払とします。ただし、集団を通じて同一であることを要します。

(保険料の払込)

第6条 第2回以後の保険料は、集団取扱協約により、集団代表者と会社が決めた日までに集団を経由して払い込んで下さい。

- ② 前項の保険料は、集団代表者から会社に払い込まれた時に保険料の払込があったものとします。

(保険料の前納)

第7条 この特約を付加した保険契約の保険料の前納は、会社の定める範囲内で取扱います。

(保険料領収証)

第8条 集団代表者から払い込まれた保険料については、会社はその総額に対する領収証を集団代表者に交付し、個々の領収証は発行しません。

(特約の失効)

第9条 次の場合には、この特約は効力を失います。

1. 保険料が会社に払い込まれないままで、第6条第1項に定める払込期日を過ぎたとき。
2. 保険契約者または被保険者が第1条に該当しなくなったとき。ただし、保険契約者が集団を脱退した場合においても、集団を通じて保険料を払い込むことができる期間については、その者は第1条に規定するこの特約の適用要件を満たす者とみなして取扱い、この特約は効力を失いません。
3. 集団代表者と会社との間に締結された集団取扱協約が解除されたとき。
4. 第1条に定める保険契約者および被保険者のいずれもが20人未満となり、6カ月を経過してもなお20人以上とならなかったとき。

(普通保険約款の規定の適用)

第10条 この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険集団取扱特約条項

(取扱の範囲)

第1条 官公署、会社、工場、組合、連合会、同業団体その他の集団(その事業所を含み、以下「集団」といいます。)に勤務または所属する者(以下「所属員」といい、所属員が会社・商店等である場合には、当該所属員の役職員を含みます。)を保険契約者(集団の代表者が保険契約者になる場合を含みます。)とし、次の条件を満たす場合には、会社は、その集団と5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険集団取扱協約(以下「集団取扱協約」といいます。)を締結し、その集団に属する保険契約について、この特約条項を適用します。

1. 集団の代表者が保険契約者となる場合には、被保険者は集団の所属員またはその親族であること。
2. 保険契約者または被保険者のいずれかが20人以上であること。
3. 第2回以後の保険料は集団代表者においてこれを取りまとめ一括して払い込むこと。

(契約日)

第2条 この特約の適用される保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、第1回保険料相当額を受け取った日(被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の日。以下同じ。)の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。ただし、第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時)から契約日の前日までの間に発生した保険事故に対しても保険契約上の責任を負います。

- ② 前項ただし書の保険事故が発生した場合には、第1回保険料相当額を受け取った日を契約日として年齢の再計算を行ない、保険料に過不足があれば支払金額と精算します。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、普通保険約款の規定に基づいて契約日を定めることができます。

(保険期間)

第3条 この特約を付加した保険契約(以下「この保険契約」といいます。)の保険期間満了の日は、集団を通じて同一であることを要します。ただし、保険契約締結の際、保険契約者から申出があればこれと異なる取扱をします。

(保険料率)

第4条 この保険契約については、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険集団取扱の保険料率を適用します。

- ② 前項の保険料率は、被保険者数の増減に応じて毎年の契約当日に変更します。

(保険料払込方法)

第5条 保険料の払込方法<回数>は、年払、半年払または月払とします。ただし、集団を通じて同一であることを要します。

(保険料の払込)

第6条 第2回以後の保険料は、集団取扱協約により、集団代表者と会社が決めた日までに集団を経由して払い込んで下さい。

- ② 前項の保険料は、集団代表者から会社に払い込まれた時に保険料の払込があったものとします。

(保険料の前納)

第7条 この特約を付加した保険契約の保険料の前納は、会社の定める範囲内で取扱います。

(保険料領収証)

第8条 集団代表者から払い込まれた保険料については、会社はその総額に対する領収証を集団代表者に交付し、個々の領収証は発行しません。

(特約の失効)

第9条 次の場合には、この特約は効力を失います。

1. 保険料が会社に払い込まれないままで、第6条第1項に定める払込期日を過ぎたとき。
2. 保険契約者または被保険者が第1条に該当しなくなったとき。ただし、保険契約者が集団を脱退した場合においても、集団を通じて保険料を払い込むことができる期間については、その者は第1条に規定するこの特約の適用要件を満たす者とみなして取扱い、この特約は効力を失いません。
3. 集団代表者と会社との間に締結された集団取扱協約が解除されたとき。
4. 第1条に定める保険契約者および被保険者のいずれもが20人未満となり、6カ月を経過してもなお20人以上とならなかったとき。

(普通保険約款の規定の適用)

第10条 この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

給付金の受取人に関する特約条項

(特約の締結)

第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。

- ② 前項の規定にかかわらず、契約者は、主契約の締結後、給付金の支払事由が発生する前に限り、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ 前項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(給付金の受取人)

第2条 この特約を付加した保険契約(主契約に特約が付加されているときは、その特約を含みます。)については、普通保険約款(主契約に特約が付加されているときは、その特約条項を含みます。)に給付金の受取人は契約者と定められている場合でも、その給付金の受取人は被保険者となります。

(特約の解約)

第3条 契約者は、給付金の支払事由が発生する前に限り、被保険者の同意を得て、この特約を解約することができます。

(この特約の付加または解約をした場合の受取人変更の効力)

第4条 この特約の付加または解約の通知が会社に到達した場合には、受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、当該通知が会社に到達する前に変更前の受取人に給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の受取人から請求を受けても、会社はこれを支払いません。

- ② 契約者の遺言による受取人の変更の場合は、契約者が死亡した後、契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

(積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合の特則)

この特約を積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. 第1条(特約の締結)第2項、第3条(特約の解約)および第4条(この特約の付加または解約をした場合の受取人変更の効力)第1項中、「給付金」を「給付金、一時金または年金」と読み替えます。
2. 第2条(給付金の受取人)中、「給付金」を「給付金、一時金および年金」と読み替えます。

(無配当収入保障保険、無配当収入保障保険(月額給付型)または無配当長期傷害保険に付加する場合の特則)

この特約を無配当収入保障保険、無配当収入保障保険(月額給付型)または無配当長期傷害保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. 第1条(特約の締結)第2項、第3条(特約の解約)および第4条(この特約の付加または解約をした場合の受取人変更の効力)第1項中、「給付金」を「年金または給付金」と読み替えます。
2. 第2条(給付金の受取人)中、「給付金」を「年金および給付金」と読み替えます。

(長期介護保障保険に付加する場合の特則)

この特約を長期介護保障保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. 第1条(特約の締結)第2項、第3条(特約の解約)および第4条(この特約の付加または解約をした場合の受取人変更の効力)第1項中、「給付金」を「介護給付金または介護一時金」と読み替えます。
2. 第2条(給付金の受取人)中、「給付金」を「介護給付金および介護一時金」と読み替えます。

(無配当医療保険10に付加する場合の特則)

この特約を無配当医療保険10に付加する場合には、第2条(給付金の受取人)を次のとおり読み替えます。

「(給付金の受取人)

第2条 この特約を付加した保険契約(主契約に特約が付加されているときは、その特約を含みます。)については、普通保険約款(主契約に特約が付加されているときは、その特約条項を含みます。)に給付金の受取人は契約者と定められている場合でも、その給付金の受取人は被保険者となります。ただし、無配当生存給付金付死亡保障特約10条項における生存給付金の受取人は契約者となります。」

家族特約の保険金等の受取人に関する特約条項

(特約の締結)

第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、家族特約(特約の被保険者が主契約の被保険者の妻または子である特約をいいます。以下同じ。)に付加して締結します。

② 前項の規定にかかわらず、契約者は、主契約の締結後、保険金または給付金の支払事由が発生する前に限り、家族特約の被保険者の同意を得て、この特約を家族特約に付加することができます。

③ 前項の規定によりこの特約を家族特約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(保険金または給付金の受取人)

第2条 この特約を付加した家族特約については、家族特約の特約条項に保険金または給付金の受取人は主契約の被保険者と定められている場合でも、その保険金または給付金の受取人は契約者とします。

(特約の解約)

第3条 契約者は、保険金または給付金の支払事由が発生する前に限り、家族特約の被保険者の同意を得て、この特約を解約することができます。

(この特約の付加または解約をした場合の受取人変更の効力)

第4条 この特約の付加または解約の通知が会社に到達した場合には、受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、当該通知が会社に到達する前に変更前の受取人に保険金または給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の受取人から請求を受けても、会社はこれを支払いません。

② 契約者の遺言による受取人の変更の場合は、契約者が死亡した後、契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

指定代理請求特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、給付金等の受取人が給付金等を請求できない会社所定の事情がある場合に、給付金等の受取人に代わって指定代理請求人または代理請求人が請求を行なうことを可能とする内容を主な内容とするものです。

(特約の締結)

第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の締結の際、主契約の被保険者(以下「被保険者」といいます。)の同意を得て、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出により、主契約に付加して締結します。

- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、被保険者の同意を得て、契約者から申出があった場合、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ 前項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(特約の対象となる給付金等)

第2条 この特約の対象となる給付金等(以下「給付金等」といいます。)は、主契約および付加されている特約の給付のうち、次に定めるものとします。ただし、生存給付金、無事故給付金および健康祝金を除きます。

1. 主契約の普通保険約款(付加されている特約の特約条項を含みます。以下「主約款」といいます。)の規定により、受取人が被保険者と定められている給付(受取人が主契約の被保険者と定められている給付および法人が受け取ることとなる給付を除き、付加されている特約について、給付の受取人を主契約の給付の受取人としていることにより、被保険者が受取人となる給付を含みます。)
 2. 主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されていることにより、被保険者が受け取ることとなる給付
 3. 被保険者と契約者が同一人である場合で、主約款の規定により、受取人が契約者と定められている給付(付加されている特約について、給付の受取人を主契約の給付の受取人としていることにより、契約者が受取人となる給付を含みます。)
 4. 主約款の規定により、受取人が給付金受取人、入院給付金受取人、治療給付金受取人または介護年金受取人と定められている給付で、契約者がその受取人を被保険者と指定している給付またはその受取人が指定されないことにより被保険者が受取人となることと定められている給付
 5. 被保険者と契約者が同一人である場合の保険料の払込免除
- ② 主約款に定める次の取扱が行なわれたことにより、前項各号の要件に該当しなくなった給付については、この特約の適用はありません。
1. 給付金の受取人に関する特約が解約されたこと
 2. 契約者、給付金受取人、入院給付金受取人、治療給付金受取人または介護年金受取人の指定または変更が行なわれたこと
 3. 給付金等の受取人が被保険者から法人である契約者に変更されたこと

(指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求)

第3条 前条に定める給付金等の受取人が、給付金等を請求できない第2項に定める特別な事情があるときは、契約者が被保険者の同意を得て、あらかじめ指定または第6条(指定代理請求人の変更または撤回)の規定により変更した次の各号に定める範囲内の一人の者(以下「指定代理請求人」といいます。))が、別表に定める書類およびその特別な事情の存在を証明する書類を提出して、給付金等の受取人の代理人として給付金等を請求することができます。

1. 被保険者の戸籍上の配偶者
 2. 被保険者の3親等内の親族
 3. 被保険者と同居し、または生計を一にしている前2号に準ずる者として会社が認めた者
 4. 前3号のほか、被保険者のために給付金等を請求すべき相当な関係があると会社が認めた者
- ② 前項に定める特別な事情はつぎのとおりとします。
1. 給付金等の請求を行なう意思表示が困難であると会社が認めた場合
 2. 悪性新生物等のため傷病名の告知を受けていない場合または余命の告知を受けていない場合
 3. その他これに準じる状態であると会社が認めた場合
- ③ 指定代理請求人が第1項の請求を行なう場合、指定代理請求人は請求時において第1項各号の範囲内であることを要します。
- ④ 指定代理請求人が第1項に該当しているが第3項に該当しないことにより給付金等を請求できない場合、もしくは第1項および第3項に該当しているが請求できない特別な事情がある場合には、次に定める者(以下「代理請求人」といいます。))は、会社の承諾を得たうえで、第1項に定める書類を提出して、給付金等の受取人の代理人として給付金等を請求することができます。
1. 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 2. 前号に規定する者がいない場合、または前号に規定する者に給付金等を請求できない特別な事情がある場合には、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にする被保険者の3親等内の親族
 3. 前2号に規定する者がいない場合、または、前2号に規定する者に給付金等を請求できない特別な事情がある場合には、第1号以外の戸籍上の配偶者または前号以外の3親等内の親族
- ⑤ 指定代理請求人の指定がない場合に、給付金等の受取人が第2項に定める特別な事情により給付金等の請求ができないときは、前項各号に規定する代理請求人は、会社の承諾を得たうえで、第1項に定める書類を提出して、給付金等の受取人の代理人として給付金等を請求することができます。

- ⑥ 本条の規定に基づき、会社が指定代理請求人もしくは代理請求人に対して給付金等を支払った場合には、その後重複して給付金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ⑦ 本条の規定にかかわらず、故意または重大な過失により、給付金等の支払事由(保険料の払込免除事由を含みます。)を生じさせた者または故意に給付金等の受取人を給付金等を請求できない状態にさせた者は、指定代理請求人または代理請求人としての取扱を受けることができません。

(告知義務違反による解除および重大事由による解除)

第4条 主契約にこの特約が付加されている場合において、主契約または付加されている特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除については、主約款の告知義務違反による解除に関する規定および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって契約者、被保険者または給付金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

(特約の解約)

第5条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(指定代理請求人の変更または撤回)

- 第6条** 契約者は、被保険者の同意を得て、第3条(指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求)第1項に定める範囲内で指定代理請求人を変更し、指定代理請求人の指定を撤回することができます。この場合、契約者は別表に定める書類を提出してください。
- ② 前項の場合、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対して効力を生じません。

(主契約の被保険者が変更された場合の取扱)

第7条 主約款の規定によって、主契約が被保険者の夫を被保険者とする保険契約に変更された場合には、指定代理請求人の指定は撤回されたものとします。この場合、契約者は新たな指定代理請求人を指定してください。

(主約款の指定代理請求または代理請求に関する規定の不適用)

第8条 この特約を主契約に付加した場合には、主約款における指定代理請求または代理請求についての規定は適用しません。

(主約款の規定の準用)

第9条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(主契約が無配当愛児成長保険等の場合の特則)

第10条 この特約が、愛児成長保険、新愛児成長保険、自由設計愛児成長保険または無配当愛児成長保険に付加されている場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

- 1. 第2条(特約の対象となる給付金等)第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
「この特約の対象となる給付金等(以下「給付金等」といいます。)は、主契約および付加されている特約の給付のうち次に定めるものとします。
 - 1. 被保険者が保険金受取人に指定されている養護見舞金および養護年金
 - 2. 契約者が保険金受取人に指定されている養育一時金および養育年金
 - 3. 特約の被保険者が保険金受取人に指定されている特約高度障害給付金
 - 4. 主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されていることにより被保険者が受け取ることとなる給付
 - 5. 契約者が払込免除事由に該当したときの保険料の払込免除」
- 2. 第2条第2項第2号の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
「2. 契約者または保険金受取人の変更が行われたこと」
- 3. 第1号2. および5. の適用に際しては、第3条(指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求)および第6条(指定代理請求人の変更または撤回)中、「被保険者」とあるのを「契約者」と読み替え、第1号3. の適用に際しては、第3条および第6条中、「被保険者」とあるのを「特約の被保険者」と読み替えます。

(主契約が利益配当付こども成長保険等の場合の特則)

第11条 この特約が、ライフサイクル無配当こども成長保険または利益配当付こども成長保険に付加されている場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

- 1. 第2条(特約の対象となる給付金等)第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
「この特約の対象となる給付金等(以下「給付金等」といいます。)は、契約者が払込免除事由に該当したときの保険料の払込免除とします。」
- 2. 前号の適用に際しては、第3条(指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求)および第6条(指定代理請求人の変更または撤回)中、「被保険者」とあるのを「契約者」と読み替えます。

(主契約が医療給付金付無配当定期保険(95)等の場合の特則)

第12条 この特約が医療給付金付無配当定期保険または医療給付金付無配当定期保険(95)に付加されている場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

- 1. 第1条(特約の締結)第1項中、「主契約の被保険者(以下「被保険者」といいます。)」とあるのは「主契約の主たる被保険者(以下「主たる被保険者」といいます。)」と読み替え、同条第2項、第3条(指定代理請求人または代理請求人による

給付金の請求)および第6条(指定代理請求人の変更または撤回)中、「被保険者」とあるのは「主たる被保険者」と読み替えます。

2. 第2条(特約の対象となる給付金等)第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
「この特約の対象となる給付金等(以下「給付金等」といいます。)は、主契約および付加されている特約の給付のうち次に定めるものとします。
 1. 主契約の普通保険約款(付加されている特約の特約条項を含みます。以下「主約款」といいます。)の規定により、受取人が主たる被保険者と定められている給付(付加されている特約について、給付の受取人を主契約の給付の受取人としていることにより、主たる被保険者が受取人となる給付を含みます。)のうち、主たる被保険者が支払事由に該当したときの給付(法人が受け取ることとなる給付を除きます。)
 2. 主たる被保険者と契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

(主契約がライフサイクル無配当入院保険(01)の場合の特則)

第13条 この特約がライフサイクル無配当入院保険(01)に付加されている場合には、第2条(特約の対象となる給付金等)第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

「この特約の対象となる給付金等(以下「給付金等」といいます。)は、主契約および付加されている特約の給付のうち次に定めるものとします。

1. 主契約の普通保険約款(付加されている特約の特約条項を含みます。以下「主約款」といいます。)の規定により、受取人が被保険者と定められている給付(付加されている特約について、給付の受取人を主契約の給付の受取人としていることにより、被保険者が受取人となる給付を含みます。)のうち、被保険者が支払事由に該当したときの給付(法人が受け取ることとなる給付を除きます。)
2. 被保険者と契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表 請求書類

項目	提出書類
指定代理請求(代理請求)による給付金等の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 最終の保険料領収証 (4) 被保険者の住民票 (5) 会社所定の診断書・証明書 (6) 会社所定の入院・手術証明書 (7) 被保険者と指定代理請求人(代理請求人)の続柄が確認できる戸籍謄本 (8) 指定代理請求人(代理請求人)の住民票と印鑑証明書 (9) 被保険者または指定代理請求人(代理請求人)の健康保険被保険者証の写し (10) 代理請求の場合で、指定代理請求人が請求できない特別な状態のとき、その状態を証明する会社が認めた書類
指定代理請求人の変更または撤回	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 契約者の印鑑証明書
(注)会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。また、指定代理請求(代理請求)による給付金等の支払について、会社が必要と認めた場合には、事実の確認を行ない、または会社の指定する医師の診断を行なわせることがあります。	

自動更新特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約に付加される特約の更新を取り扱うことを目的としたものです。

(特約の締結)

第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)に付加される特約のうち、定期保険特約等会社の定める特約(以下「主特約」といいます。)を締結する際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。

② 前項の規定によりこの特約を付加した場合、主特約の規定にかかわらず、主特約の保険期間は会社の定める期間とします。

(主特約の自動更新の取扱)

第2条 保険契約者から主特約の保険期間満了の日の2週間前までに反対の申出がない限り、主特約の保険期間満了の日の翌日(以下「更新日」といいます。)に主特約は更新されるものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、更新されません。

1. 更新後の主特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の契約年齢が会社の定める契約年齢を超えるとき。
2. 更新日が主契約の保険料払込期間満了の日を超えるとき。
3. 主特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれていないとき。
4. 特別条件付取扱特約が付加されているとき。ただし、次のいずれかの場合には更新されます。

(1) 特別保険料の領収方法が適用されている場合。この場合、更新前の主特約と同一の条件を付加して更新するものとし、更新後の主特約の特別保険料は、更新日における主特約の被保険者の年齢および更新後の主特約の保険期間に基づいて計算します。

(2) 保険金額の削減の支払方法が適用されている場合で、主特約の保険期間満了の前までに保険金削減期間が満了しているとき。この場合、更新後の主特約には更新前の保険金額の削減支払方法は適用されません。

② 更新後の主特約の保険期間は更新前の主特約の保険期間と同一とします。ただし、前項第1号および第2号に該当する場合、会社所定の範囲内で主特約の保険期間を短縮すれば前項の条件を満たすこととなるときは、保険期間を短縮して主特約を自動更新するものとします。

③ 更新後の主特約の保険料払込期間は、会社の定める期間とします。

④ 次回更新後の主特約の保険期間が第2項ただし書により、5年未満となるときは、第2項の規定にかかわらず、会社の定める保険期間とします。

⑤ 第1項第2号の規定にかかわらず、会社の定めた主特約に限り、会社の定める範囲内で、主契約の保険料払込期間満了日の翌日に更新を行なうことができます。

⑥ 前項の場合、更新後の主特約の保険期間は、被保険者の年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとします。ただし、会社の定める主特約に限り、会社の定める保険期間で更新できるものとします。

⑦ 更新後の主特約の保険料は更新日における被保険者の年齢によって計算します。

⑧ 更新後の主特約の保険金額または給付日額は、更新前の主特約の保険金額または給付日額と同額とします。ただし、保険契約者から主特約の保険期間満了の日の2週間前までに申出がある場合、会社の定める範囲内で、被保険者の同意(保険金額または給付日額を減額して更新する場合を除きます。)および会社の承諾を得て、更新日から主特約の保険金額または給付日額を変更することができます。

⑨ 主特約が更新された場合、保険金および給付金の支払ならびに保険料の払込免除の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間とは、継続したものとして取り扱います。

⑩ 更新後の主特約の第1回保険料の払込については、更新日の属する月に払い込まれるべき主契約の保険料と同様に取り扱います。ただし、主特約の保険料の払込方法が一時払の場合には、保険料の自動貸付に関する規定は適用しません。この場合、保険料払込の猶予期間満了日までに主特約の第1回保険料が払い込まれなかったときは、主特約は更新されなかったものとして取り扱います。

⑪ 主特約の保険料の払込方法が一時払の場合、主契約の保険料の払込が免除されているときは、主特約の保険料を払い込むことにより主特約を更新することができるものとします。

⑫ 主特約の規定により主契約の普通保険約款を準用するときは、「契約締結」を「主特約の更新」に、「契約日」を「更新日」にそれぞれ読み替えます。

⑬ この特約が複数の主特約にそれぞれ付加された場合、これらの主特約の更新日は、会社の定める範囲内で、同一とします。

⑭ 会社は、主務官庁の認可を得て、主特約の特約条項および保険料率を変更することがあります。この場合には、当該変更日以後に更新する主特約については、更新日以後、変更後の主特約の特約条項および保険料率を適用します。

⑮ 主特約が更新された場合に、更新後の保険契約の保険証券は、旧保険証券と更新の通知書をもって新保険証券に代えます。この場合、更新の通知書には、更新された主特約の名称、終期(保険期間)および保険金額等を記載します。

⑯ 更新後の主特約については、本条に定めがある事項を除いて主特約の規定を適用します。

(特約の解約)

第3条 この特約のみの解約はできません。

(特約の更新)

第4条 主特約の更新に際しては、この特約は主特約とともに更新されます。

(5年ごと利差配当付年金払定期保険特約または無配当年金払定期保険特約に付加した場合の特則)

第5条 この特約を5年ごと利差配当付年金払定期保険特約または無配当年金払定期保険特約に付加した場合には、第2条第8項中「保険金額または給付日額」とあるのは「特約年金額」、第2条第9項中「保険金および給付金」とあるのは「特約年金」額に読み替えます。

(無配当特定損傷特約に付加した場合の特則)

第6条 この特約を無配当特定損傷特約に付加した場合には、更新後の無配当特定損傷特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の契約年齢が60歳を超えるときは更新されません。

- ② 前項に該当する場合に、会社の定める範囲内で保険期間を短縮すれば前項の条件を満たすこととなるときは、保険期間を短縮して、特約を更新させるものとします。
- ③ 次回更新後の無配当特定損傷特約の保険期間が第2項により、5年未満となるときは、第2項の規定にかかわらず、会社の定める保険期間とします。

特別条件付取扱特約条項

第1条 保険契約(主たる保険契約(以下「主契約」といいます。))およびそれに付加される特約をいいます。)申込の際、被保険者の健康状態その他が、会社の定める普通の標準に合わないときは、保険契約にこの特約を付加して締結します。

第2条 この特約で、保険契約に付加する特別条件は、次の各号の1つまたは2つとします。

1. 特別保険料の領収

- (1) 普通の保険料に、会社が定めた特別保険料を加算して払い込むものとします。
- (2) この条件が付加された保険契約の解約払戻金は、普通保険約款および特約条項の解約払戻金の規定を適用して計算します。

2. 契約年齢の年増

被保険者の年齢に、会社の定めた年数を加算した年齢によって、保険契約を締結し、この年齢に基づいて保険料、責任準備金(会社の定める方法によって計算される保険契約に対する保険料積立金をいいます。)、払戻金等を計算します。

3. 保険金または年金の削減支払

会社は削減期間を定め、この削減期間内に、被保険者が、災害または別表に定める感染症によらないで死亡したときは、保険金額または年金額に、次表に示す割合を乗じた金額を支払います。

削減期間 保険年度	1年	2年	3年	4年	5年
第1年度	0.50	0.30	0.25	0.20	0.15
第2年度		0.60	0.50	0.40	0.30
第3年度			0.75	0.60	0.45
第4年度				0.80	0.60
第5年度					0.80

第3条 この特約のついた保険契約については、普通保険約款および特約条項に定める保険期間の延長、払済保険、払済終身保険、払済定期保険、払済年金保険および延長保険への変更は取り扱いません。

第4条 この特約のついた保険契約が効力を失ったときは、失効後1年以内に限り復活の請求をすることができます。この場合には、会社の指定した医師の診査を必要とします。

第5条 この特約が付加されている保険契約が普通保険約款および特約条項に基づいて更新するときは、第2条第3号が適用されている場合を除き、更新前の保険契約と同一の条件を付加して更新するものとします。この場合、次に定めるところによります。

- 第2条第1号に定める特別条件が適用されている場合には、更新後の保険契約の特別保険料は、更新日における被保険者の年齢および更新後の保険契約の保険期間に基づいて計算します。
- 第2条第3号に定める特別条件が適用されている場合には、普通保険約款および特約条項の規定にかかわらず、保険契約の保険期間満了の前までに保険金または年金の削減期間が満了しているときに限り更新されます。この場合、更新後の保険契約には更新前に付加した特別条件は適用されません。

(積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合の特則)

この特約を積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合には、第2条第3号中、「保険金額または年金額に、次表に示す割合を乗じた金額」を「主契約の場合は基本保険金額に次表に示す割合を乗じた金額と増加保険金額の合計額および特約の場合は保険金額もしくは年金額に次表に示す割合を乗じた金額」と読み替えます。

(無配当収入保障保険(月額給付型)に付加する場合の特則)

この特約を無配当収入保障保険(月額給付型)に付加する場合には、第2条第3号中、「保険金または年金」を「年金」と、「保険金額または年金額」を「年金月額」と、それぞれ読み替えます。

(新終身年金保険に付加する場合の特則)

この特約を新終身年金保険に付加する場合には、普通死亡保障の組み込まれている特約を適用の対象とします。

別表 感染症

「感染症」とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10(2003 年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)	

(新型コロナウイルス感染症に関する特則)

上記に定めるほか、新型コロナウイルス感染症(ただし、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであり、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。以下、同じとします。)についても、上記に定める感染症に含めるものとします。ただし、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症および新型インフルエンザ等感染症のいずれにも該当しないこととなった場合には、この特則は適用されないものとします。



ジブラルタ生命保険株式会社

本社/〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

0120-981-088 **通話料無料**

ジブラルタ生命のホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>

お問い合わせ先（担当者）